

皇軍の偉績―日露戦役

露軍二萬、砲七門、其他小銃彈藥の多數を鹵獲せらる。

沙河會戰(自九月十六日至十月十四日)

日本軍第一、二、四軍、歩一二三大隊、騎兵四六中隊、砲四八八門、機關砲一二門、工兵二四中隊。

露軍歩二四九大隊半、騎兵一三七中隊砲七五〇門、機關銃三三挺、工兵三六中隊。

本會戰は我軍約二倍の敵の攻撃に對し戰略的攻勢に轉じ、敵兵力の集結せざる不利に乘じ機先を制したる戰鬪にて、之れがため我軍爾後に於ける戰鬪準備の回復並旅順攻略の餘裕を得。

戰鬪員 日本軍約一二萬八百

露軍約二二萬千六百

損害 日本軍約二萬五百

露軍約四萬千四百

黑溝臺會戰(一月二十五日)

日本軍臨時立見軍の外第三師團及秋山支隊等を合し歩六〇大隊、騎三〇中隊、

砲一八〇門。

露軍第二軍歩兵約一二〇大隊、騎兵約九〇中隊、砲四三六門。

本會戰は約倍數の敵に對する一種の遭遇戰にして絶えず優勢の敵に對し攻勢を採り、三日間に亘る惡戰苦鬪と困苦缺乏並に酷寒とに打克ち遂に敵を撃退せり。

損害 日本軍約九千三百

露軍約一萬千七百

旅順要塞攻略(自六月四日至一月二日)

日本軍、第三軍(乃木大將)、第一、第七、第九、第十一師團、後備歩兵第一、第四旅團、攻城特種部隊。

我軍第一回攻撃當時の兵力歩兵四七大大隊、騎兵約四中隊、砲三八〇門(内重砲一九四門)、工兵一二中隊、戰鬪員合計約五萬人。

露軍關東軍司令官ステッセル中將、要塞兵歩兵三一大隊、騎兵一中隊、野砲兵九中隊、五七密砲一中隊、要塞砲兵三大隊工兵一中隊、要塞備砲約三五〇門、

露軍 軍旗三旗、砲四八門

俘虜二萬二千、失練六萬、死傷不明

樺太占領(自七月七日至八月三十日)

日本軍 第三師團原口中將指揮

露軍 同島軍司令官リヤブノフ中將歩兵約五大隊、其他若干の義勇兵乘馬兵、砲約一〇門、守備兵七千三百人。

殆ど大なる抵抗を受けず、全島を占領す。

リヤブノフ中將以下約四千四百名我に降服す。

海軍

聯合艦隊主力は旅順に、一部は浦鹽斯德に對し對馬海峡を扼し、又一部は仁川に向ひ陸兵輸送擁護、主力は二月八日旅順の敵艦隊に水雷襲撃を決行。

仁川沖海戰(二月九日)

爪生少將指揮、千代田、淺間二艦は敵艦ワリヤグ、コレーツの二隻を撃沈す。

戰鬪員合計約三萬五千人。

第一回總攻撃(自八月十九日至二十四日)

第九師團東、西盤龍山堡壘を奪取、第十一師團の一部は一度望臺に侵入撃退さる。我軍損害一萬五千八百人。

第二回總攻撃(自十月二十六日至三十日)

正攻法に依り二八榴榴砲増加、第九師團は鉢卷山、一戸堡壘、第十一師團は榴山を占領。我軍の損害三千八百人。

第三回總攻撃(自十一月二十六日至二十五日)

第一、第七師團二〇三高地及赤坂山を遂に占領、要塞に致命の打撃を與ふ。我軍の損害約一萬七千人。

要塞攻略(自十二月十八日至一月一日)

第十一師團は東鷄冠山北堡壘、第九師團は二龍山堡壘、第一師團は松樹山堡壘を占領、敵將降服を乞ふ。

【旅順要塞攻略損害】

日本軍約六萬人

露軍俘虜約二萬五千人

敵死傷四百名、我軍なし。

旅順口攻撃戰(自二月八日)

二月九日聯合艦隊旅順口沖に達し港外の敵艦隊を攻撃す。敵艦損傷六隻。我戰死四、負傷者五四名。

【第一次旅順口閉塞】(二月二十四日)

報國丸、武州丸、天津丸、武陽丸、仁川丸の五隻に七十七勇士を載せて自ら破壊沈没、一兵も損せず。

【第二次旅順口閉塞】(三月二十七日)

千代丸、福井丸、彌彦丸、米山丸の四隻、決死隊六十五名、廣瀬中佐福井丸と共に敵魚雷のため港内深く爆沈す。

【第三次旅順口閉塞】(五月三日)

小倉丸、長門丸、愛國丸、小樽丸、江戸丸、朝顔丸、新發田丸、三河丸、遠江丸、佐倉丸、相模丸、釜山丸計十二隻、二百四十四名乗組み百有餘の勇士死傷す。

黄海の大海戰(八月十日)

旅順口を脱出南下せんとする敵艦隊を

猶要兵器材料等多數鹵獲す。

奉天會戰(自二月二十日至三月十日)

日本軍、滿洲軍總司令官大山大將、第一、第二、第三、第四軍、鴨綠江軍、其兵力歩兵二一三大隊、騎兵五七中隊、砲九五二門。

露軍總司令官クロバトキン大將(我第三軍に對せしものを除き)歩兵三〇六大隊、騎兵一〇九中隊、砲一〇三〇門。

本會戰は露軍は其能ふ限りの兵力を奉天附近に集中し必勝を期して日本軍を撃破し、所謂豫定の退却の總決算をなさんとせるに對し、我軍も亦眞に國軍を擧げ敵主力に殲滅的打撃を與へ、以て極東に於ける敵軍の根底を覆さんとせる空前の大會戰なり。

戰鬪員

日本軍 約二十三萬

露軍 約二十六萬

損害

日本軍 約七萬

皇軍の偉績―日露戦役

遇岩附近に遊撃、キトゲフト提督戦死、死傷約七〇名、敵艦の遁竄するもの十隻、一隻擱座す。

蔚山沖海戦（八月十日）

出雲、吾妻、常磐、磐手四隻は浦羅艦隊三隻の南航するに會し戦闘開始、浪速高千穂二隻赴援、リユーリツクは撃沈、其乗員六百名を救ふ。我死傷二百二十八名。十月十五日、水雷艦隊の旅順口夜襲により旅順艦隊全滅す。バルチック艦隊リパウ軍港を出發す。

日本海大海戦（五月二十七日）

拂曉南方哨艦信濃丸より「敵艦見ゆ」の無電、間もなく哨艦和泉亦敵を発見觸接す。

午後一時五十分、皇國の興慶云々の信號掲揚、戦闘開始を命ず。激戦遂に我海軍の勝利に歸す。翌日敵艦五隻を發見、ネボカトフ少將は降意を表す。驅逐艦ビエードウイに移乗せる司令長官ロジエストウエンスキー中將降伏、捕虜總數六千

運送船其他五四隻

海軍軍事實費 約二億三千九百九十三萬餘圓

六 日獨戦役

（大正三年自八月下旬至九月下旬）

【原因】 大正三年英國が獨國に對し宣戰するや、獨國は膠州灣に日夜戦備を整へ極東平和を脅威す。

帝國は日英同盟の協約に基き英國の懇請により獨勢力の根據を極東より一掃し、東洋平和の確保と帝國利益擁護のため、膠州灣の武備撤廢、艦隊退去、租借地を日本に交付することを要求す。獨國之れを容れず宣戰布告となる。

【戰闘經過の大要】

第十八師團、野戰重砲兵一聯隊、攻城部隊若干、歩兵第二十九旅團、總人員約五萬、直接攻城に参加せし兵力約二萬九千、輕砲約五十門、重砲約百門。

皇軍の偉績―日獨戦役、西伯利亞出兵、昭和二年支那事變

を算す。

彼我の總兵力

【陸軍】

露軍 十八軍團、獨立歩兵三師團と二旅團、騎兵六師團と九聯隊、獨立砲兵部隊

歩兵六八七大隊、騎兵二二二中隊、砲兵二九〇中隊（二、二六〇門）

全軍五百萬人の七分の三參加。

日本軍 野戰十三師團、騎兵、野戰砲兵各二旅團

【海軍】

露軍 太平洋艦隊總噸數十九萬餘噸

波羅的艦隊總噸數約二十八萬噸

日本軍 聯合艦隊總噸數約三十一萬八千噸、外に捕獲、引上露艦約二萬八千噸と英國本國建艦四隻並に汽

獨軍守兵約五千、砲約一三〇門、軍艦獨塊合して一七隻四萬五千噸。

本戦役は其結果が直接間接に歐洲主戰場に及ぼしたる戰略的影響及戰爭と政略との關係に於て、近時帝國外交政策上一重大事件たりしなり。

【損害】

日本軍 死傷約一千二百五十八人

獨軍 死傷約八百人

七 西伯利亞出兵

（自大正七年八月下旬至大正九年三月下旬）

【原因】 帝國は獨逸及露過激派勢力に對する滿鮮擁護、居留民保護と、米國のチエツク、スロワツク軍救援の申出を機とし出兵に決す。

【戰闘經過の大要】

浦羅派遣軍司令官大井大將の下に第三第五、第七、第十二、第十四、第十六師團交互參加、途中交代内地へ歸還す。

船二十七隻武装戦役に參加。日露兩軍の消費亡失

【露國陸軍】

人員約十一萬五千人、俘虜七萬九千四百五十四人、鹵獲馬三千九百八十三頭、軍旗三旒、火砲九百五十七門、小銃類十四萬九百四挺。

軍事費二十億八千萬餘圓。

【日本陸軍】

人員約十二萬人、死亡及服役免除者約十一萬八千人、其他約二千人、馬匹約三萬八千三百五十頭。

臨時軍事費總額約十五億二千三百二十一萬餘圓、陸軍約十二億八千三百二十八萬餘圓。

日露海軍の消費亡失

【露國海軍】

擊沈又は鹵獲せる艦船九八隻

抑留又は武装解除せる軍艦七隻

【日本海軍】

艦船九一隻、軍艦一二隻、水雷艇、假裝砲艦、閉塞船、二五隻

【尼港事件】（大正九年三月）

我守備隊及居留民過激派軍の殘忍暴虐に遇ふ。帝國は尼港事件の代償としてサガレン州を占領するに決しサガレン軍を編成す。

本戦役は列強軍の目前に帝國軍の威武を宣揚し國民の大陸發展、世界雄飛の自信力を昂上せるも、作戦年月長大なりしこと、出兵目的等に於て各國の一致を缺き且各國勝手に撤兵せること、政争の具に供せられ學國一致の實を擧ぐることはざりし等、聯合作戦及政略出兵の弱點を暴露せしもの甚だ大なるものあり。

八 昭和二年支那事變

（昭和二年自五月下旬至八月下旬）

【原因】 南方革命派の北伐軍總司令蔣介石が津浦線に沿ひ北伐を開始、張作霖の北方勢力を壓迫しつつ山東省南境に迫るや帝國政府は再び南京事件の不詳事なか

らんことを期し、居留民現地保護の方針を確立出兵す。

【戦況経過の大要】

五月第十師團主力を山東に派遣せり。師團主力を青島附近に、約一旅團を濟南に配置す。八月上旬徐州附近の決戦に於て南軍大敗せしにより駐兵の要なきに至り撤兵せり。

九 昭和三年支那事變

(昭和三年四月中旬)

【原因】北伐の企圖中途に挫折せし革命軍は逐次其勢力を恢復再び北伐を開始、濟南方面又危険を告ぐるや帝國政府は再び現地保護の方針に基き出兵す。

【戦況経過の大要】

四月中旬第六師團及支那駐屯軍の一部隊を濟南に派遣す。五月偶々南軍暴兵濟南商埠地に入り我警備隊一部と衝突遂に武力解決となり、第六師團長福田中將部下を以て南軍を掃蕩濟南城を占領、戦況

北方に移るに従ひ天津方面に第三師團の一部を、次で南滿方面に朝鮮軍の一部を増派し、又山東方面に更に第三師團を動員増派せり。張作霖關外撤退及急死により八月北支平靜に歸し第六師團撤退、次で翌四年濟南事件に關する日支交渉成り第三師團を撤退せり。

十 滿洲事變

(昭和六年乃至九年)

【原因】支那に於ける國權回復の思想に胚胎する排日運動は國民政府の計畫的使喚を受け、南滿洲の我既得權益を無視し逐年其度を昂め、昭和六年に入るや極度に挑戰的態度に變じ、爲に萬寶山事件、青島事件、中村事件等相次いで起り兩國國交の前途益々暗澹たり。特に東四省の張學良一派は盛に戰備を整へ實力を以て滿鐵旅大の回收を企圖しつつありき。偶々九月十八日夜に至り遂に柳條溝附近に於ける鐵道爆破に端を發し本事變を惹起

せり。

【戦況経過の大要】

事變勃發より奉天長春及吉林附近の占領(自九月十八日) (至九月二十一日)

關東軍司令官本庄大將(當時中將)は軍本來の任務と軍自衛の必要とに基き直に主力を奉天に集結し、該地の敵を撃破し以て東四省の中樞を制するに決し夫と部署せり。

在奉天部隊は奉天城内を占領、在長春及公主嶺部隊は寬城子、南嶺を占領、第二師團長多門中將は混成一旅團を率ゐ吉林に入る。朝鮮軍は關東軍の増援請求により獨斷混成一旅團を奉天に派遣す。大興及昂々溪附近の戦況

(自十月中旬) (至十二月中旬)

黑龍江省政權主席代理馬占山嫩江鐵道橋を破壊、張海鵬軍の北進を阻止す。洮昂鐵道擁護の爲嫩江支隊を派遣す。

黑龍江軍は大興附近に陣地占領、其兵

日赤峰、四日承德、十日前後長城線の要點占領す。

北支作戦(自四月上旬) (至五月上旬)

皇軍は敢て關内に進出せざりしも支那軍は度々長城線一帯に兵力を増加し、熱河邊疆は一日の和平を見る能はざる状態なる故、關東軍は遂に之を灤河の線に壓迫し、北平、天津を指呼の間に收め得たり。支那其非を悟り停戰協定成立一切擾亂行爲を行はざるを約せしむ。

滿洲事變國防献納兵器

(昭和十一年十二月調)

鐵帽	三六、〇〇〇個	四八、〇〇〇個
探照燈	四台	一九八、〇〇〇個
聽音機	(大) 三六個	五九、四〇〇個
	(小) 二二個	
無線電信機	七六個	三三、三〇〇個
自動貨車	三五台	二五〇、〇〇〇個
重機關銃	四九五挺	八七三、〇〇〇個
高射砲	九六門	二五九、〇〇〇個
飛行機	一三〇機	七三六、〇〇〇個

力一萬二千、砲約二十門挑戰的態度に出づ。依て第二師團は之を撃破、十一月十九日齊々哈爾に入城す。

遼西地方及哈爾濱附近の戦況

(自十二月下旬) (至翌年二月上旬)

張學良一派の軍閥は尙錦州に蟠居して類りに政權回復と東方擾亂とを企圖し、兵匪各所に跳梁す。關東軍は之を平定、一月三日錦州入城。哈市附近に反吉林軍暴虐甚しく、同地居留民危険に陥るを以て關東軍攻撃、二月五日哈市に入城す。

上海事件 (昭和七年自一月下旬) (至五月上旬)

上海を中心とする地方は滿洲事變以前より反日運動盛なる地方なりしが、事變勃發と共に急轉し徹底的對日經濟絶交運動を起し、在留邦人に暴行事件頻發し傷害致死事件迄起り、遂に日支人の衝突となり益々悪化せり。我海軍は帝國の威信保持並約三萬の在留邦人保護を目的とし支那側に要求するところありしに支那側

は一月二十八日我海軍に對し發砲挑戰し時局急轉遂に戰國となる。二月初頭廟議は遂に陸兵派遣に決し第九師團、混成第二十四旅團を上海に急派す。後上海派遣軍を編成白川大將を司令官とし更に第十一、第十四師團及其他所要兵力を増派す。三月一日總攻撃、三日上海附近の敵を撃攘し平靜に歸したるを以て、五月五日停戰協定の成立を見引上ぐ。

〔上海派遣軍の損害〕

我軍戦死五二六、戦傷死一〇八、戦傷一、七八二 合計二、四一六。

熱河作戦 (昭和八年自二月下旬) (至三月上旬)

熱河省主席湯玉麟始め滿洲國に忠誠を盡せしも遂に滿支兩國の間に介在し不離不即の態度を持す。

後張學良正規軍熱河省に侵入し之れと共に事毎に挑戰的行動に出でし故關東軍は滿洲國軍と緊密なる連絡を保持し、迅速なる機動を以てせる作戦により三月二

滿洲事變の經過一覽表

年次		月別	作戦關係	其他行事
昭和六年	昭和七年			
		九	奉天、長春、吉林附近の戦闘	張學良政權崩壊
		十	錦州爆撃	聯盟票決十三對一
		十一	嫩江、昂々溪附近の戦闘、天津事件	
		十二	遼西方面平定、錦州入城	
		一	哈爾濱附近の戦闘	
		二	上海事件	滿洲國獨立
		三	方正、東支線及松花江流域の反吉林軍討滅	リットン卿一行來滿
		四		
		五		
		六、七	呼海線方面馬占山軍討滅	
		八		武藤軍司令官著任本庄中將と交代
		九		帝國の滿洲國承認 日滿議定書の締結

年次		月別	作戦關係	其他行事
昭和八年	昭和九年			
		一	吉林省東方地區討匪、山海關事件	國際聯盟票決四二對一
		二	熱河作戦	國際聯盟離脱の詔書喚發
		三	北支作戦	蘇聯邦東支鐵道賣込提議
		四	北支停戦協定成立	國際聯盟の滿洲國不承認案採擇
		五		武藤元帥薨去
		六		菱莉軍司令官著任
		七	三角地帯討匪	
		八	吉林省東部地區討匪	
		九	間島方面討匪	
		十	東邊道方面討匪	リットン報告書發表
		十一	コロンバイル方面蘇炳文討滅	
		十二	三角地帯討	

昭和九年													
四	三	二	一	十	十一	十	九	六	五	三	二	一	
		三角地帯討匪	察哈爾省に於ける宋哲元部隊侵入小廠附近の戦闘、貝爾湖方面外蒙兵侵入ハルハ廟事件	秋季大討伐					黒河附近汽船紀賢號に對する蘇軍の不法射撃事件	土龍山事件	饒河附近討匪、黒龍江省討匪	東邊道及三角地帯討匪	滿洲國帝政實施聲明
滿洲國皇帝陛下御訪日 Fミニカ共和國と外交關係成立	北滿鐵道接收	滿支通電協定成立 大灘會議	南軍司令官著任菱刈大將と交代 滿支通郵協定成立	新京忠靈塔納骨式	滿	秩父宮殿下御名代として御渡滿	羅馬法王廳の滿洲國承認	滿蘇水路協定成立	英國滿洲國産業視察團バンビー卿一行來	滿洲國皇帝登極 康徳元年と改元	サルバアドル共和國滿洲國承認		

昭和十年													
三	二	一	十	十一	十	九	八	七	六	五			
長嶺子事件	冬季大討伐 タウラン附近外蒙兵 濫谷支隊との戦闘	金廠溝事件 オラホドカ附近戦闘	綏芬河北方に於ける蘇滿兵衝突事件 秋季大討伐			オラホドカ附近ボルンデルス附近日滿軍と外蒙兵との衝突事件	北票附近討匪	奈曼旗公署區域襲撃事件 京圖線列車襲撃事件	獨石口附近宋哲元軍不法射撃 呼倫貝爾に於ける外蒙兵我測量班員拉致事件	停戦地區に於ける孫永勤匪討伐 京圖線列車襲撃事件	楊木林子事件		回鑾訓民詔書換發 日滿稅關協定成立 張景惠國務總理就任
					冀東防共自治委員會設置 北支自治運動開始 滿洲里會議決裂	冀察政務委員會結成 日滿郵便條約正式調印、獨逸經濟使節キ 17博士入京		日滿經濟共同委員會設立	滿洲里會議 滿支電話連絡開始	帝國政府の滿洲國治外法權撤廢方針聲明			

年 一 十			
七	六	五	四
綏芬河事件 春季大討伐			
植田軍司令官著任南大將と交代			
滿洲に於ける日本國民の居住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約締結			

十一 支那事變

(昭和十二年七月上旬より)

【原因】 蔣介石政權統一に排日、侮日、

抗日を以て國民を煽動し、己が實力を過信し、最近北支に於ける侮日事件五十餘件に及ぶ。偶々七月七日夜勃發せる蘆溝

橋事件は本事變の導火線となれり。以後の経過左の如し。

支那事變經過一覽

月 日	事 實
(昭和十二年) 七月七日	午後十一時四十分頃豐臺駐屯部隊の一部蘆溝橋北方地區に於て夜間演習中支那軍隊の不法射撃を受く
八日	午前五時過豐臺部隊は支那軍の挑戰に應戰して龍王廟を占據す
九日	一 午前二時支那側我要求を入れ午前五時を期し蘆溝橋支那部隊の永定河右岸に撤退を約す 二 午後零時十分一小隊を残し他は永定河右岸に撤退完了 三 午後四時橋本軍事參謀長天津發北平に向ふ

十日	午後七時衙門口より約百の支那兵龍王廟占領引續き我方を攻撃せしを以て反撃して午後九時龍王廟を占領す
十一日	一 正午過橋本軍事參謀長冀察側との折衝成らず北平出發 二 午後八時第二十九軍代表我要求を容る 三 緊急閣議開催北支派兵に決し聲明を發す
十三日	午前十一時頃馬村に於て我歩兵一小隊支那兵の射撃を受け戦死三を出す
十四日	午後四時頃我騎兵部隊圍河村通過の際支那兵に射撃せられ戦死一を出す
十五日	内地より一部派兵の件陸軍省發表あり
十六日	午前八時頃鈴木部隊の一部安平にて冀察保安隊の攻撃を受け武装解除を行ふ
十八日	午後一時宋哲元は軍司令官を訪ひ陳謝す
十九日	一 午後六時頃蘆溝橋の支那軍西五里店の我部隊を射撃し將校一負傷す 二 軍は第二十九軍が再び不信行爲を繰返す時は二十日正午以後獨自の行動を採るべきを通告す 三 夜、軍は第二十九軍代表と十一日成立の協定の具體的實行方法に就き協議す 四 夜、蔣介石は蘆山に於て現地交渉を否定するが如き意志發表を行ふ
二十日	一 午後一時蘆溝橋附近よりの不法砲撃に端を發し彼我砲戰を開始夜に入りて止む
二十二日	二 午後五時四十分北平發三七師の二一八團の一營涿州に移駐を開始す 參 謀次長熊斌北平に来る

二十三日	午前七時十五分午前九時三十分午前十一時五十分北平發列車にて二一八團の殘餘涿州に向ふ。
二十五日	午後十一時三十分郎坊驛にて五ノ井部隊支那軍と衝突す(郎坊事件)
二十六日	<p>一 午前七時頃鯉登部隊郎坊著午前八時支那軍潰走す</p> <p>二 午後三時三十分軍は宋哲元に對し三七師の二十八日正午迄永定河以西撤退を要求す</p> <p>三 午後七時三十分頃廣部部隊廣安門に於て支那兵の欺騙的攻撃を受く(廣安門事件)</p>
二十七日	<p>一 午前零時頃廣部部隊支那側との交渉成立す</p> <p>二 午前二時頃廣部部隊交民巷兵營に入る</p> <p>三 朝、在通州部隊同地駐屯の第二十九軍獨立三九旅の一營に對し武装解除を要求せしむ</p> <p>四 夜十二時軍は宋哲元に對し独自の行動に出づべきを通告す</p>
二十八日	<p>一 早曉より北平周邊第二十九軍に對し脅威戰を開始す</p> <p>二 午前十一時頃清河鎮の支那軍を撃退す</p> <p>三 午前十一時頃河邊部隊は南苑西北端に萱島部隊は南苑東北方地區に進出南苑より敗走す</p> <p>四 午後三時頃川岸部隊南苑を占據す</p> <p>五 午後三時頃鈴木部隊清河鎮を略す</p> <p>六 夜半、宋哲元は秦德純、馮治安等と共に北平を脱出す</p>
二十九日	<p>一 午前一時頃天津海先寺兵營、鐘紡工場、車站停車場、糧秣集積所等支那軍の夜襲を受く</p> <p>二 午前三時頃天津飛行場支那軍の夜襲を受く</p> <p>三 午前三時頃通州守備隊、特務機關叛亂冀東保安隊の襲撃を受け通州殘虐事件勃發す</p>

三十日	<p>一 朝來天津市内は漸次靜穩に歸す</p> <p>二 午後一時三十分塘沽守備隊太沽を占據す</p> <p>三 午後三時頃河邊部隊長辛店を占據す</p> <p>四 午後四時二十分萱島部隊通州到着</p> <p>五 北平治安維持會成立す</p>
三十一日	<p>一 天津に於ける殘兵の掃蕩を完了す</p> <p>二 北寧鐵道開通す</p>
八月一日	<p>一 天津治安維持會成立す</p> <p>二 重慶、宜昌、沙市の邦人引揚ぐ</p>
二日	鈴木部隊北平城内の一三二師の二團を武装解除す
三日	午前七時午前十時中富部隊平綏線にて輸送中の中央軍を爆撃す
五日	南京政府全軍に總動員を下令せしもの如し
六日	午後二時より北京に於て支那全國國防會議開催せらる
七日	漢口居留民引揚ぐ
八日	正午我部隊北平に入城す

九日	<p>一 北平居留民籠城を解く</p> <p>二 新冀東政府唐山に於て業務を開始す</p> <p>三 午後六時頃上海陸戦隊大山中尉、齋藤水兵虹橋飛行場附近に於て射殺せらる</p>
十一日	<p>一 午前八時南口附近攻撃部隊の第一線は龍虎台を占據攻撃を準備す</p> <p>二 夜半在良郷部隊に對し装甲列車を有する五、六百の支那軍攻撃し來れるも我は之を撃退す</p> <p>三 同時頃獨流鎮の我部隊も夜襲を受く</p>
十二日	<p>一 南口方面</p> <p>二 午前八時頃南口馬家店(南口鎮部落)占據</p> <p>三 午後八時南口鎮占據</p> <p>正午頃北停車場附近に於て大前憲兵軍曹、浦野通譯行方不明となる</p>
十三日	<p>帝國政府重大聲明を發表す</p> <p>上海方面</p> <p>一 午後九時三十分頃中部四川路と北停車場との中間地區に於て我陸戦隊斥候支那兵より射撃せらる</p> <p>二 午前四時三十分頃八字橋に於ける我陸戦隊の一部支那軍の攻撃を受く</p> <p>南口方面</p> <p>午後四時三十分南口鎮北側鐵道線路兩側高地を奪取す</p> <p>内蒙方面</p> <p>夜、兵力未詳の支那軍八臺西方地區に侵入す</p>

十四日	<p>廟議上海派兵に決す</p> <p>上海方面</p> <p>一 午前三時同五時三十分新公園大紡績の我陸戦隊に對し砲兵支援の下に七、八十の支那兵が砲撃し來る</p> <p>二 早朝より我砲兵は砲撃開始</p> <p>三 午前十一時支那機編隊我軍艦及公大紡績を爆撃す</p> <p>四 午後四時過支那機三、四機飛來我陸戦隊及旗艦を爆撃せるも命中せず共同租界佛租界に爆弾を投下す</p> <p>五 我海軍航空隊午後六時三十分寬橋杭州、喬司飛行場を同七時三十分廣德飛行場を爆撃す</p> <p>青島方面</p> <p>午後一時頃市内巡邏中の我水兵二名便衣支那人に射殺せらる</p> <p>内蒙古方面</p> <p>一 拂曉より在南都内蒙軍は支那軍騎兵約三千の攻撃を受く</p> <p>二 午前八時より在五臺内蒙軍は約八百の支那兵の攻撃を受く</p>
十五日	<p>午前一時十分政府重大聲明を發表す</p> <p>南口方面</p> <p>夕刻瀝殿、龍塘の線に進出す</p> <p>上海方面</p> <p>我海軍航空隊午前九時半頃南京を正午頃南昌飛行場を爆撃す</p>
十七日	<p>一 午前六時半發列車にて濟南の我居留民引揚完了す</p>
二十日	<p>一 拂曉より平漢線方面の我部隊良郷西方山脚に進出せる支那軍に對し攻撃を開始す</p> <p>二 午後關東軍飛行隊の一部張家口を攻撃す</p> <p>三 冀察政務委員會解消す</p>

二十一日	二一	午前六時平漢線方面の我部隊、長城線を占據張家口に向ひ追撃す
二十二日	二一	午前七時内蒙方面の我部隊萬全を占據す 夕刻平綏沿線部隊鎮邊城に進入す
二十三日	二一	早朝中支方面に派遣せられたる陸軍部隊某方面に上陸す 午前六時平綏沿線部隊居庸關を占據す
二十四日	二一	午前七時内蒙方面の我部隊孔家莊に入り平綏線を上陸す 午前十一時津浦沿線部隊靜海を占據す
二十五日	一 二	朝陀里村西方高地の敵陣地に對し攻撃を開始し前九、三〇北軍營南方五〇〇及三四八の高地を占據す(平漢沿線) 後四、〇〇第三艦隊司令長官揚子江口より汕頭に至る支那沿海に於ける支那船の航行遮斷を宣言す
二十六日	四 三 二 一	前六、〇〇平田部隊盆道城を占據す(平綏沿線) 後一、〇〇〇上關を占據す(同右) 二、三〇〇八達嶺を占據す(同右) 後駐支英大使常熱太倉間にて負傷す
二十七日	五 四 三 二 一	前一〇、〇〇股行鎮を占據す(上海戦線) 前一、〇〇張家口に入城す(平綏沿線) 正午懷來に入城す(同右) 夕刻廉莊及延慶縣城に入る(同右) 後五、一五楊子崗西北方三八二高地を攻略す(平漢沿線)

二十八日	四 三 二 一	正午羅店鎮を占據す(上海戦線) 後五、〇〇〇厦門發長沙丸にて同地邦人引揚完了 夜堤隊宣化を占據す(同右)
二十九日	六 五 四 三 二 一	前一〇、〇〇頃柴溝堡に進入す(平綏沿線) 後二、〇〇〇過赤柴隊陳官屯に進入す(同右) 後四、三〇〇赤柴隊呂官屯に進入す(同右) 後五、〇〇〇南京政府外交部は八月二十一日付に於て締結せる蘇支不可侵條約の内容を發表す 後七、〇〇頃堤隊下花園を占據す(平綏沿線) 夕粟飯原隊新保安に進入す(同右)
三十日	四 三 二 一	前一五、三〇頃水波南方七〇〇高地を攻略す(平漢沿線) 後五、〇〇頃飛行隊小王莊及滄州を爆撃す(津浦沿線) 後八、〇〇頃支那機隊徐洲を空襲す 後海軍航空隊徐州を空襲す
三十一日	七 六 五 四 三 二 一	前一七、〇〇海軍航空隊廣東、漳州、韶關を爆撃す 後一〇、〇〇海軍航空隊建甌を爆撃す(上海戦線) 正午頃鷹森部隊吳淞鎮を占據す(上海戦線) 後四、〇〇〇鷹森隊商船校、李宗宅の線に進出す(上海戦線) 後一、〇〇〇鷹森隊獅子林砲臺西方二軒の敵を撃破す(同右) 後五、〇〇〇鷹森隊砲臺灣顧家上、謝家濱、張家上西方永安紡西側の線に進出す(上海戦線) 夜中井隊王口鎮を占據す(津浦沿線)
	二 一	前一七、〇〇陸軍の一部隊上海某碼頭に上陸す(上海戦線) 前一〇、〇〇〇陸軍の一部隊上海某碼頭に上陸す(同右)

九 月 一 日	二 日	三 日	四 日	五 日	六 日	七 日
三 後 三、〇〇懷安を占據す 五、〇〇淺間隊獅子林砲臺を攻略す(同右) 夕永嘉堡を占據す(平綏沿線)	六 夕 三、〇〇懷安を占據す 五、〇〇淺間隊獅子林砲臺を攻略す(同右) 夕永嘉堡を占據す(平綏沿線)	二 一 臨時閣議に於て北支事變を支那事變と改稱するに決す 前九、三〇〇鷹森隊吳淞砲臺を占據す(上海戦線) 前一一、〇〇〇頃鷹森隊寶山城東南側小宅姜宅西方地區に進出す(同右)	二 一 前七、〇〇海軍廈門を砲撃す 夕中井隊東子牙鎮を占據す(津浦沿線)	四 三 二 一 前一一、〇〇海軍汕頭、媽宮(汕頭南方)に對し砲、爆撃を加ふ 正午青島原田丸にて同地邦人引揚完了 後四、〇〇赤柴隊唐官屯を占據す(津浦沿線) 後八、〇〇海軍航空隊海州を爆撃す	三 二 一 正午海軍兩艦隊司令長官支那船の全支航行遮断を宣言す 後七、〇〇酒塘「クリーク」の線に進出す(同右)	六 五 四 三 二 一 南寧を占據す(北支方面) 前九、〇〇靜官屯を占據す 前一一、〇〇鷹森隊寶山城を占據す(上海方面) 前一二、〇〇飯田隊界濱港「クリーク」の線に進出す(同右) 後二、〇〇天谷隊妙家宅周家の線に進出す(同右) 後四、〇〇千君臺(門頭溝西方高地)の敵陣地を奪取す(北支方面)

山岳方面の部隊は豫定の如く前進中なり

八 日	九 日	十 日	十 一 日
二 一 内蒙軍尙義附近の支那兵二千を撃破す(察哈爾方面) 前一、〇〇飯田隊の左第一線森原隊界濱港「クリーク」に接近せる第一第二ト 一チカ陣地を突破す(上海方面) 正午頃鷹森隊石井隊廟家宅金家場沈家宅の線に進出す(同右) 後六、〇〇鎮家堡を占據す(同右) 後七、〇〇陽高占據(察哈爾方面)	三 二 一 後二、〇〇過淺間安達隊月浦鎮を占據す(上海方面) 後九、〇〇陽高入城(察哈爾方面) 後四時第四ト「チカ」を奪取す(上海方面)	四 三 二 一 後二、〇〇月浦鎮及其附近の敵陣地を占據す(上海方面) 拂曉馬廠陣地に對し攻撃開始(津浦沿線) 後四、三〇〇前屯の渡河攻撃に成功す(同右)	七 六 五 四 三 二 一 前三、〇〇馬廠一帶の陣地を完全に占據す(津浦沿線) 前九、〇〇西魏村、馬廠南端、姚莊子の線に進出(同右) 早朝八連嶺道開通(察哈爾方面) 後一、〇〇青島占領(津浦沿線) 一、四〇〇聚樂堡占據(察哈爾方面) 四、〇〇石井隊の一部廟村奪取(上海方面) 夕刻蔚縣占領(察哈爾方面)

前一〇、〇〇過天谷隊佛耳泉(月浦鎮西方五百米)周宅、蘇家宅の線に進出す(上海方面)
前一〇、〇〇石井田上部隊楊行鎮攻略(上海方面)

十二日	<p>四 後東錢橋(月浦鎮西北方二軒半)老徐家、鎮家塘の線に進出其西方にある敵陣地に對し攻撃準備(上海方面)</p> <p>五 後四〇〇、北威濱、顏十房、泰家塘の線に進出劉家行、顧家宅に對し攻撃準備中(上海方面)</p> <p>六 後三〇〇陽原を占據す</p>
十三日	<p>一 前八、〇〇海軍陸戰隊遠東競馬場占據(上海方面)</p> <p>二 前九、〇〇我騎兵隊大同東門に進入す(平綏沿線)</p> <p>三 前九、〇〇大同陷落(同右)</p> <p>四 前二、〇〇〇部隊李涇塘南北の線に進出(上海方面)</p> <p>五 後四、二〇沼田、長野部隊は興濟鎮を占據せり(津浦沿線)</p> <p>六 連日の降雨止み天候概ね定まる</p>
十四日	<p>一 後三、三〇長谷川部隊の一部懷仁を占據す(察哈爾方面)</p> <p>二 正午〇〇部隊永定河右岸に進出(平漢沿線)</p> <p>三 後六、〇〇門村、東徐、柏村の線に進出(同右)</p> <p>四 米大統領米國政府所屬の船舶の對日支輸出武器及軍需品の輸送を禁す</p>
十五日	<p>平漢沿線</p> <p>一 前六、〇〇〇部隊の騎兵及戰車を以て固安西方大清河の線に進出</p> <p>二 前二、〇〇〇永清西方地區に進出</p> <p>三 後二、四〇〇白堊(永清西北方五軒)辛莊(白堊西南方四軒)の線に達す</p> <p>上海方面</p> <p>一 後六、〇〇〇部隊上陸完了す</p> <p>二 〇〇部隊の右翼方面は火燒場(劉家行東方二軒)小朱宅、楊木橋の線に進出</p> <p>北支方面</p> <p>一 前二、〇〇〇周口店北方高地房山西南側田各庄の線に進出</p> <p>二 朝、渾源を占據す</p>
十六日	<p>三 飛行隊保定を夜間爆撃す</p> <p>上海方面</p> <p>一 〇〇部隊は金家灣(顧家宅北方一軒半)楊家宅、楊家沿を占據す</p>

十七日	<p>北支方面</p> <p>一 拂曉〇〇〇部隊の第一隊は涿州南方約二里の鐵道線路に達す</p> <p>二 〇〇部隊は周口店、寶店鎮の線より攻撃前進す</p> <p>三 前九、〇〇〇飛行隊は保定を大爆撃し續いて敵退却部隊を爆撃す</p>
十八日	<p>一 正午遠山部隊涿州を完全占據す(平漢沿線)</p> <p>二 正午〇〇部隊は鎮江營及泗家莊(涿水東北方二里)に〇〇部隊は北ギアン(涿水東方一里)新庄東方地區に進出續いて追撃中(察哈爾方面)</p> <p>三 祭家宅吳家宅を占據す(上海)</p>
十九日	<p>上海方面</p> <p>一 正午朱宅、陳家村を占據す</p> <p>二 十八日夜半敵は空襲に燒夷彈を使用す</p> <p>北支方面</p> <p>一 前八、〇〇〇飛行部隊太原を空襲し同方面の敵の飛行主力を撃滅す</p> <p>二 前九、〇〇〇涿水、高碑店及新城の線を通過追撃前進す</p> <p>三 午前飛行部隊石家莊驛及軍需品集積場一部を以て滿城を爆撃す</p>
二十日	<p>一 唐家宅、陸家谷、莊家谷を占據す(上海)</p> <p>二 後一〇、〇〇〇徐水に進入す</p> <p>北支方面</p> <p>一 後三、〇〇〇先頭千坊(徐水西南約十軒)に進出</p> <p>二 後六、二〇〇大册河に進入す</p> <p>上海方面</p> <p>一 旋陸宅、沈宅、壽宅の線に進出</p> <p>二 巽家宅、周家宅、金家村、朱家宅の線に進出</p>
廿一日	

廿二日	<p>北支方面 一 前〇〇〇〇 謁山(滿城北方四軒)姚莊、黃村の線に進出 二 〇〇〇〇 部隊は千坊、北樓、東白亭の敵陣地を攻撃中 三 〇〇〇〇 部隊は易縣西南方大册河上流河谷を渡河す 上海方面 一 李家屯(羅店鎮東南一里)西馬宅、王家宅、間荻涇「クリーク」東岸の線に進出同「クリーク」を攻撃中</p>
廿三日	<p>北支方面 一 夕刻保定を包圍し攻撃中又滿城より南下せる部隊は保定西南方地區に於て平漢線を遮断す 二 飛行隊は午前午後保定附近の敗殘兵に大爆撃を行ふ 三 〇〇〇 子牙河方面野田、助川兩部隊は西劉各庄權村(いづれも大城西南方四里)の敵に對し攻撃準備中 四 正中富飛行部隊は滄州北方東花園附近の敵陣地を爆撃す 五 三、三〇 千田部隊平泉西南の敵陣地を占據す 六 三、三〇 滄州北方の敵陣地を突破南方に追撃す 上海方面 一 羅店鎮南端より金家宅、羅店鎮—劉家行道、王家宅、梅尤宅間「クリーク」の線に進出す 二 前一、〇〇 田上部隊毒ガスを彈使用の疑あり</p>
廿四日	<p>北支方面 一 後二、四〇 保定城に入城す 二 後六、二〇 長野部隊津浦線の要地滄州を落す 三 朝來朱莊(保定南方六軒)北溝頭、富昌屯の線に展開退路を遮断す 四 前九、二〇 千田部隊及内蒙軍平泉に入城す 五 夕、平型關口(大營鎮東方約三里)東南方約三千米に互る長城線及標高一九三〇高地を占據す 上海方面 一 新鋭部隊の上陸完了す</p>

廿五日	<p>北支方面 一 朝〇〇 部隊は靈邱西方長城線を突破、前九、三〇 大營鎮方面に追撃を開始す(山西方面) 二 前一、〇〇 捷地(滄州南方二里)に進出(津浦線) 上海方面 一 〇〇 部隊は沈家灣(羅店鎮西方五百)小堂子、北朱宅を〇〇 部隊は王家宅(羅店西方一軒)を又〇〇 部隊は林家宅(劉家行東北二軒)及歸家衛を占據す</p>
廿六日	<p>北支方面 一 正定に向ひ追撃中なる我が〇〇 列車は二十六日午前十時頃新樂に進出 上海方面 二 〇〇 部隊主力は沈家橋附近に向ひ攻撃中(上海) 一 〇〇 部隊は後一、〇〇 王殿宅(劉家行東北二軒)南方四百無名部落、唐家濱及劉家宅の線に進出(上海)</p>
廿七日	<p>北支方面 一 〇〇 部隊追撃隊は新樂に達す(平漢線) 上海方面 一 〇〇 部隊は股家宅(羅店鎮南方一軒半)沈家橋、郭家宅を占據 二 〇〇 部隊は張宅、陳家巷、唐家濱、周家巷、十二房、無電臺、文衡堂及王丸房を占據 三 〇〇 部隊は主力を以て永汗橋、埤石橋、北金宅、王家宅、都宅、黃宅、沈家橋を占據</p>
廿八日	<p>北支方面 一 〇〇 部隊は朝來、西河口附近に於て長城線を攻撃中 二 〇〇 部隊は泊頭鎮及藏家橋に進出 上海方面 一 〇〇 部隊は金家宅(羅店西方一軒)西端、楊家宅、周家宅、嚴家宅、李家宅、北方朱宅、股家宅、陶家宅、沈家橋、嚴宅、田宅、西錢宅の線に進出 二 〇〇 部隊は張宅(劉家行北方一軒七百)陳家巷、劉家行北端、北店宅西端、北沙宅</p>

十月一日	卅日	廿九日
<p>北支方面 一〇〇部隊は本朝、保定を出發前進す(平漢線) 二〇〇部隊は朱家宅(劉家行北方二軒八百)尹家宅の線及林家宅(劉家行北方二軒五百)附近に進出す 三〇〇部隊は方順橋、白城村の線に達す 上海方面 一〇〇部隊は左翼を以て沈家橋南方謝村、刷布宅、東朱宅を占據す</p>	<p>北支方面 一〇〇部隊は其の騎兵部隊を以て連鎖に達し前進す(津浦線) 二〇〇部隊は朱家宅(劉家行北方二軒八百)尹家宅の線及林家宅(劉家行北方二軒五百)附近に進出す 三〇〇部隊は方順橋、白城村の線に達す 上海方面 一〇〇部隊は左翼を以て沈家橋南方謝村、刷布宅、東朱宅を占據す</p>	<p>北支方面 一〇〇部隊は長城線の敵を撃破し正午頃迷回村、平型關の線に進出し一部を以て繁峙に追撃中(山西) 二〇〇部隊は正午頃獻縣を占據し子牙河に沿ひ前進中(津浦線) 三〇〇部隊は泊頭鎮の敵を驅逐して前進を繼續し二十九日午後三時三十分頃東光鎮の前面に達し該地にある敵を攻撃中なりしも同日午後四時半頃之を占據す 上海方面 一〇〇部隊は陳家屯(羅店西方一軒五百)を占據す 二〇〇部隊は王家宅(羅店西方二軒)無名部落を占據す 三〇〇部隊左翼方面は金家宅を占據す</p>
<p>三 張家宅、王九房西南端陳宅の線に進出す 出又揚家宅(胡家庄東北一軒)江家宅小宅を占據す</p>		

二日	三日	四日
<p>北支方面 一〇〇部隊は揚高知、輓路(定洲北方四里)清風店大辛莊の線に達す(平漢線) 上海方面 一〇〇部隊は前七、三〇〇顧家宅を又前一、〇〇〇過劉家行西方八百老塘宅を占據す 二〇〇部隊は前、〇〇〇顧家宅東南方七百無名寺須宅江家宅を占據、中興宅、寶家弄、崇明塘、胡家庄に向ひ攻撃中</p>	<p>北支方面 一〇〇部隊は昨日二日德州の敵陣地前に達し本朝攻撃を開始し後三、二〇〇德州を占據す(津浦線) 上海方面 一〇〇部隊は揚家村、蔣家宅、齊家村を占據す 二〇〇部隊は南梅宅(新木橋北方一軒)饒家宅、老宅、陸家宅の線に、〇〇〇部隊は四〇〇部隊上陸完了 三〇〇部隊上陸完了</p>	<p>北支方面 一〇〇部隊は揚家村西方二百附近より北周宅、陳家宅、東郭家宅、嚴家宅、北宅浦線) 上海方面 一〇〇部隊は楊家村西方二百附近より北周宅、陳家宅、蘇家宅、萬年橋、唐家宅の線に進出す 二〇〇部隊は金家宅東部、蔣家宅、陳宅、蘇家宅、萬年橋、唐家宅の線に進出す 三〇〇部隊は吳家宅、東北、新木橋、楊家宅、田都、戴家巷の線に進出す 新銳部隊上陸完了</p>

五日	上海、北支共に状況變化なし
六日	<p>北支方面</p> <p>一〇〇部隊は午後一時頃より北二十里舖の線にありし敵を攻撃し夕刻北十里舖の線に進出</p> <p>二〇〇部隊は高平に進出す</p> <p>上海方面</p> <p>一〇〇部隊は李家橋、張沿宅、曹宅の線に進出</p> <p>二〇〇部隊は楊家村、北周宅、姚家宅西側、郭家宅、王家宅、龐家宅を占據</p> <p>三〇〇部隊は四圍兒南側、橋門頭北側、西六房の線に進出</p>
七日	<p>北支方面</p> <p>一〇〇部隊追撃隊及騎兵部隊を以て訪駕莊附近に於て四、五千の敵縱隊を潰走せしむ</p> <p>二〇〇追撃隊は靈壽附近の敵一旅を潰滅す(平漢線)</p> <p>上海方面</p> <p>一〇〇部隊は林家宅、張家村、北覽溝、周家宅、丁家宅、王家宅を占據</p> <p>二〇〇部隊は頓悟、橋亭宅、朱宅を占據</p> <p>三〇〇部隊は塘門頭、西六房を占據し北部八房宅及其東方より吳家院西北間に於て「クリーク」南岸に移り戦果擴張中</p>
八日	<p>北支方面</p> <p>一〇〇部隊は八日午後六時頃其先頭を以て深縣東方四料に達す</p> <p>二〇〇部隊は嶠縣を占據</p> <p>上海方面</p> <p>一〇〇各方面とも戦況進展せず</p> <p>二〇〇部隊のみは八房宅全部</p> <p>三〇〇部隊と〇〇部隊との交代は本日完了</p>

九日	<p>北支方面</p> <p>一〇〇部隊は九日夕舊城西方約二料の地點に到達</p> <p>上海方面</p> <p>一〇〇部隊と〇〇部隊との交代を終了す</p> <p>二〇〇部隊は北覽溝以南楊涇「クリーク」の線に進出し北覽溝以北に在りし部隊は羅店鎮東南地區に集結中</p> <p>三〇〇部隊は東、西趙家角、陳宅、吳家院を占據</p> <p>四〇〇部隊は東、西趙家角、陳宅、吳家院を占據</p>
十日	<p>北支方面</p> <p>一〇〇部隊は原平城内を掃蕩す</p> <p>二〇〇部隊は午前七時王母村附近より渡河を開始し前岸に地歩を獲得、午後二時平山西方地區を追撃中</p> <p>三〇〇部隊は午後二時頃石家莊の線に進出</p> <p>四〇〇部隊は德州南方地區に兵力を集結しあり</p> <p>上海方面</p> <p>一〇〇部隊は周家宅、王家灣、朱家宅、萬年橋及唐家宅、北梅宅、南梅宅の線に進出</p> <p>二〇〇部隊は前日と大なる變化なきも一部隊は塘北宅北方に進出す</p> <p>三〇〇部隊は田堵宅、西塘橋西北方二百無名部落、曹宅の線及び黃宅北方及吳家院南端を占據</p> <p>四〇〇部隊は一部を以て黃宅を占據</p>
十日	<p>一〇〇部隊は十日夕獲鹿、微水の線に進出しうる見込</p> <p>二〇〇部隊は十日夕石家莊南側地區に進出</p> <p>三〇〇部隊は十日夕范家莊に達す</p> <p>四〇〇部隊は舊城南方地區に達す</p>

十六日

六五四
 一上海方面
 各部隊共攻撃續行中なり。○部隊は塘北宅の東方角を○部隊は胡家庄東南方
 二各部隊は依然攻撃續行中にして○部隊は陳家行の大部及其南方陸家姚竝に塘北
 三宅を占據、陳家行に於て捕虜六〇〇を得
 四○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 五○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 六○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 七○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 八○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 九○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 十○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據

十七日

一上海方面
 各部隊は依然攻撃續行中にして○部隊は陳家行の大部及其南方陸家姚竝に塘北
 二宅を占據、陳家行に於て捕虜六〇〇を得
 三○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 四○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 五○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 六○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 七○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 八○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 九○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據
 十○部隊は田堵宅東南二百米無名部落及葛家神、樓宅を占據

十八日

一北支方面
 娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 二娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 三娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 四娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 五娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 六娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 七娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 八娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 九娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 十娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得

十九日

一北支方面
 娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 二娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 三娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 四娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 五娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 六娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 七娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 八娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 九娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 十娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得

二十日

一北支方面
 娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 二娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 三娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 四娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 五娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 六娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 七娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 八娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 九娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 十娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得

廿一日

一北支方面
 娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 二娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 三娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 四娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 五娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 六娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 七娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 八娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 九娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得
 十娘○部隊の追撃隊は一部を以て漳河南岸に地步を獲得

廿七日	廿六日	七六五
上海方面 一 〇部隊は廣福、陸家橋の中間地區に於て一部楊涇「クリーク」を渡河して西岸に移り老陸部の全宅及王家灣、陸家の一角を占據 二 〇部隊は殷宅と協力を以て蔡家橋を攻撃中 三 〇部隊は右翼を以て徐家宅趙家巷の線に、左翼を以て其東方日華紡績北側に亘り蘇州河北岸の線に進出 四 〇部隊は正午頃迄に進出 五 〇部隊は江灣鎮を占領後 海軍陸戦隊は開北を占據	北支方面 一 〇部隊右縦隊は午後三時娘子關を占據し一部を以て互城鎮、主力は鐵道に沿ひ追撃す 二 〇部隊主力は舊關以南の敵陣地の側背に向ひ攻撃中 上海方面 一 〇部隊は袁家橋、梅園及東北に在りし頑強なる敵の抵抗を打破し目下洛陽橋、南門部隊は周涇橋、李家宅、胡宅各南端の線に進出せり 二 〇部隊は大場鎮を完全占領し其南方より東石橋宅朱宅の線に進出 三 〇部隊は右翼は白楊村、郭蔡宅の線に進出 四 〇部隊は二十七日午後五時四十分大場鎮を占據 五 〇部隊は谷川部隊はの右翼は白楊村、郭蔡宅の線に進出	出 〇部隊は主力を以て江灣鎮東南地區より江灣鎮附近の敵を攻撃中 〇部隊は清水顧大部を占據 〇部隊は陳家行、中心王家寺各西端、西行王家宅の線を占據

過去戦役諸統計

一 日露戦争主要軍事統計一覽表 (明治三十七八年戦役統計を基礎とす)

區分	國別	人	總男子數 (萬)	平時兵力			開戦後	
				兵數 (萬)	砲數	軍馬數 (萬)	召集數 (萬)	野戰部隊兵員 (萬)
日本	日	四、七二一	二、四〇〇	一七	六九〇	三・一	一一〇	四三
露國	露	一四、六八〇	七、四五〇	一二四	四、二〇〇		一二〇	八六
摘要	摘							約三六
								約二六

過去戦役諸統計—日露戦争主要軍事統計一覽表

費 戰	砲 彈 製 造 數 (一 日)	發 射 砲 彈 數 (萬 發)	例 比	諸 害 損	兵 力								
						召 集 總 員 の 口 口 に 對 する 百 分 比	召 集 總 員 の 總 男 子 數 に 對 する 百 分 比	召 集 總 員 と 平 時 兵 員 と の 比	總 員 砲 數 と 平 時 砲 數 と の 比	總 損 害 と 召 集 總 員 と の 百 分 比	合 計	死 傷 數 (萬)	俘 虜 數 (萬)
一 日 平 均 (百 萬 圓)	一、一三〇發	一〇五	一・七 倍	二〇・二	二〇	一七・二	一、二〇〇	一、六〇〇	內 戰 死 四・五 三 二 七	一・七	一・四	一、二〇〇	一、六〇〇
總 額 (億 圓)	二〇	一五〇	〇・四	二二	一四								
全 戰 役 間			一 倍	八	八								

露軍の戰時定數を充す爲に要する馬數約四十萬頭なり

格 價 債 國	額 債 募						一 人 一 日 (圓)
	三 十 七 年 三 月	三 十 八 年 八 月	三 十 八 年 十 月	三 十 三 年 八 月	三 十 三 年 五 月	三 十 三 年 三 月	
三 十 七 年 三 月	六四圓五八	九三圓六〇	九二圓八八	九〇圓五	九〇圓五	九〇圓五	三・三
三 十 八 年 八 月	八七圓五〇	八九圓二一	九二圓八八	六分乃至四分五厘	六分乃至四分五厘	六分乃至四分五厘	三・三
三 十 八 年 十 月	九一圓〇六	九二圓八八	九二圓八八	一三〇、〇〇〇萬圓	一三〇、〇〇〇萬圓	一三〇、〇〇〇萬圓	三・三

日本軍は戰勝者たりしに拘らず 戰敗者たる露國に比し戰費の募 集困難なりしを知るべし。是れ 軍事的勝利よりも經濟的確實に 重きを置けるが爲なり。

四分利附國債の倫敦市場に於ける平均相場なり

過去戦役諸統計—日露戦争主要軍事統計一覽表

二 著名戰爭原因梗概一覽表

西曆紀元年	戰爭の名稱	主要交戦國	原因の梗概
一〇九六—一二七〇	十字軍 (前後七回)	羅馬法王國獨佛 英對土耳其	羅馬法王が法權を以て世界を統一せんとする大抱負を實行せんとするに際し「イエエルサレム」の聖地が土耳其人の手に歸し、耶蘇教徒を虐待したるに因り聖地を回復し土耳其人に怨を晴さんとす征討の師を起す
一六一八—一六四八	三十年戦争	獨逸帝國對「ポ ヘミヤ」丁抹、 瑞典等	獨逸帝國內に於ける新舊兩教信者の軋轢より他の新教國參加して獨逸と戦ふ、尙瑞典の加入は同國王「グスタフ」の野心を含む
一七五六—一七六三	七年戦争	普、英對獨佛露 瑞典	普王「フレデリック」大王獨逸より「シレジャ」を奪ひ、獨逸帝國「マリア」の憤怨を買ひ佛露、瑞典も亦普國の強益を嫉み聯合して普國を討たんとす
一七七六—一七八三	米國獨立戦争	英對米殖民地	殖民地の人民が英國の壓迫より免れん爲其羈絆を脱せんとせしに因る
一七九六—一七九七	「ナポレオン」 獨逸國征伐	佛對獨	佛國督政官は國內窮乏して兵士の給與は外征に之を求めんとするに原因し、尙外征の偉勳に依り國民の信望を征伐せんとす
一七九八	「ナポレオン」 埃及遠征	佛對英(埃及)	獨逸國征伐に連繫し第二政敵たる英國を討たんとせしも經路の不足の爲「ナポレオン」の獻策に基き、埃及を征し英本國と印度との連絡を遮断せんとす、尙督政官等「ナポレオン」の聲望を忌み外征に事寄せ之を巴里外に遠けん

一八〇〇—一八〇一	「ナポレオン」 第二回獨逸國征伐	佛對獨	獨逸國は「ナポレオン」の新憲法を否認し、王位篡奪者と稱せしを以て「ナポレオン」は之を膺懲して國威を輝し憤憤を晴らさんとす
一八〇五—一八〇七	「ナポレオン」 外征諸戰	佛對獨、露、普	「ナポレオン」は英國に對する積憤を晴さんとすも海軍力不足にして果さず、一八〇五年英國侵入を企てし「トラファルガル」の海戰に敗れて果さず、遂に英國同盟國たる普、露、獨逸を征伐し大陸を統一せんとす
一八五三—一八五五	「クリミア」戦争	露對土、英佛 「サルヂニヤ」	露國の土耳其侵略慾に原因し土耳其、佛、露獨逸たりし聖地保護權を佛國に與へたるを怒り露土開戦す、英國は露國と共に土國を援助し「サルヂニヤ」王伊國統一の手段として英佛を助く
一八六一—一八六五	北米南北戦争	南方對北方	北米南北は其の利害關係より左の如く主張を異にせり政治の上、北方は中央集權を主張せしも南方は之に反對す經濟上、北方は工業發達し、保護關稅を要求せしも南方は農業に従事するもの多く之を喜ばず、奴隸問題北方は廢止を唱へ南方は其事業上之を喜ばず、斯くの如く意見一致せず、早晩衝突を見んとするに當り、奴隸廢止説の「リンカーン」大統領となるや南方派之に反對し獨立を宣言す
一八六六	普獨戦争	普對獨	普國は其國勢漸く盛なるや夙に獨逸國の嚴絆を脱し、自國統一の下に堅固なる國體を作らんとす
一八七〇—一八七一	獨佛戦争	獨對佛	獨逸國は「フランク」の感情に於て普國を抑壓せんとして成らず、兩國の感情離れ、一八六四年丁抹戰後「シュレズウイヒ」の「ホルスタイン」處分問題を直接原因として開戦するに至る
			佛帝「ナポレオン」三世の普國に對する外交上の失敗に對し憤怨を晴し尙之が失敗に關する南獨乙統一の爲にはんとす。又普國は佛國の友邦たる南獨乙統一の爲には

一八七七七	露土戰爭	露對土	佛國との開戦を豫想せり、西班牙王位繼承問題より兩國の感情衝突し開戦す
一八九九一―一九〇〇	英杜戰	英對「トランスバル」	露國の地中海進出に對する野心に胚胎し土耳其の内政干渉に因り蘇教徒保護の名の下に露國が土耳其の領内に侵入し開戦す
一八九四―一八九五	日清戰爭	日對清	英國が「グレートホープ」殖民地一帯統一の必要より「トランスバル」共和國を併合せんとす、偶々共和國在住英人の参政權問題より衝突し兩國開戦す
一九〇四―一九〇五	日露戰爭	日對露	清國の暴狀と朝鮮の獨立保護
一九一四―一九一八	世界戰爭	日、露、佛、英、塞、白、米、獨、埃、土、勃等對	露國極東の侵略に對し日本が支那領土保全と朝鮮獨立保護とに依り東洋平和を維持せんとするに基き露國の滿洲徹兵不履行に端を發す

三 世界戰爭交戰列強兵力一覽表

國名	平時		戰時		兵力	軍馬數	開戰當初に於ける師團數	同大歩隊數	兵力最大に達したときの師團數	戰役末期の師團數
	師團數	大歩隊數	騎兵數	兵員數						
英	六	一五七	九三	四〇萬	一、一千	六四千	二〇	二四〇	九三	八〇

佛	四八	六六二	四五五	七五	三・〇	一九三	九七一	一六四	一二八	一一三
伊	二五	三六二	一八〇	三〇	一・六	六二	三八	三八四	八五	六一
米	二五	一九五	三二五	二〇	?	?	?	一一四	四二	四二
露	七〇	一、二六八	七三一	一三〇	四・七	二一〇	一一〇	一、九二四	二三八	—
獨	五〇	六七二	五四七	八〇	四・六	一二三	一二三	一、五一二	二四三	二一八
埃	四九	六八六	三五三	四二	三・二	七〇	五三	?	八二	八〇

四 交戰各國兵力、飛行機、自動車數

區分	獨		埃		露		英		佛		伊		米		日	
	兵力	師團數	兵力	師團數	兵力	師團數	兵力	師團數	兵力	師團數	兵力	師團數	兵力	師團數	兵力	師團數
飛行機	二、七三〇	—	六三三	—	—	—	一、七五六	—	三、三三三	—	八三三	—	—	—	—	—
自動車	一、六五〇、〇〇〇	—	四、五〇〇	—	四、一九〇〇	—	七、一〇〇、〇〇〇	—	三、六二〇、〇〇〇	—	四、五〇〇、〇〇〇	—	六、〇四〇、五〇〇	—	六、〇〇〇	—

五 最近三大戰役會戰兵力比較

過去戦役諸統計—最近三大戦役會戰兵力比較

六一〇

一、圓の大小は兵力の大小に比例し圓内の數字は對抗軍兵力の比率を示す（敗者を下とす）



三、本表は最近三大戦役中勝敗明瞭と決したる主要會戰（世界大戰中兵力未だ不明なるものは除く）を掲ぐ

【獨佛戰役】

「ウエルト」(一八七〇年) 八月六日

「スピツヘルン」(一八七〇年) 八月六日



獨 歩騎 七六、〇〇〇人
砲 二三四門
佛 歩騎 三七、〇〇〇人
砲 一三一門



獨 歩騎 二六、八六〇人
砲 七八門
佛 歩騎 二四、〇六〇人
砲 九〇門

「グラベロツトサンブリバー」(一八七〇年) 八月十八日

「セダン」(一八七〇年) 九月一日



獨 歩騎 一〇九、三〇〇人
砲 六二八門
佛 歩騎 八四、〇五〇人
砲 三九八門



獨 歩騎 一五〇、〇〇〇人
砲 六〇〇門
佛 歩騎 一〇〇、〇〇〇人
砲 五〇〇門

【日露戰役】

遼陽 明治三十七年 (自八月二十五日 至九月三日)

沙河 明治三十七年 (自十月八日 至同二十日)

奉天 明治三十八年 (自二月二十二日 至三月十二日)



日 歩騎 一三三三
砲 四七四
機砲 四六
露 歩騎 一五九六
砲 六五二
機砲 二〇



日 歩 一二三
砲 五〇〇
露 歩 二五〇
砲 七五〇



日 歩騎 二四九八
砲 九八〇
機砲 二五
露 歩騎 一三三八
砲 一一〇
機砲 一六

【世界大戰】(其一)

西方國境一九一四年 (自八月二十日 至同二十四日) 「マルヌ」一九一四年 (自九月五日 至同九日)



獨 歩 一七〇大隊
機砲 三二四銃
砲 七九四門
露 歩 四三〇大隊
機砲 九七六銃
砲 一、六二〇門

「ダンネルベルヒ」一九一四年 (自八月廿五日 至同三十日) 東普全「ダンネルベルヒ」附近 内圍「露軍」重及之 外圍「獨軍」ニ對スル獨軍

過去戦役諸統計—最近三大戦役會戰兵力比較

六一一

過去戦役諸統計—最近三大戦役會戰兵力比較

「マルヌ」河畔一九一四年(自九月十日) 露境國境一九一二年(自八月下旬至九月下旬)



獨(砲) 一八四大隊
露(砲) 二二八大隊



獨(砲) 九師團
露(砲) 二二師團



獨(砲) 九師團
露(砲) 一六師團



獨(砲) 四師團半
露(砲) 一一師團

「ロツツ」一九一二年(自十一月十二日)「マズール」冬季一九一五年(自二月七日至同二十日)

六一二

「世界大戦」(其二)

「ワイヒゼル」河畔(獨第一次波蘭攻勢) 一九一二年(自十月十一日至十月廿五日)



露 二六師團
獨 二五師團

一九一八年獨軍第一次攻勢

自三月二十一日至四月九日



- 一、日露戦役間我軍が各會戰場裡に於て劣勢を以て優勢を撃破したる跡顯著なり。
- 二、主要會戰の兵力増大の傾向あるも小なる會戰亦無しとせず。

六 主要會戰時期に於ける損耗數一覽表

年次	主要會戰名	獨軍(佛白英軍正面)			佛軍(西方戰場)			英軍(西方戰場)		
		死者	失踪及俘虜	傷者	死者、失踪及俘虜	傷者	死者	失踪及俘虜	傷者	
一九一四	國境線「マルヌ」會戰	二六、七五〇	一〇七、六四〇	四五三、〇五〇	四五四、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一五、二四四	二五、〇〇七	四四、三六六	
一九一四	「イーゼル」河畔戰	五、八二五	一一、一〇〇	一〇四、一〇〇	七四、〇〇〇	一八、〇〇〇	四、九六一	一、九六四	一〇、六九六	
一九一五	「シャパン」バーニュ佛軍攻撃	三、三三三	一三、八五一	七三、二四八	六九、〇〇〇	一七、〇〇〇	九、三八九	一、二八四	三三、〇〇五	
一九一五	「イーゼル」河畔及「アルトア」の戰闘	四、五三三	二八、三三〇	一六〇、〇三三	一四三、〇〇〇	三〇六、〇〇〇	二四、九三二	一〇、一七八	八四、四四八	
同	「アルトア」の戰闘	一、五五五	五、五三三	五七、二七七	四八、〇〇〇	一四、五〇〇	六、八八七	三、四三三	三三、六七二	
同	陣地戰繼續	三、〇七六	三六、五三七	一一八、九四五	一三一、〇〇〇	二七九、〇〇〇	二〇、九二八	一〇、七一九	六三、一四〇	
同	「アルトア」及「シャパン」バーニュの秋期會戰	七、九〇二	二、三九四	二九、四〇六	三三、〇〇〇	五六、〇〇〇	六、四四八	一、三〇〇	一五、五一四	
一九一五	「アルトア」及「シャパン」バーニュの戰闘	五、七八八	二七、八四七	二四八、五八一	一七九、〇〇〇	二六三、〇〇〇	二八、五七五	三、五二四	八六、九〇二	
一九一六	「ヴェルダン」の會戰	八、八四六	一〇九、二二三	三四六、八九八	一三六、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	一〇三、四〇一	三三、四六〇	三七、三七七	
同	「ソンム」河畔の戰闘	一四、五九〇	二、六〇三	五六、〇八一	三八、〇〇〇	五五、〇〇〇	一六、九五四	四、一九七	三八、八九〇	
同	「ソンム」河畔の持續戰	二、七〇四	六、四六七	四六、二二〇	三〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	二〇、九〇九	二、五六一	四三、七四七	
一九一七	「シャパン」バーニュ及「ソンム」方面持續戰	六、七、七六四	八、九、〇九一	二五、七、三三六	一一〇、〇〇〇	一六九、〇〇〇	八三、三五四	二二、八七三	二五、七〇二	
同	「アラス」及「エーヌ」河畔聯合軍攻勢									

過去戦役諸統計—主要會戰時期に於ける損耗數一覽表

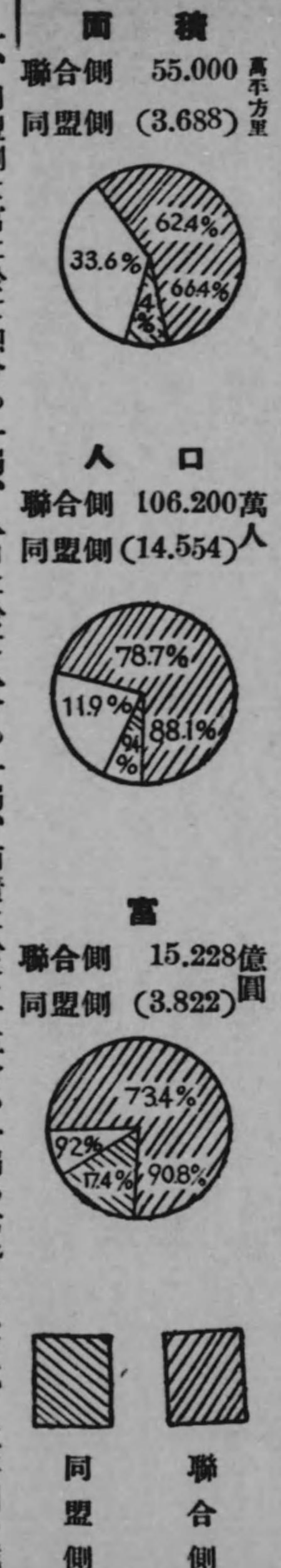
六一三

考 備	一九一八年九月、十月、十一月佛第四、第五、軍作戦(攻撃)	二七・六	五六・二	一六・二
一、歐洲戰役に於て佛軍數百萬の死傷者中其の五〇%至七〇%は敵砲兵火の威力の犠牲なりし事實を日露戰爭に於ける砲火の威力に依る損害の比と比較對照せば實に雲泥の差ありと云ふべし				
二、日露戰爭中日軍中括弧内は要塞戰を然らざるものは全軍を示す				
三、本表中佛軍のものは佛軍當局調に據る				

歐洲大戦時火炮による瓦斯彈射撃や投射機による瓦斯放射に依ての瓦斯死傷者

負傷者	死者
英軍 一八〇、九八一人	六、〇六三人
米軍 七〇、七五一〃	一、四二一〃
佛軍 一九〇、〇〇〇〃	八、〇〇〇〃
獨軍 七八、六五三〃	二、二八〇〃

八 世界大戦國勢總比較



九 近世主要戰爭直接戦費比較

ナポレオン戰爭 (一八〇〇—一八一五年)	一二五億圓
クリミア戰爭 (一八五三—一八五六年)	三四億圓
南北戰爭 (一八六一—一八六五年)	一六〇億圓
普佛戰爭 (一八七〇—一八七一年)	七〇億圓
南阿戰爭 (一八九九—一九〇二年)	二五億圓
日露戰爭 (一九〇四—一九〇五年)	五〇億圓
世界大戰 (一九一四—一九一八年)	三、七七二億圓
大正十二年關東大震災損失額	五五億圓

二年に亘る日露戰の戦費は兩國のものを合し數日間を生じたる關東大震災の損失より少く我國の戦費は約三分の一に過ぎず

十 世界戰爭交戦列強戦費主要統計

國名	戦費總額(千圓)	戦費總額の國富に對する百分	戦役間平均一日戦費(千圓)	戦場兵員一人に對する一日の平均戦費	平均一ケ年戦費の國民所得に對する百分比	同上の國民貯蓄年額に對する百分比	一九一八年度の戦費の一九一一年に對する倍數
英國	七二、八六八、七七六	四七	四七、三七九	二七、五五〃	八八	四六八	一二、一
佛國	六〇、九一八、六〇九	五六	三五、五五六	一八、七二	九七	五五九	九、七

過去戦役諸統計—世界戦争間米軍飛行機及毒瓦斯使用概数表

伊 國	米 國	露 國	獨 國	英 國	米 國を除く平均	日露戦争の日本
一七、〇三四、五七九	四五、九二一、四一八	五五、八二九、六五二	六六、六〇五、六三九	三四、三六四、七二五	五一、二七〇、三三〇	二、三〇〇、九四〇
四二	九	四五	四五	三六	四六	—
一三、六七三	七二、〇六五	三九、〇四〇	三九、〇二四	二〇、四五五	三八、一七〇	三、五四〇
一〇、六九	六三、七八	一一、四〇	九、九〇	一一、七六	一五、七二	三、三〇
九五	三四	九二	八五	七三	—	—
九八一	二六二	五四一	五二五	四五五	—	—
七、二	二七、一	六、四	八、六	二五、〇	—	—

世界大戦間一人一日の戦費は日露戦争に於ける我軍のものに比し三倍以上二十倍に達す。

十一 世界戦争間米軍飛行機及毒瓦斯使用概数表

行 飛	區 分		員 数	摘 要
	練 習 用 飛 行 機	機 關 (發動機)		
同	聯合國より受領せし数	三、八〇〇	—	—
同	練習用飛行機	八、〇〇〇	—	—
同	機關(發動機)	一六、〇〇〇	—	—

造 製 斯 瓦 毒	飛行家總數 (戦争終局迄)(人)	飛行學校卒業者			(臺) 機		
		偵 察 者 等	高 等 科	初 等 科	観測用及夜間爆撃用	リバーチー十ニシリンダー發動機製造数	戦闘に依る米機損失数
液 體 鹽 素	二〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇二八	八、六〇二	三、二二七	一三、五七四	内佛國へ送付数 一、八八五臺
氣 體 鹽 素	二、七二二	—	—	—	—	—	内佛國へ送付数 一、四三三臺
ク ロ ー ル ビ ク リ ン	二、七七六	—	—	—	—	—	内佛國へ送付数 四、〇二五臺
フ オ ス ゲ ン	一、六一六	—	—	—	—	—	—
イ ベ リ ャ ッ ト	七一一	—	—	—	—	—	—
黄 燐	一、〇〇六	—	—	—	—	—	—

過去戦役諸統計—世界戦争間米軍飛行機及毒瓦斯使用概数表

過去戦役諸統計—日露及世界戦争射耗砲彈比較表

考備	(發) 高造製彈斯瓦毒					(噸) 高			
	合	燒	擲	手	七	合	青	四	四
本表は米國參謀本部長「レオナード・ビー・エールス」大佐著並一九一七—一九二〇年間の陸軍次官「ベネディクト・クローウエル」氏及豫備米國大尉「ローベルト・ウイリソン」氏の著書を基礎とせるものなり	計	彈	彈	彈	彈	計	臭	鹽	鹽
	一、四一四、〇五九	二、六四六	二五、六八九	八〇三、九二九	五八一、八〇五	一〇、八一七	五	一八一	六九五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
八六八、六六四發	一八、六〇〇發	四〇〇、〇六四發	四五〇、〇〇〇發	四〇〇、〇〇〇發	四、二七八噸				

十二 日露及世界戦争射耗砲彈比較表

戰名	別國	總射耗砲彈數(千發)	一日一門射耗砲彈數(發)	摘	要
日全戰役	會戰	一、〇四九	—	—	—

世界戦争										露戰		
伊軍	獨	英	佛			露軍	日軍					
「全戰役」	「ヴェルダン」	全戰役	「ソンム」	「マールヌ」	「シャンパーニュ」	全戰役	遼陽	奉天				
四七、二五〇	五八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、五〇〇	一二二	三三五				
			平均野砲彈	平均野砲彈	平均野砲彈	平均野砲彈	平均野砲彈	平均野砲彈				
			一一〇	二二	一四七	五一	二六	一三〇				
			間	十六日迄	一九一六年七月—九月迄八十日	一九一六年二月—五月	同	同				
				一九一四年八月二十三日—九月	一九一五年九月—十月	交戦日數七日	十日	交戦日數十三日				

過去戦役諸統計—日露及世界戦争射耗砲彈比較表

過去戦役諸統計—大戦間獨逸の倫敦空襲状況

備考	米軍全戦役	八、八五〇
一、一日一門の最大發射彈數は佛軍及露軍に於て千發以上を發射せる場合少からざる如く又獨軍に於ても「ソナム」會戰に於ける一日一門最大發消數千百發を超過す		
二、普佛戰爭當時獨軍砲兵發射榴彈總數は約八十萬發なり		

十三 大戦間獨逸の倫敦空襲状況

年次	飛行機に依り			飛行船に依り		
	回数	死	傷	回数	死	傷
一九一四年	2	1	1	1	1	1
一九一五年	4	2	6	20	188	499
一九一六年	16	13	42	22	258	648
一九一七年	33	436	1,206	6	35	70
一九一八年	8	168	391	3	12	59
合計	53	619	1,645	51	493	1,276

十四 世界大戦中空襲回数及死傷者數

地名	空襲を受けたる回数		空襲により蒙りたる死傷	
	死	傷	死	傷
倫敦	1,040回	1,412人	3,438人	
巴里	320回	266人	603人	
獨逸(ダンケルク)	177回	3,408人	888人	

十五 世界大戦間列國喪失船舶噸數

英國	七七七萬噸	諸國	一一八萬噸
佛國	八九萬噸	伊國	八五萬噸
米國	四〇萬噸	希臘國	三五萬噸
丁國	二四萬噸	波蘭國	二〇萬噸
瑞國	二〇萬噸	露國	一九萬噸
獨逸	一八萬噸	西國	一七萬噸
日國	一二萬噸	其他	二三萬噸
合計	六二三		

過去戦役諸統計—世界大戦中空襲回数及死傷者數、世界大戦間列國喪失船舶噸數

過去戰役諸統計—世界戰爭間佛英獨婦人の利用概況表

十六 世界戰爭間佛英獨婦人の利用概況表

利用の爲採りたる處置	軍隊の利用範圍	労働婦人總數	全勞務人員對其百分比					區分	國名
			農	業					
				被服工業	食料品工業	紡績工業	化學工業		
陸軍大臣は婦人利用を公許す、調査委員會にて女工増加の手段、作業、使用法、衛生を遂行實行する研究をなし良案を遂行實行す	事務員、「タイピスト」、筆生、縫工、看護人、炊事婦、其の他雜役	軍需工業のみ 約 (三〇〇、〇〇〇 一九一六年末)		女子三五	軍需品製造に従事する職工中			佛	
男女の兵員徵收の爲婦人の就職を奨励す、男子と同様の方法にて募集することなく唯特別の規定にて募集す	看護及慰藉、酒保炊婦、配膳書生、「タイピスト」、電話、郵便其他	(以上一九一八年七月) 一、三四五、〇〇〇 (一九一八年七月)	七六	四九	六七	三九	二五	英	
婦人労働保護に關する制限を解き夜業を許し労働時間を十時間の規定を廢する等勞務を強制せず勸誘するに止む	各隊本部、炊事場、隊内各種工場、武器工場、各廠洗濯場、看護勤務、書記、助手、傳令電話手、掃除婦等其の他官吏の位置にも之を使用す	(以上一九一六年秋) 七六三、〇〇〇 (一九一五年)	六四	六〇	六四	二三	一九	獨	

待

遇

内務大臣は女工の女子保護養育の爲救護事業を奨励し政府より補助を與ふ

男勞銀の三分の二、小兒の保護監督保護に關する救護施設を行ふ

考

婦人利用の範圍は本表に示せる各種農業及軍隊利用の外交通要員及事務員等苟も社會に於て婦人を以て男子に代へ得べき職業には努めて利用する方針を講ぜり從て鐵道從業員、電車の車掌、運轉手等多數の婦人就職せり

十七 世界戰爭間獨國代用品、廢品及不用品利用一覽表

代用品		原料、燃急等		食料、飼料等		其の他	
品	用	被代用品	代用品	被代用品	代用品	被代用品	代用品
銅	鐵、亞鉛又は此等と銅を合金、「アルミニウム」と「マグネシウム」との合金	食用脂肪	脱臭せる魚油	銅製電線	地下架空線とも鐵線	鐵、亞鉛又は此等と銅を合金、「アルミニウム」と「マグネシウム」との合金	地下線被覆には壓搾紙を用ゐる其の外部を覆ふ金の屬を以てす
棉花	植物の木纖維特に柳樹皮の内側木纖維、黃麻紙	珈琲	「野草」「チコリ」「麥芽等	鍋製屋蓋の他器具機械	鐵又は錫製品	空中窒素を定固せる硫酸鹽	鐵又は錫製品
智利硝石	集成化學の力に依る一種の金屬	砂糖	「サツカリン」木材より製出	自動車の用護讓	金屬製發條	蔬菜	鐵又は錫製品
護讓		野菜	野生植物	白銅貨	鐵	鐵	鐵

過去戰役諸統計—世界戰爭間獨國代用品、廢品及不用品利用一覽表

過去戦役諸統計—世界戦争間獨國代用品、廢品及不用品利用一覽表

利 用 部		利 用 部	
人造護謨原料	蘿摩科鳥利筋の乳汁	人造酪用牛脂	植 物 油
「アルミニウム」冶金原料純礬土	酸化礬土及粘土中より析採	燕 麥	「ラミノ」屬海藻、馬鈴薯
起爆劑原料たる水銀	某芳香化合物		鉛製水管、瓦斯管
被 甲 用 白 銅	核心極軟鋼外皮白銅(又は銅及「マンガ」鐵合金)或は銅、亞鉛及「アルミニウム」合金		綿 絲、麻 絲
榴霰彈用松脂	硫黃又は「ピッチ」類		土囊、天幕、蓋布、帳布巾用布
「ベンジン」油	樹木より採取せる木精「アルコール」又は「ベンゾール」		調 革、胴締綱
酒精原料たる砂糖	木纖維搾汁中の糖分又は「アセチリン」		職工服
硫 酸 原 料	石 膏		革製の靴
廢 品	利 用	不 用	物 利 用
新鮮なる獸魚骨より	食 用 脂 肪	植物、纖維製造所洗滌水及彈藥製造所廢水中より	工業用酒精
動物屍體及血液より	飼料(肉粉、血粉)	樹木の植物纖維より	人造絹絲(紡績可能)
藁蒲團用藁の代用として	紙 屑、鈹 屑	櫛實及洋栗より	含 澱 粉 食 料

利 用 部		利 用 部	
敷藁の代用として	鈹屑、鈹屑、泥炭	陶土より	「アルミニウム」
鞆革屑より	窒 素 肥 料	溝泥中より	石 鹼 成 分
馬鈴薯の腐敗(年額三、四百萬噸)を防ぐ爲	乾 燥 貯 藏	日向葵より	濕 養 飼 料
		樹葉を乾燥して、櫛、椽實より、山毛櫛、菩提樹實より、藁に灰汁を以て加工して	飼 料

備 考

- 一、本表は利用せらるる代用品、廢品、不用品等の全部を網羅せるものにあらず
- 二、獨國以外に於けるものも参考の爲一部收録せり此の種ものは括弧内の國名を記して之を區別す
- 三、獨國のものは大正十三年科研雜報原八九號「ハーバー」博士講演参照

陸軍省への献金品

支那事務發効より (昭和一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇)

金 額 累 計

國防献金	二一、八二一、三八九、四九〇	防 献 品 他	五、七三二、三八六點
恤兵金	一三、五四二、四三五、四九〇	刀 劍	四七五口
學術獎金	六、七二三、一五三、七九〇	拳 銃	八九四個
奨勵金	一、五五五、八〇〇、二一〇	自 動 車	二〇臺
		ト ラ ッ ク	八臺
		自 轉 車	一四九臺
		其 他	二一、八一一點

慰 問 紙 袋

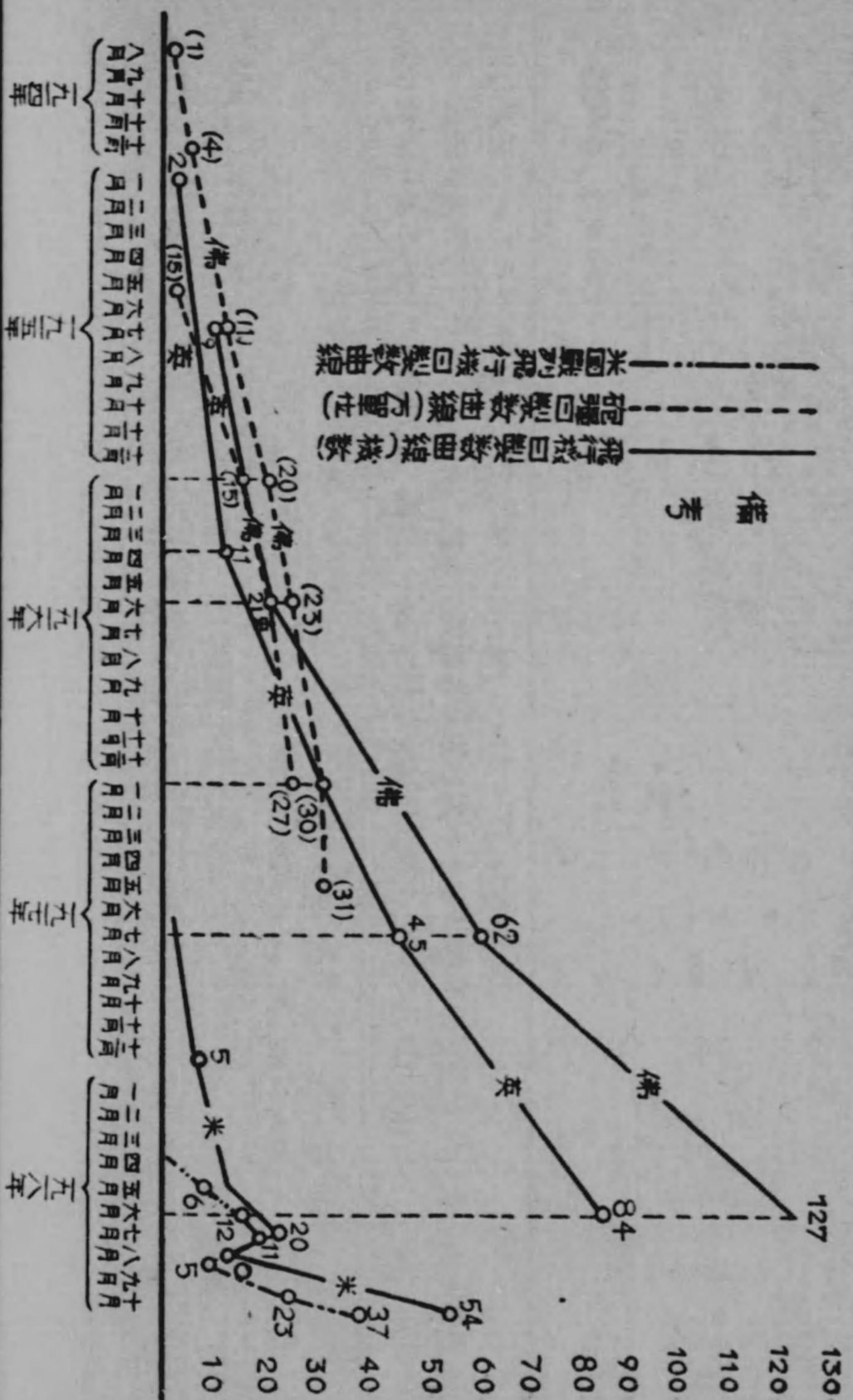
八二八、一一二個

銀 紙

一、七三七貫九七六匁

過去戦役諸統計—世界戦争間獨國代用品、廢品及不用品利用一覽表

表較比況景加増力製日機行飛國米佛英間争戦東并
較比ノト況景加増力製日弾砲砲



二十、滿洲事變戦死傷者調

昭和六年九月滿洲事變勃發以來、本年八月十日までの戦死、戦傷死、戦傷者の数は本表の如くである。これを年月別に見ると、昭和九年の二、三月が最も多く、次で昭和八年の三、四、五月（熱河河北方面の戦闘）が多い。

滿洲事變戦死傷調査表

(昭和十一年八月十日迄調)

	戦死	戦傷死	計	戦傷	合計
關東軍	二、三八三	四一六	二、七九九	六、四九八	九、二九七
間島派遣隊	三一	七	三八	一一九	一六七
越境部隊	五五	三	五八	八一	一三九
支那駐屯軍	七	三	一〇	四一	五一
計	二、四七六	四二九	二、九〇五	六、七四九	九、六五四
上海派遣軍	五二六	一〇八	六三四	一、七八二	二、四一六
合計	三、〇〇二	五三七	三、五三九	八、五三一	一二、〇七〇

日支事變彼我損害概見表

(事變勃發以來昭和十二年十一月二十日迄)

方面	敵遺棄屍體	敵死傷	俘虜(武装解除)	我軍鹵獲品	我軍戦死
北支	四一、九七〇	一六四、二九〇	七、三〇〇	野砲四、山砲四、重機一二、輕機八三、貨車二七、迫撃砲二五、軍用自動車五二、ガソリン五、五〇〇罐 (十月二十日調査の分)	五、四一二
察哈爾	二二、五〇〇	九〇、〇〇〇	一、〇〇〇	銃劍四、五〇〇、槍五〇〇、重機五〇、火砲一五〇、各種刀一〇〇、小銃五〇、輕機三五〇、彈藥類無數	四一二
山西	未調査	未調査	未調査	多數ある見込なるも詳ならず	
上海	八一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	小銃一四、二〇〇、輕機一、九〇〇、重機四八〇、迫撃砲七〇、山砲四、野砲一〇、榴彈砲七、彈藥類無數	一〇、二二四
合計	一四五、四七〇	五五四、二九〇	九、三〇〇	小銃二三、四九六、銃劍一五、九四〇、重機五七〇、輕機二、二九六、刀一〇〇、四三三、火砲二〇八、自動車類一一、其他彈藥器具類無數	一六、〇四八

備考 本表は報告ありしものみに就き調査せるものにして俘虜鹵獲兵器はなほ多數ある見込

北支に於ける押收兵器
支那事變八月中旬より十月上旬迄の北支方面の戦闘で我軍の押收兵器第二回分の合計左の通りである。

小銃	四、二九六	鉛彈	七、〇〇〇
銃劍	一、一四四	器具類	九五一
輕機關銃	四六	筒擲彈	一〇一
同豫備銃身	五七	重機關銃	四〇
青龍刀	三七三	擲彈筒	二七
軍刀	七〇	拳銃	一七八
步兵砲	三	騎銃、短銃	九
迫撃砲	一六	野砲	二二
戰車	一	山砲	三
十五馬力モーター	一	野砲彈藥車	一七
自動車	六	飛行機	一
自動貨車	一	裝甲自動車	一
小銃實包	一、一四一、五五五	乘用自動車	三
輕機關銃實包	一三〇箱	ガスマシン	四箱
三年式機關銃實包	一四箱	機關銃實包	一四、五四〇
迫撃砲彈	一、六三九	拳銃實包	三二、四三八
擲彈筒榴彈	六、〇二七	手榴彈	四、八五三
		野砲彈	四〇二
		山砲彈	五一
		投下爆彈	九
		地雷	三一
		信管藥筒類	一八八
		尚被服の押收せるもの五十二種中重なるもの左の如し。	
		軍帽	二、六〇〇箇
		藍軍衣	一、二〇〇着
		布領襪	一六、〇〇〇個
		軍衣袴	一一、一〇〇着
		防水外套	一、〇〇〇着
		軍用手袋	一一、〇〇〇個
		灰色夏軍服	一、五〇〇着
		灰色綿風衣	三、〇〇〇着
		合靴	一一、〇〇〇足
		單靴	二二、一〇〇足
		防寒用毛皮	一〇、〇〇〇枚
		雜囊	一六、三二〇個

過去戦役諸統計—北支に於ける押收兵器

ジーエス蓄電池

名聲四海に轟く
強力無敵の品質

空に 陸に 海に
各種軍用電池の
御用命を辱くす



日本電池株式會社

國家戦時の施設

軍動員

動員及復員の意義 動員とは國軍の全部若しくは一部を平時の態勢より戦時の態勢に移すを謂ふ。換言すれば國軍の全部若しくは一部が平時編制より戦時編制に移りたるべき之を動員せりと稱す。平時軍隊の人馬材料の定数は戦時の所要数を充足しあらず、戦時所要の諸機關も亦平時之を整備しあざざるもの多きを以て、動員に方りては直に多數の在郷軍人を召集し馬匹を徴發し職用諸材料を整備し戦争に必要な諸機關を編成する等幾多繁雜なる手續を履み、茲に始めて戦時編制を完成し軍隊をして戦争に従事し得べき能力を具備せしめ得るものとす。

國家戦時の施設—軍動員、軍需動員

各部隊が其動員を實施し戦時必要な人員、馬匹、材料等を充足整備し其の編制整備、團結を完了し直に作戦行動に移り得るに至りたるときは之を動員完結と謂ふ。

戦時の態勢に在る軍隊を平時の態勢に復するを復員と謂ふ。而して各部隊が其の復員を終了し全く平時の態勢に復したるときは之を復員完結と謂ふ。

軍需動員

軍需動員の意義 軍需動員とは平時に於て豫め軍需品を生産し又は修理し得べき工場及事業場の能力を精査し戦時最も迅速に軍需品を供給し作戦上の活動に資せんが爲に臨時其の一部若しくは全部を

動員するを謂ふ。

軍需動員の必要 戦時遂行の爲に必要な軍需品を單に作戦上の要求のみより觀察するときは平時より絶えず全戦役間に必要な軍需品の全部を整備し置くを理想とす。然れども如何なる國家と雖、經濟上斯の如きことを許さざるは明瞭にして此兩者の圓滑なる調和を計ること必要なり。即ち作戦上の要求に基き作戦遂行間所望の時期に確實に軍の希望する軍需品を供給し得れば可なり。之軍需動員の必要なる所以なり。

軍需動員計畫の根據 軍需動員計畫の基調は作戦上の要求を第一義とし概ね左の原則に準據すべきものなり。而して作戦上の要求には自ら限度あるものとす。

一 動員用作戦用の大部 平時より整備す

二 動員用作戦用の一部補給用の大部 戦時之を調達し軍に併給す

國家總動員

國家總動員の意義 國家總動員とは有事に際し國家を戰爭遂行に適應する態勢に移し學國一致國軍の需要を完全に充足するに努むると共に一面國家の存立及國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき人馬、物件、有形無形一切の資源を最有効に統制按排する事業を謂ふ。

國家總動員の由來 現代國防の要は國防の骨幹として精銳なる國軍を擁すると共に緩急に方り國家、國民の全能力を擧げて國防に當るに存す。即ち有事に際しては一面國軍の巨大なる需要を完全に充足し他面國家の存立、國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき一切の人的及物的資源を最も有効に統制按排し以て最大の國防能力を發揮する所謂國家總動員の實施に俟たざるべからず。

國家總動員なる語は世界大戰に於て列國が右の目的を以て學國一致國家の全智全能を盡して戰爭能力の維持増強に勉めたる事實に發したるものなるも此等各國の施設は多く戰爭の推移に伴ひ必要に迫られて逐次に實施せる應急彌縫の窮策なるを以て其事蹟は直に國家總動員の範例と認め難きものありと雖將來の戰爭の爲準備し且實行せざるべからざる國家總動員は頗る廣汎にして複雑なる内容を有するに至れるは容易に觀察し得るものとす彼の世界大戰に於て苦き經驗を滿喫せる歐洲諸國が戦後の復舊に汲々日も猶足らざるの時に於て尙且此種施設に專念せるは寔に故ある所にして國家資源乏しく而も未だ之が統制、運用に關する經驗を有せざる我が國に於ては之が研究準備は特に一日も忽せにすべからざる所なり。

國家總動員業務の内容

- 一 國民の統制
- 二 産業及消費の統制

- 三 交通の統制
- 四 財政並金融に關する施設
- 五 情報、宣傳の統一
- 六 其他有利に戰爭を遂行する必要な一切の手段を講ず

抑々有事の際に於ける總動員の實施は國民に對し極度の犠牲的奉公心を要求するものなるが故に之が圓滑なる遂行を期する爲には戰爭の目的を明にして常に民必の歸嚮を一にし戰勝に向ひ一致邁進するの氣概を振作し且逐日累加する艱苦缺乏と敵國の企圖する有害なる宣傳とに對し志氣の頹廢を防止する手段方法を講ずること極めて必要なり。此國民精神の緊張は實に總動員の根柢たり。

國家總動員の準備 國家總動員の事業たるや極めて尅大、複雑、多岐に互り平時豫め之が準備を爲すにあらざれば有事に際し圓滑なる實施を望む能はざるは勿論なり。而して其準備を要する事項は頗る多端にして凡そ國家の諸政策及諸機關

悉く之と關係を有せざるものなきも其大綱を掲ぐれば概ね左の如し。

國防資源の調査

不足國防資源の保育、培養
戰時總動員實施を容易ならしむる爲の平時施設

總動員計畫の策定

戰時總動員に必要な法令の立案
抑々國家總動員準備の目的は素より國防に存すと雖此準備は平時より諸般の施設を行ふものなるを以て併せて産業の助長及社會政策の企圖等一般國力の伸展に重大なる効果を齎すものにして國家經濟及國民生活の向上の爲極めて緊要なるものなり。

帝國の總動員準備施設

一 機關

世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられたる我國は、總動員の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し更に之を

國家戰時の施設—國家總動員、帝國の總動員準備施設

擴張して内閣統計局と合併し國務院を設立したが、次で之を廢止し、昭和二年新に資源局を設立した。

抑々總動員準備業務は極めて多岐廣汎にして、殆ど國政の全般に互つて關係を有して居るので、一省一局の到底專掌し得る處ではなく、夫々關係各廳に於て分掌するを至當とする。併しながら各廳間に於ける業務の連絡協調に任じ、且何れの廳にも分掌せしめ難い事項の執行に任ずる爲、特別に一中央事務機關を設くる必要がある。殊に此事業の本質に鑑み、廣く衆智を集め眞箇學國一致を期する爲には別に官民合同の一大諮詢機關を設置することが緊要であるので、現在のやうな組織を採つて居るのである。今、總動員準備機關の體系、組織、任務等の大要を具體的に述べれば次の通りである。

(イ) 總動員準備機關の體系

總動員準備機關は中央機關及地方機關に大別され、中央機關は統轄事務機關

諮詢機關及執行機關の三つから成つてゐる。

(ロ) 中央機關

1 統轄事務機關(資源局)

中央に於ける總動員業務の連絡統一一に任せしむる事務機關として、資源局を設けられてゐる。

該局には專任職員の外兼任として關係各廳勅任官(局長級)を參與し同高等官を事務官に命ぜられ、人的及物的資源の統制運用計畫及之に伴ふ必要な調査及施設に關する事項の統轄事務に服し、且此統轄の爲に必要な事項の執行の事務を爲してゐる。

2 諮詢機關(資源審議會)

内閣總理大臣の諮詢機關として資源審議會を設けてある。該審議會に於ては人的及物的資源の統制運用計畫並其設定及遂行に必要な調査及施設に關する主要の事項を調

國家戰時の施設—帝國の總動員準備施設

査審議し又之に關して建議せしむるのであつて、學國一致の實を全らし衆智を集むる趣旨に基き、其總裁は總理大臣、副總裁は二名として現に海軍大臣と商工大臣とが之に當り、委員は三十五人以内であつて關係各廳の勅任官(次官級)貴衆兩院議員、實業家其他識者中から任命せられて居る。

3 執行機關

事務の執行は原則として當該資源の關係廳が之に任ずるのである。即ち平時管掌事項に基いて國としての總動員執行事務を擔任する。唯何れの廳にも分掌せしめ難い事項及資源局に於て特に執行するを有利とする事項に限つて資源局が之れに當つてゐる。而して各廳は現在職員を以て業務を處理し、已むを得ざるものに限つて將來増員を行ふ方針である。

(ハ) 地方機關

地方機關は差當り各廳に隸する現在地方機關を以て之に充て、中央機關と同様力めて現在職員を以て業務を處理し已むを得ざるものに限つて將來増員を行ひ、若しくは特に地方機關を新設する方針である。

二 法令

大正七年公布せられたる軍需工業動員法は、戰時に於ける軍需品工場、事業場の管理使用、收容、並軍事輸送機關、又は政府の管理する工場、事業場に對する全國民の強制徵集等を規定して居る。本法は其範圍を軍需工業動員に限定し、且内容が甚しく不備である爲、之を總動員關係法として見る場合に於ては、頗る不完全なるのみならず、未だ施行の態度さへも整ひあらざるを遺憾とする。但資源調査に關しては昭和四年資源調査に關する法令が公布せられて以來其狀況を明瞭ならしむることが出來た。

三 總動員業務の概要

イ 精神動員

所謂國力戰に迄發展し來れる現代の戰爭に於ては、國民の戰意如何が屢々勝敗の數を定めるに至るのである。世界大戰に於ける露國の崩壞や獨逸敗戰の歴史は、軍に戰鬪力があつても、國民の戰意が喪失したならば、遂に其國家は敵の軍門に和を乞ふの外無きを如實に示すものである。

思想戰と精神動員 近代喧しく論せられる思想戰も實に此處に其著意を發するものであつて、將來戰に於ては武力戰に併行して思想戰が指導せらるべく、從て堂々對手國の思想を壓倒し得る底の國民的精神力を培養すると共に、出征軍及銃後の國民に向つて指向される敵の此種方策に對し、斷乎之を防遏排撃して國民戰意の衰退を防ぎ、戰爭長期の重壓に堪へて終に最後の勝利を獲得する爲に、精神動員の準備を完備して平素より思想的の

金城湯地を形成しておかねばならぬ。

精神動員の平和的部面

何れの國家總動員施設も、寧ろ平時の準備の中に其施設の重點を有するのであるが、精神動員に於ては特に其の甚しきを見る。蓋し國民精神の作興はいざ鎌倉となつて急に作り上げられるやうな生やさしいものではない。否、思想戰的文化の闘争は平時より既に熾烈に行はれて居るのであつて、精神動員に關する限り、平時より既に増進せられて居ると見るべきものだからである。

團體に基く指導精神の宣傳 戰時の思想戰は固より、平時の思想的文化の闘争に於て國民精神を作興し、以て能く思想國防の目的を達成せんとせば、先づ、國民思想の歸趨を示すべき指導精神を確立徹底することが必要である。

萬邦無比の國體を戴く我が日本に於ては、此指導精神は既に儼然と確立せられあるべきこと固より議論の餘地無き處で

國家戰時の施設—帝國の總動員準備施設

あるが、而も我等が誇りとすべき日本精神は、遺憾ながら外來思想の影響を受けて久しく眠つて居たかの感がある。宜しく内に桃源の情眼を警醒して國體に基く指導精神を作興し、依て以て國外よりの如何なる邪惡思想の浸潤に對しても微動だもせざる思想的金城湯地を結成すると共に、進んで宇内に皇道を宣揚するに至らしめねばならぬ。

教育機關の刷新革新 全教化團體の糾合指導、共產主義者の説得彈壓、誤れる自由主義者の是正善導等は、精神動員實施の爲の具體的部面であつて、幸に、官民の協力に依て速に其の目的が達せられんことを庶幾して止まぬ次第である。

國民生活の安定 精神動員の効果を發揮せしむる爲に、國民生活の安定を圖ること必要なるは言ふ迄も無い。平素、農山漁村の更生、中小商工業の振興等に留意し、國民生活の環境を整理しつゝ之に併行して精神作興を行ふことに依つて

物心一如の日本精神的團結は實現されるのである。

特に戰時は、衣食住の逼迫と、空襲其他武力に依る直接間接の脅威とに依つて國民生活は有形無形に脅かされるのであるから、爾他の總動員施設と相俟つて國民に安心を與へつゝ、精神作興を爲すことが極めて必要なのである。

ロ 人員動員

戰時に要する人員は軍の所要兵員の外、軍需工業及總動員の要員で莫大なる數に上り、其供給は人員資源に恵まるゝ我が國と雖、決して容易の業ではない。即ち、將來戰に於ける參加兵員は、到底日露戰爭に於けるが如き百萬の寡少兵員にあらざるは勿論、軍需工業の要員は、大戰間に於ける各國の事例に徴するも概ね戰場兵員の二倍を要し、更に軍輸、通信、警備其他總動員の執行並國民生活維持等の爲多數の人員を必要とす

國家戰時の施設—帝國の總動員準備施設

るのであつて、之が徵用、配當等に就て平時より精細なる計畫を準備せねばならぬ次第である。

徵集統制

戦時は、健康なる男子は勿論老幼、婦女、廢失者に至る迄、苟くも用ひ得べき者は悉く之を用ひなければならぬから、其募集徵用並努力統制の爲、全國に互り大規模の徵集統制機關の確立を必要とするを以て、戦時急速養成に努むるも尙特に開戦當初に於ける需要充足の爲には、兵役關係者と雖緊要缺くべからざる者に限り召集猶豫を爲すの特例を設け、更に國家の必要に際しては、軍需工業動員法に依り、兵役關係の有無に係らず、何人と雖戦時に際し軍事輸送機關並政府の管理又は國の經營に係る軍需品の生産、修理に任ずる工場、事業等に強制従事せしめ得る様になつて居る。

勤勞精神と負擔の均衡

何れにせよ、全國民に勤勞報國の精神を喚起し自ら進んで必須事業に従事せしむると共に、兵

役關係者相互間は勿論、非兵役關係者との間に於ても、戰場に出でて死生の巷を馳驅する者と、内地に留つて國內の業務に従事する者と、更に又其業務の難易に應じて、其負擔報酬に均衡を保持せしむることは、衆心一致の國防觀を強化する爲絶對の要件であつて、此點精神動員と併行して爲さるゝことが必要である。

ハ、馬匹動員

馬匹も戦時非常に多數を必要とする然るに現在我が國の馬産は數に於ても資格に於ても到底満足出來ない。平時に於てすら所望の資格の軍品を得ることが困難な状態にある。殊に馬匹は少くも五、六歳に達せざれば軍馬として使役し得ないのと、動員に當つて莫大なる馬匹が徵發せられて國內には將來の補充用の生産資源も著しく減少することを考慮せば、平素に於ける國內馬産資源の涵養は喫緊事項である。特に滿鮮には

軍馬資源が皆無なるに想到するとき益々此の感を深くする。

ニ、産業動員

戦時産業は軍需充足を第一義として國民生活の確保を第二義とし必要の統制を加ふるを本旨として居る。而して平戦兩時の轉移が整々に行はれなかつたならば、經濟恐慌の波紋を大にし、供給を圓滑ならしむることが出來ずして、戦争遂行の信念を破壊する。故に平時より戦時經濟の根基を確立し、平戦時の産業政策を調和して戦時に於ける軍民の需用を満足せしむべき準備を完成して置く必要がある。

不足資源の補填

石油其他重要資源で不足するものが少くない。此等不足資源に就ては戦時一層消費節約、廢品利用等の手段を講ずるは勿論、其の開發、確保又は代用品の研究に於て萬遺憾なきを期すと共に、生ゴム或は石油の如く我が勢力

圈内に於て如何に其の開發に努むるも、質或は量に於て我が需要を充足し得ざるものは、資源の保有又は代用の途を講じ尙ほ且不足するものは已むを得ず之を輸入に俟たなければならぬ。

而して、輸入に依る不足資源の補填を支障無からしむるには、努めて戦時に於ける我が交易圏を擴大して資源の有無相通を容易ならしめなければならぬのであるが、一面に於て、戦時貿易は主として我が勢力圏内又は與國との間に限らるべきが故に、平時に於ける貿易の對象を我が勢力圏外に求むるに従ひ、戦時貿易への轉移は益々困難となるべく、従て、平時貿易の對象選定に當りても、有事に備ふるの觀點よりせば爲し得る限り其の邊の著意を加ふることが必要となるのである。

軍需優先

何れの場合に於ても資源の配當は軍需充足を第一義とし、資源のためには作戦を掣肘せざるを以て本則とする

のであるから、石油の如き重要不足資源に就ては、軍自ら努めて消費を節約し經濟的に使用することは勿論であるが、更に國內に現存するもので取得し得べきものは最後の一滴に至る迄悉く之を軍用に供し、民間需要に對しては代用品を以て満足せしめねばならぬ場合を生ずるであらう。

其他過剩資源の對策として消化増進、生産轉換、工場動員として工場の新設、擴張並轉換、或は工場管理、使用、收容、産業系統の確立、企業の合理化、教育註文制度、規格統一等重要統制事項が多々存するのである。

ニ、金融動員

戦費は戦争の規模、期間等に依つて異なるが世界大戦に於ける實績に徴するに平均年額獨逸は三百四十一億、英國は十七億五千萬磅、米國は百三十一億弗の巨額に達して居る。従て將來戦に於ては、我が國に於ても日

露戦争に於けるが如き小額（全期間を通じ約十七億圓）の戦費に止まり得ることは明瞭であつて、之が調達に就て十分なる研究と準備とが必要である。

戦費財源の調達

前述の如き莫大なる戦費の財源は之を何處に求むべきやと云ふに、租税の増徴、官業に依る増收、公債の増設、不換紙幣の發行等あらゆる手段に依らなければならぬのである。

而して租税増徴及官業に依る増收は財政的には極めて堅實なる戦費調達の手段であるが、之に依つて多額を望むことは出來ない。従て、戦費の大部分は止むなく公債の増設に依つて調達されるに至るのが自然であつて、かの世界大戦間の各國の例に徴するも、主要各國の公債發行年額は百二十億乃至三百億圓に達して居るのである。唯公債發行の方法として、公募に依るか或は中央銀行に引受けしむるか等は大きい考慮を要する問題である

國家戰時の施設—帝國の總動員準備の概要

が多額の公債は中央銀行の引受に依らなければならぬのが常である。而して此場合公債の市場消化能力を増大することが最も肝要である。尙、不換紙幣の發行は、動もすれば悪性インフレーションを齎し、貨幣価値の暴落を伴ひ易く、一國の經濟を破綻に導く憂が少くないが故に可成避けるのを可とするが、現に世界大戰中戰費調達に苦しんだ各國は、其發行方法に於て當初より不換紙幣として發行せしか又は既發行の兌換券の兌換を停止せしかの相違こそあれ、何れも最後の手段として此方法を採つたのである。恐らく、補助貨の限度に於て小額紙幣を發行する程度の不換紙幣發行は必要上採らねばならぬ處置となるのであらう。

海陸空の運輸機關及通信機關の統制準備、軍の警備を核心として全警備機關を統制する警備計畫の樹立、情報、宣傳の統制、各種戰時法令の準備、其他

對する總動員演習を實施して居る等吾人の注意を惹くものが少くないのみならず一萬數千の民間工場に對しては、平時より教育註文制度に依て兵器の製造に習熟せしめ、戰時是等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

國民生活極度の壓迫を意とせず國防労働會議、國家計畫委員會に於て第一、第二次の産業五箇年計畫、換言すれば總動員計畫を立案し、各省は其擔任に従ひ、銳意之が實現に向つて奮進しつゝある。

重工業の重視 第一次五箇年計畫に於ては、國防の完備は軍隊及國民の訓練と共に産業の發展に俟つこと大なりとなし國民總收入の三乃至四割に該當する累計九百餘億留の巨額を投じ、特に重工業を重視して、工業に於ては二乃至三倍、農業に於ては一倍半に其生産力を増加せしめつゝある。

國家戰時の施設—列國總動員準備の概要

備、總動員機關設立の準備等を必要とする外、更に軍機保護及諜報防止の重要性に鑑み、之が對策を講ずることが肝要である。

猶ほ資源局は昭和十二年十月二十三日を以て企畫院に擴大せられた。

企畫院官制抄

- 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト
二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運ニ關シ重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト
前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ

第二次五箇年計畫に於ては累計千四百乃至千五百億留を以て、國民經濟の再組織を完成し、其全部門に互り最新の技術的基礎を創造すべく將に其の第二次計畫を終らんとしてゐる。

本産業計畫の成果が、蘇國當初の企圖に副はなかつたことは明かであるが、其の電化事業又は機械工業等に於て、一段の進歩を見たることは事實であつて、特に其の工業地の中心が、逐次東漸の勢を示して居るのは、吾人の最も關心を要する所である。

ハ 佛 國

高等國防會議に研究委員會及常置事務局を附して總動員計畫を設定し、各省は各々其擔任に従ひ、具體的細部計畫を立案して居る。

總動員法

一九二八年上下兩院に於て可決せられたる國家總動員法案は、全國民の國家防衛義務及政府の資源強制取得權等を規定せるものであるが、未だ公布せらるるに至らない。

企畫院ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

列國總動員準備の概要

イ 米 國

陸軍省所管 總動員業務は陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數個の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並戰時諸機關の編成等に關し、徹底せる具體的準備を進めつゝある。

總動員法、産業大學 一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものであるが、未だ制定公布を見ない。然れども工業動員の要員と思惟せらるる豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。

國防記念日、教育註文制度 又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に

工業動員管區 然れども官公吏及豫備役將校に總動員業務の教育普及を圖り、又廣く人材を網羅せる軍需工業顧問委員會を陸軍省内に設置し、又工業動員管區を設けて總動員の實施を容易ならしむる等、歐洲政局の不安増加に鑑み徹底的對策の確立を期しつゝあり。

ニ 英、獨、伊

英の國防大學、伊國の總動員法 齊しく總動員準備に汲々として居るが、英國は國防大學を設け、一般官公吏及將校等に對する總動員の教育機關たらしむるを特徴とし獨逸は純然たる總動員準備をも禁止せられて居る爲、國民の體育を奨勵し、且、民間航空及機械並化學工業等を進歩發達せしめ、戰時直に軍需工業に轉換利用せんことを期しつゝある。特に伊太利は其特殊の國情に基き國防最高會議國家總動員準備委員會、國防最高會議事務局、産業事務局、産業動員局を設置して、總動員を計畫準備し、一九二九年既に總動員法を制定公布した。

北辰の航空計器



株式會社 北辰電機製作所

本社 東京市蒲田區下丸子町 電話 高輪 8084-7
 蒲田 3925-8
 出張所 大阪市東區今橋三菱信託ビル 電話 北濱 1386

航空及防空

近代戦に於ける航空部隊の威力は絶大にして、之が充實の如何は直に以て戦争の運命を左右するばかりでなく、之が暗黙の脅威は平時に於ける外交折衝にも微妙なる影響を與へんとして居る。一九三五年春獨逸の空軍再建の爆彈的宣言、英佛の急速なる空軍擴張、米國陸軍航空の增強、ソ聯邦の「空軍二箇國標準」主義の採用等々、今や世界を擧げて空軍軍備競争時代を出現したるの觀がある。

此時に方り謀つて我が國の現勢を見るに、昭和十年度に航空及防空一部の增強を策せられたとは謂ひ乍ら、尙甚だ貧弱にして到底列強に比肩し難いことは遺憾至極であつて、之が充實は現下の急務である。

航空及防空

而して本件は單に飛行機數のみならず、航空事業の統一發展、特に航空工業の確立を期する爲最も有力なる中央行政機關を設けること、航空に關する技術の飛躍的發展を期する爲大規模なる航空研究の施設を行ふこと、有能なる技術者及從業員を養成することが必要であつて、之等は現状若しくは近き將來を基調とすることなく、須く遠き將來を目標として出發するにあらざれば、將來長く歐米の後塵を拜するの域を脱すること不可能と謂ふべく、又此等の措置を講じ置くことが一面軍備の經濟的維持上極めて有利とせらるゝのである。

將來戦に於ける航空兵力の重要性

世界大戦を契機として航空機の發達は異常なるものあり、列國が戦後競うて其發達を圖り其數及威力を増加して空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實であるが、近時其技術と用法の進歩が航空隊をして其独自の威力を以て敵國深く重大な役割を演ぜしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

加ふるに地上兵力に比較して、航空部隊は出動迅速、兵力の集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來戦が空より開始さるべきこと、制空權の獲得如何が爾後の戦争の勝敗に重大なる影響を與ふることを豫想せしむるものである。

而して、航空隊の戦闘力には機械力の

交感を多分に加味さるべきこと、竝地上兵力の場合と異り其全兵力を東亞に集中すること極めて容易であるから、航空兵力に關する限り、實に於ても、數に於ても、常に十分の勝算ある整備充實を必要とする、議論の餘地無き所である。

特に在滿航空兵備の増強は、日滿共同防衛の重責から論ずるも、將又滿ソ國境を環る龐大なるソ空軍の威壓的配置の事實より見るも、喫緊の要事たることを論を俟たない所である。

防空の重要性と其施設

列國航空機の進歩發達は駁々として停まるところなく、戦闘機は時速四百軒を突破し爆撃機は搭載量八噸を超過せんとして居る。而して列國は此等性能の向上と其數の増加に力め、ソ聯邦の如きは極東のみに於ても約一千の飛行機を有し、其内には超重爆撃機約百を始めとし多數の重爆撃機を有し、殊に其大部を沿海州

特に其南部に配置してゐることは帝國の防空上特に注意を要する所である。加之「アラスカ」、支那及太平洋等に於ける列國航空勢力の進展は愈々防空の必要を痛感せしむるに至つた。

防空の一般の要領は既に世人の熟知する所であるから此處には省略するが、最近に於ける我が國及列國の防空要領に就ては更に一言するを要するものがある。

往時は防空即ち要地防空であつて、例へば東京・大阪等の如き要地のみを防護するを以て足れりとしたが、今や防空は要地のみならず其他の市町村に於ても之を必要とするやうになつた。蓋し從來は要地防空の爲には要地の外周約百五十軒の範圍に防空監視網を構成し燈火管制を實施すれば可なりとして居たのであるが、之は數字上の原則であつて實際に於ては此等の要地を完全に秘匿せんが爲には更に遠方の市町村を秘匿するを要する。例へば、東京を秘匿せんとなれば水

戸・新潟・直江津・仙臺・青森等を秘匿するを要し、水戸・仙臺等を秘匿せんとせば夜間其附近一帯の燈火を管制するを必要とし、結局東京を秘匿する爲には東日本悉くに燈火管制の行はるゝを要することとなる。防空監視に於ても出来るだけ前方に防空監視哨を配置するに努め、敵機發見を速かならしむるを有利とする。以上は東京に就ての觀察であるが、大阪・北九州等に關しても同様であるから本邦主要地防空の爲には全日本の防空を必要とすることとなるのである。

又空襲は主要要地に對してのみ行はれるものではない。歐洲大戰の際、倫敦に向つた獨逸飛行機の大部は「ドーバー」・「マーゲート」等最も獨逸の飛行根據地に接近せる小都市に對して爆撃を行つた。之は主要要地への途中にある市町村が試みの爆撃や又は歸途に就いた敵機の自暴自棄的爆撃を受くる事を物語るものである。従て要地以外の市町村も防空の準備

と訓練とを整へて置くことが肝要である。

勿論、軍は防衛司令部を設けて防空の統制を行ひ、師團は其師管の防空を實施し、主要なる地點には高射砲・防空燈・聽音機・飛行機・氣球等を配置されるが此等軍の擔當する防空に加ふるに國民自ら行ふ防空が極めて必要である。防空部隊を配置する都市に於て既に然り、況んや防空部隊を配置せられざる都市に於ては國民防空を以て唯一の手段とせねばならぬであらう。

獨逸は昭和十年三月再軍備を宣言するに方り、何時敵の空襲を受くるも之に對し得る如く防空の準備を整へた。従て防空就中國民防空に徹底し、國立防空學校の設立、教官要員の養成等防空施設に於ては列國中最も周到なるものがある。佛國は獨逸の再軍備に對し直に空軍の大擴張に移り、英國も亦空軍の擴張に努める一方内務省に空襲警備

局を新設し本格的防空に著手した。波蘭はソ・獨兩國の脅威を受け軍防空の充實に努むるのみならず、軍事補助勤務法を制定して國民防空の完備に餘念がない。尙、獨・佛・「チエツコスロヴァキア」の三國は防空法を制定して之を公布して居る、ソ聯邦に於ける防空施設は更に徹底せるものありて、一般市民には強制的に防毒面を購入せしめ、屢々防空演習を實施して之に關する諸規定及施設等は平時から完成されてゐる。特に極東方面主要地には、平時から高射砲防空燈等が配置せられてゐて、防空演習の如き殆ど毎月一回位の割合で實施してゐる模様である。

民用航空の世界的趨勢

一 一般の趨勢

民用航空が、戦時に於て航空軍備の準第一線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず民用航空の發達指導に大な

る力を用ふる所以も亦此處に存するのである。現に歐米各國が目下採用しつゝある軍事航空政策を見るに、其の手段方法に至つては、夫々の特色を示しあるも、平時大いに民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依つて、空中勢力の充實擴大を容易ならしめんとするの方針に於ては、各國何れも其軌を一にして居るのである。

就中、ソ聯邦の國防飛行化學協會制度並民用航空機の構造に關する統制政策、曾て軍用航空を禁止せられたりし獨逸が民用航空に依て戦時航空勢力を形成しありしが如きは、其尤なものである。

二 列國航空勢力の海外進出

列國は、自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戦時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るが、就中

1 平時の定期航空路は戦時の作戦航空路として、航空兵力の移動に大なる價値を發揮すること

例へば、ソ軍の在歐航空兵力は、西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直に戦時に於ける極東進出の足場となるであらう。

2 其飛行場及諸施設は、有時の日直に航空部隊の根據地と化し得ること從て、戰略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること

3 特に、支那に於ける各國の航空施設は、我が國防に對し時に當りて意外なる脅威を與へ得ること
等は我が國防上特に注意を要するものである。

の價格は逐年低下しつゝあるも、製造權・原料其他生産量の關係等に因り未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、其發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる状況である。

二 防 空

一 昨年防衛司令部の新設、高射砲聯隊の増設等あり、防空指揮機關と人員養成機關とは新設せられたが、防空資材の整備は十分でない。而して此等軍防空の充備に伴ひ併せて必要なるは國民防空の向上である。之が爲め昭和十二年四月防空法制定せられ、續いて同施行令、官廳防空令等の公布を見、國民防空に確乎たる基礎を與へ、防空施設を促進し、防空訓練は着々實施されつゝあるが、更に防空學校等の防空教育機關を創設して防空の深刻なる研究と教官の養成を行ひ、一般

航空及防空—帝國陸軍航空發達の概観

帝國の航空、防空及民用航空

一 航 空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも現在なほ飛行十聯隊（別に滿洲に飛行若干隊を置いて居る）に過ぎない。昭和十年の航空防空緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが、之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較するときは尙著しく遜色があり、現狀を以てしては國防の安固を期するに十分とは申し難き状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること、既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつゝあるのであるが、我が陸軍に於ても連續不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して優秀な

國民に防空教育を普及することが急務である。

三 民用航空

我が國の民用航空は、歐米各國に比して格段の差異があり、航空輸送の如きも其主なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連線と、最近開始された臺灣線、北海道線等の數線を有するに過ぎざる貧弱なる状態に在り、北鮮線其他を速に開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

其他、民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等、我が國の民用航空には近き將來に於て根本的の改革を加ふべきもの多く、遞信省立案に係る民間航空振興政策の遂行に多大の關心と期待とを繋いで居る。

滿洲國に於ては昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、同十一月以來新義州・奉天・新京・哈爾濱

る新鋭機を現出せしめつゝある。航空機製造工業も官營・民間共に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられ、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其製造能力も概ね平時の需要を充足し得るの狀況である。而して發動機製造技術の未だ獨創的境地を開拓するに至らないのは甚だ遺憾であるが、此方面に向つても軍民を擧げて研究に努力して居るから名實共に我が國獨特の發動機の現出するものも遠き將來ではあるまいと思ふ。尤も歐米に於ける航空機工業の段々たる發達に比するときは尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戦時に於ける製造能力に想到するときは、平時に於ける工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて、尙平戰兩時に於ける需要量の調和に就ても當局としては頗る苦心して居る。尙、内地製造に係る航空機

齊々哈爾濱・滿洲里・大黒河等の主要都市間に定期航空が實施せられ、大なる活躍を示して居るのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅客は勿論、郵便物・貨物等の輸送に新紀元を劃するに至つた。
今後は益々官民協力して國內民用航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。

帝國陸軍航空發達の概観

- 研究時代 (明治三六—大正七年)
- 明治三七年 氣球隊日露戰役に出征、旅順攻圍戰に参加活躍す。
 - 明治四〇年 氣球隊創設。
 - 明治四一年 交通兵團司令部設置。
 - 明治四二年 臨時軍用氣球研究會設置
 - 明治四三年 日野式奈良原式飛行機試驗飛行。
 - 所澤飛行場設置、徳川、日野兩大尉

航空及防空—帝國陸軍航空發達の概観

六四八

始めて飛行す。
 明治四四年 操縦教育開始。
 所澤—川越間野外飛行成功。
 徳川式飛行機飛ぶ。
 大正元年 飛行機始めて演習に参加す。
 大正二年 木村、徳田兩中尉殉職す初めて爆彈投下試験を行ふ。
 大正三年 飛行機始めて青島戦に活躍す。
 大正四年 臨時飛行隊復員、飛行機武裝備研究著手。
 所澤—大阪、所澤—高田、所澤—弘前飛行決行。
 航空大隊新設。
 大正五年 制式一號機試験飛行、バ式氣球東京—大阪往航。
 風洞工事竣工、上層及夜間氣流観測實施。
 各務原飛行場設置。滿洲耐寒飛行。

大正六年 飛行機に無線裝備、耐暑山岳水上飛行研究、射撃観測航法研究偵察術教育開始、航空大隊を航空一大隊と改め第二大隊増設に著手。
 大正七年 制式二號機完成、航空第三、第四大隊増設決定。
 伊國飛行隊援助、西伯利亞出征、機上射撃開始。
 發達時代 「大正八一—一三」
 大正八年 佛國航空團招聘に決す、氣球隊新設。
 航空課、航空本部、航空學校新設。
 大正九年 航空局新設。
 間島事件に出動。
 大正一〇年 下志津、明野兩分校設置。航空研究所、航空評議會設置。
 日本製乙式一型偵察機支給。
 大正一一年 航空隊を飛行隊に改稱。
 大正一二年 飛行第三大隊完成。
 大正一三年 飛行第四、五、六大隊完成。

成。
 各飛行學校獨立。
 整備時代 「大正一四—」
 大正一四年 航空兵科獨立。
 飛行大隊を聯隊に改む。
 飛行第七、第八聯隊増設に決す。
 昭和元年 航空兵士官候補生採用開始。
 甲式四型戦闘機採用。
 昭和二年 八七式重爆撃機完成す。
 昭和三年 支那事件に出動す。
 八八式偵察機完成す。
 昭和四年 飛行聯隊の充實完了。
 内臺間の飛行決行す。
 昭和五年 航空部隊聯合大演習を行ふ。
 樺太密林地方寫眞撮影す。
 中華民國政府の委託にて航空教導團を派遣。
 昭和六年 滿洲事變に出動す。

昭和七年 上海事變に出動。
 愛國號飛行機獻納の舉起る。
 九一式戰鬥機支給さる。
 八八式二型偵察機支給さる。
 九二式偵察機完成す。
 昭和八年 立川技術部に於て飛行演習を天覽に供す。
 帝都防空演習に参加す。

明野にて特別航空演習あり。
 少年航空兵第一回募集。
 愛國號飛行機百臺を突破す。
 濱松陸軍飛行學校創立さる。
 昭和九年 少年航空兵第一回生入校濱松にて航空兵演習實施す。
 昭和一〇年 航空本部の編成改正せられ、陸軍航空技術研究所、航空本廠

獨立す。
 熊谷陸軍飛行學校、陸軍航空技術學校創立さる。
 飛行第九聯隊新設。
 九三式爆撃機制式制定。
 昭和一一年 航空兵團創設。
 飛行第十四聯隊新設。
 昭和一二二年 支那事變に活躍。

陸軍制式飛行機諸元表 (公表)

主	區分		名稱	用途	構造	使用材料	飛行機	
	全高(米)	全幅(米)						
約三・〇〇	約三・〇〇	九一式戰鬥機	驅逐用	單翼式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九二式戰鬥機	驅逐用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	八八式偵察機	偵察用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九二式偵察機	偵察用	單翼式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九三式戰鬥機	驅逐用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九三式戰鬥機	驅逐用	單翼式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	八七式戰鬥機	驅逐用	單翼式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九三式戰鬥機	驅逐用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九五式戰鬥機	驅逐用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九五式戰鬥機	驅逐用	單翼式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九五式戰鬥機	驅逐用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	
約三・〇〇	約三・〇〇	九五式戰鬥機	驅逐用	複葉式	金屬骨格	約三・〇〇	約三・〇〇	

航空及防空—陸軍制式飛行機諸元表

六四九

航空及防空—帝國海軍航空の沿革及現狀

機動馬力	機名	型式	性能		要目			
			上昇時間 (米)	上昇速度 (時)	座席數	全備重量 (噸)	主翼面積 (平方米)	全長(米)
四〇〇	ジュ式	水冷空冷星型	約九、〇〇〇	三、〇〇〇米 四分〇秒	一	約一、五〇〇	約二、〇〇〇	約七、〇〇〇
五〇〇	ベ・エム	水冷V型	約八、五〇〇	三、〇〇〇米 四分〇秒	一	約一、七〇〇	約二、〇〇〇	約七、〇〇〇
四〇〇	ベ・エム	水冷V型	約五、二〇〇	三、〇〇〇米 一分八分〇秒	二	約三、〇〇〇	約四、〇〇〇	約二、〇〇〇
四〇〇	九二式	空冷星型	約五、八〇〇	三、〇〇〇米 二分〇秒	二	約一、八〇〇	約三、〇〇〇	約九、〇〇〇
四〇〇	ベ・エム	水冷V型	約七、〇〇〇	三、〇〇〇米 三分〇秒	二	約三、一〇〇	約三、〇〇〇	約一〇、〇〇〇
七〇〇	ジュ式	空冷星型	約八、〇〇〇	三、〇〇〇米 一分〇秒	二	約四、六〇〇	約五、〇〇〇	約一三、〇〇〇
四〇〇	ベ・エム	水冷V型	約五、〇〇〇	三、〇〇〇米 四分〇秒	不定	約七、七〇〇	約三、〇〇〇	約一八、〇〇〇
七〇〇	九三式	水冷V型	約五、〇〇〇	三、〇〇〇米 一分四分〇秒	不定	約八、一〇〇	約九、〇〇〇	約一五、〇〇〇
四〇〇	九五式	空冷星型	約六、五〇〇	三、〇〇〇米 一分三分〇秒	二	約一、四〇〇	約三、〇〇〇	約八、〇〇〇
四〇〇	ジュ式	空冷星型	約六、〇〇〇	三、〇〇〇米 一分五分〇秒	二	約二、九〇〇	約三、〇〇〇	約一〇、〇〇〇
四〇〇	九五式	空冷星型	約五、三〇〇	三、〇〇〇米 一分七分〇秒	二	約九〇〇	約三、〇〇〇	約八、〇〇〇

帝國海軍航空の沿革及現狀

帝國海軍航空は詳細に之を語るの自由を有せぬことを遺憾とするが、其の沿革

竝に現狀を略述すれば明治十年五月西南の役に輕氣球を使用せんが爲め陸軍省より海軍省に輕氣球の製作を依頼し海軍兵學寮機關科に於て製作せられ初めて築地

海軍練兵場に於て輕氣球の飛翔實驗を行ひ、上昇百二十間に達した。同年十一月七日天覽に供されたが風の爲索切斷し遂に氣球を失つてしまつた。其の後氣球の

研究は遺憾乍らそのまゝに放置された。此の氣球の大きさは徑三丈高四丈五尺容積一四、二三七立方尺、填充瓦斯は最初石炭瓦斯後に水素瓦斯を使用した。降つて明治四十二年臨時軍用氣球研究會の官制が發布せられた。次いで四十五年六月海軍航空術研究委員會設置せられ、神奈川縣追濱に飛行場を設置し、カーチス式七〇馬力水上飛行機二臺を米國に、フアルマン式七〇馬力水上飛行機二臺を佛國に注文し、其の製造監督たる海軍兵科將校及び機關官をして傍ら飛行機操縦其他各種の實習調査に従事させた。

大正元年十一月以降歐米より歸朝した飛行將校指導の下に將校下士官の訓練を開始した。是より曩、外國飛行機の舶着するや、之が研究を横須賀海軍工廠に命じ爾後半歳ならずして國産機體を實用するに至つた。大正二年若宮は「カーチス」及び「フアルマン」式飛行機を搭載して初めて海軍小演習に参加した。大正三年八月

航空及防空—帝國海軍航空の沿革及現狀

日獨開戰當時は帝國海軍飛行機總數實に十二機、飛行將校は僅かに十五名を有するに過ぎなかつたが、此の僅少な人員と機材とを母艦若宮に搭載して青島戰に參加せしめ、能く偵察、彈着觀測、爆撃等を實演してイルチス砲臺を沈黙せしめ、赫々たる偉功を擲つた。大正五年初めて海軍航空隊三隊新設豫算を成立し、逐次航空軍備の充實に着手した。大正十年臨時海軍航空術講習部を新設し、世界大戦に從軍せる老兵、英國「センビル」大佐以下三十名を招聘して霞ヶ浦及び横須賀に於いて航空術を傳習せしめた。

大正七年五隊、大正九年七隊増設の豫算成立し、茲に所謂十七隊計畫が成立した。本計畫は昭和六年に完成したのであるが、その後二十數隊の増設計畫が成立した。現在霞ヶ浦、横須賀、館山、佐世保、大村、吳、佐伯、大湊等に陸上航空隊約二十五隊を設置し、尙ほ其他の地に航空隊を増設中で、昭和十二年末迄に

は大體約三十數隊に達する見込みである。

以上は主として陸上部隊に關するものであるが、海上部隊も略々右と並行して充實せられ、現在赤城、加賀、龍驤、鳳翔の航空母艦戰艦巡洋艦の大部に飛行機を搭載して日夜猛訓練に従事して居る。昭和七年上海事變に際し、海軍航空部隊のめざましき活躍をなし、更に今次事變に於ける我が海軍航空部隊の活躍は今更喋々するまでもない。

近時軍部豫算、わけても航空豫算の膨大を耳にするが、列強の航空擴張計畫に照して見るも、また航空の海戰に於ける有用性に鑑みるも、決して過大とは謂ひ得ない。併し乍らその局に當るものは、微細の點まで漏れなく仔細に研究して、飽くまで經濟的軍備を計畫せねばならぬことは申す迄もない。

機材に於いては從來外國に比して遜色のあつたことは、航空後進國として致し

航空及防空—帝國海軍飛行機

方もなき所であつたが、最近大いに技術方面の發達を見、帝國新鋭機中には外國新鋭機と比肩し得るもの少なしとせず、

近く是等を凌駕するものが出現することと信ずる。
現在帝國海軍の使用して居る飛行機は

左の通りである。

帝國海軍飛行機（公表）

種機		機名		型式		座席		發動機		最高速度(節)		航續時間(巡航速度)		上昇力(3000米迄分秒)	
三式艦上戦闘機	複(艦)	一	ジユビター	四二〇	一	一三〇	二・五	六一〇							
九〇式艦上戦闘機	複(艦)	一	壽二型	四六〇	一	一五五	三・〇	五一〇							
九五式艦上戦闘機	複(艦)	一	壽二型	四六〇	一	一九〇	三・五	三一〇							
九〇二號式偵察機三型	複(艦)	二	壽二型	四六〇	一	一四五	六・五								
一四式二號水上偵察機	複(双舟)	三	ローレン	四五〇	一	九四	六・九								
一四式三號水上偵察機	複(双舟)	三	ローレン	四五〇	一	一〇二	七・〇								
九〇式二號偵察機二型	複(單舟)	二	壽二型	四六〇	一	一四三	六・五								
九〇式三號水上偵察機	複(双舟)	三	ジユビター	四五〇	一	九九	六・五								
九一式水上偵察機	複(双舟)	一	神風	一三〇	一	九一	四・〇								

飛行機

種機		機名		型式		座席		發動機		最高速度(節)		航續時間(巡航速度)		上昇力(3000米迄分秒)	
九四式艦上爆撃機	複(艦)	二	壽二型	四六〇	一	一四〇	六・七								
一三式二號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	四五〇	一	一〇一	四・七								
一三式三號艦上攻撃機	複(艦)	二	イスパノ	四五〇	一	一〇五	四・七								
八九式一號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	六五〇	一	一〇八	三・〇								
八九式二號艦上攻撃機	複(艦)	三	イスパノ	六五〇	一	一一五	三・〇								
九二式艦上攻撃機	複(艦)	三	九一式	六〇〇	一	一一八	四・五								
一五式二號飛行艇	複(艇)	五	ローレン	四五〇	二	九二	一一・〇								
八九式飛行艇	複(艇)	七	九〇式	六〇〇	二	一〇六	一三・〇								
九〇式二號飛行艇	複(艇)	六・八	ロールス・ロイル	八二五	三	一一五	一四・五								
九一式飛行艇	單(艇)	八	九一式	六〇〇	二	一一五	一五・〇								
三式號二陸上練習機	複(陸)	二	神風	一三〇	一	七七									
九三式陸上中間練習機	複(陸)	二	天風	三〇〇	一	一一八									
九〇陸上機作業練習機	單(陸)	四	天風	三〇〇	一	九二	五・三								
九〇式水上練習機	複(双舟)	二	神風	一三〇	一	八〇									

航空及防空—帝國海軍飛行機

航空及防空—民間飛行場

機	
九三式水上中間練習機	複(双舟)
九〇式艦上練習戦闘機	複(陸)
二壽二型	二天風
四六〇一	三〇〇一
一五五	一〇八
三〇	五〇

六五四

民間飛行場 (昭和十二年九月現在)

名稱	所在地	種別	滑走區域
東京羽田	大正區船町	水陸	東西南北
福岡第一	粕屋都和白村	水陸	東西南北
福岡第二	多々良	水陸	東西南北
廣島	竹原町	陸	東西南北
那覇	尻郡	陸	東西南北
蔚山	蔚山郡	陸	東西南北
京城	汝矣島	陸	東西南北
新義州	義州郡	陸	東西南北
大連	周水子屯	陸	東西南北
松江	水子屯	陸	東西南北
松島	水子屯	陸	東西南北
川西鳴尾	兵庫縣鳴尾	水	東西南北
堺大濱	堺市大濱南町	水	東西南北
城崎	兵庫縣城崎町	水	東西南北
宮島	廣島縣佐伯郡大野村	水	東西南北
高知	高知縣	水	東西南北
館山寺	靜岡縣濱名郡南庄内	水	東西南北
桐生愛國	群馬縣新田郡笠懸村	陸	東西南北
衣ヶ原	愛知縣舉母町	陸	東西南北
大津	大津市馬場	水	東西南北
中越	新潟縣北魚沼郡千田村	陸	東西南北
山梨	山梨縣中巨摩郡玉幡村	陸	東西南北
東	東京市附近	陸	東西南北
大	大阪府附近	陸	東西南北
福	福岡市附近	陸	東西南北
京	京都市附近	陸	東西南北
蔚	蔚山附近	陸	東西南北
大	大連附近	陸	東西南北
松	松江附近	陸	東西南北
中	中島附近	陸	東西南北
東	東京市品川區大井町	水	東西南北
中	中島飛行機株式會社	水	東西南北
東	東京市品川區大井町	水	東西南北
中	中島飛行機株式會社	水	東西南北
東	東京市品川區大井町	水	東西南北
中	中島飛行機株式會社	水	東西南北

日本及滿洲國定期航空路

線路	距離	所要時間	旅客	貨物	飛行回数	經營者
東京、大連、古、大、名、大、東、京、大、古、連、古、屋、線	二、九、三、三、九、六、千	一、一、五、五、〇、〇、分	一、〇、〇	一、〇、〇	每日二往復	六五五
東京、大、名、大、東、京、大、古、連、古、屋、線	二、九、三、三、九、六、千	一、一、五、五、〇、〇、分	一、〇、〇	一、〇、〇	每日二往復	六五五

航空及防空—日本及滿洲國定期航空路

六五五

航空及防空—航空標識、航空燈臺

航空標識 (十二年九月現在)

區別	所在地	標識方法
沼津	靜岡縣駿東郡大岡村	頭書の地名を片假名で北を上方として北から南へ、又は東から西へ向けて白色木板に表示する
濱松	濱名郡富塚村	
小豆	三重縣龜山町野村	
今治	香川縣小豆郡四海村	
室積	愛媛縣越智郡近見村	
中津	山口縣熊毛郡室積町	
行橋	大分縣中津市角木	
蔚山	福岡縣京都府行橋町	
大田	蔚山面山三里	
天安	忠清北道黃洞面馬里	
沙里	忠清南道外南面孔道里	
平壤	忠清南道天安面星井里	
定州	黃海道沙里院面鐵山里	
新義州	平安南道大同西川面	
鏡子	平安北道光城面彌勒洞	
關東州	關東州鏡子窩	

航空燈臺 (十二年九月現在)

名稱	所在地	燈質	光力
東京飛行場	東京市	閃白光	一千燭光
戶塚	神奈川縣	閃白光	1,200
辻堂	神奈川縣	復連明暗白光	1,200
矢野	復連明暗白光	5	
平塚	復連明暗白光	5	
神山	連閃白赤交光	2,600	
眞鶴	連閃白赤交光	2,600	
國府	閃白光	1,200	
十津	連閃白青光	2,600	
三保	連閃白青光	1,200	
久能	復連明暗白光	1,200	
田浦	閃白光	1,200	
燒津	連閃白赤交光	2,600	
金谷	連閃白赤交光	1,200	
濱松	閃白光	1,200	
御殿場	閃白光	1,200	

區別	所在地	標識方法
袋井	井	閃白光
鞍掛	山	閃白光
集雲	山	閃白光
豐橋	橋	閃白光
幡豆	豆	閃白光
御油	油	閃白光
知多	山	連閃白赤交光
明野	野	連閃白赤交光
靈山	寺	連閃白赤交光
千世	崎	連閃白赤交光
關太	太	連閃白赤交光
加植	植	連閃白赤交光
拓野	野	連閃白赤交光
上野	野	連閃白赤交光
笠山	山	連閃白赤交光
笠置	置	連閃白赤交光
大原	原	復連明暗白光
木津	津	復連明暗白光
生駒	駒	連閃白青光
大阪	大阪	連閃白青光

名稱	所在地	燈質	光力
須磨	神戸市	連閃白光	2,600
室津	兵庫縣	連閃白赤光	2,600
玉津	岡山縣	閃白光	1,200
早島	大阪府	閃白光	1,200
大阪朝日新聞	大阪市	赤青白三連閃光	500
福岡松屋吳服店	福岡市	不閃赤光	1,070
大牟田	福岡縣	閃白光	7.2
川内	鹿兒島縣	復連明暗白光	5
新潟新聞社	新潟市	復連明暗白光	5
神戸丸	神戸市	連閃赤綠白交光	2,500
京都丸	京都市	連閃白赤交光	1,200
京都丸	京都市	連閃赤白青光	500

航空無線電信局

局名	所在地
東京	呼出符號 J X S 麴町區大手町二丁目

航空及防空—航空氣象觀測所、飛行練習所

箱根	J X H	靜岡縣施行平
龜山	J X K	三重縣龜山町落崎
大阪	J X O	北區堂島濱通二丁目
福岡	J X F	福岡縣多々良村名島
嚴原	J X I	長崎縣嚴原町
富山	J X Y	長崎縣富江村
蔚山	J B M	朝鮮蔚山面北亭洞
京城	J B P	京城府本町一丁目
大連	J D P	大連市監部通

航空氣象觀測所

中央氣象臺羽田分室△中央氣象臺三島支臺△箱根測候所△龜山測候所△中央氣象臺大阪支臺△同飛行場分室△中央氣象臺福岡支臺△同名島分室△富江測候所△上野測候所△西浦觀測所△網代觀測所△飯塚觀測所△行橋觀測所

飛行練習所 (昭和十二年九月現在)

名稱	所在地	代表者
濱松飛行學校	三方ヶ原	入江小四郎
日本輕飛行機俱樂部	千葉縣津田沼	奈良原三次

大阪飛行機研究所 大阪市大正區 木下耶麻次
 日本學生飛行聯盟 東京羽田及大阪木津川尻
 天虎飛行研究所 大阪市馬場濱 藤本直

定期航空統計 (自十一年四月至十二年三月)

經營者	距離	飛行回数	總距離	旅客數	貨物量
日本航空輸送株式會社	二、一八	五、三二	一、四九、八〇三	二、一三	六〇、三三
日本航空輸送研究所	二九〇	一、〇六六	一五〇、四八〇	一、六八	三、一五
東京航空輸送社	一五〇	七三	一〇、〇〇〇	八	三三

東京航空輸送社は夏季(六月—九月)のみ實施

民間航空機搭乗員數 (昭和十一年六月調査)

飛行機操縦士	搭乗員數
一等	三〇二
二等	三八四
三等	九五
合計	七八一

航空及防空—定期航空統計、民間航空機搭乗員數

機名	機種	機納者
第一號	K37 輕爆擊機	陸軍學藝技術獎勵會
第二號	ドルニエ輸送機	同
第三(小布施)	九一式戰闘機	小布施新三郎氏
第四(同右)	八八式偵察機	同
第五(同右)	八八式輕爆擊機	同
第六(日毛)	八八式偵察機	日本毛織株式會社及社員並に従業員一同
第七(群馬)	九一式戰闘機	群馬縣
第八(川喜多)	同	川喜多久太夫氏
第九(河野)	九一式戰闘機	河野義氏
第一〇(朝鮮)	八八式偵察機	飛行機朝鮮號機納會
第一一(長岡)	同	長岡市
第一二(立山)	八八式輕爆擊機	富山縣
第一三(石川)	九一式戰闘機	石川縣
第一四(若越)	同	福井縣
第一五(宮城)	八八式輕爆擊機	宮城縣

陸海軍獻納飛行機

愛國號(陸軍の部)

機名	機種	機納者
第一號	K37 輕爆擊機	陸軍學藝技術獎勵會
第二號	ドルニエ輸送機	同
第三(小布施)	九一式戰闘機	小布施新三郎氏
第四(同右)	八八式偵察機	同
第五(同右)	八八式輕爆擊機	同
第六(日毛)	八八式偵察機	日本毛織株式會社及社員並に従業員一同
第七(群馬)	九一式戰闘機	群馬縣
第八(川喜多)	同	川喜多久太夫氏
第九(河野)	九一式戰闘機	河野義氏
第一〇(朝鮮)	八八式偵察機	飛行機朝鮮號機納會
第一一(長岡)	同	長岡市
第一二(立山)	八八式輕爆擊機	富山縣
第一三(石川)	九一式戰闘機	石川縣
第一四(若越)	同	福井縣
第一五(宮城)	八八式輕爆擊機	宮城縣

航空及防空—陸海軍獻納飛行機

第一六(同右)	八八式偵察機	同
第一七(岡山)	九一式戰鬥機	同
第一八(山陰)	同	右
第一九(兵庫)	八八式輕爆擊機	兵庫縣
第二〇(朝鮮)	九一式戰鬥機	飛行機朝鮮號獻納會
第二一(同右)	八八式輕爆擊機	同
第二二(帝國生)	八八式輕爆機	帝國生命保險株式會社 社員代理店關保有志
第二三(中學生)	同	中學校長協會
第二四號	九一式戰鬥機	三井礦山株式會社 社員並關係會社從業員
第二五(臺灣)	八八式輕爆擊機	臺灣
第二六(同右)	同	同
第二七(千葉)	九一式戰鬥機	千葉縣
第二八(德島)	八八式輕爆擊機	德島縣
第二九(北海道)	九一式戰鬥機	北海島
第三〇(女學生)	八八式偵察機	女學校生徒
第三一(兒童)	八八式輕爆擊機	全國兒童軍用飛行機 獻納會
第三二(小布施)	同	小布施新三郎氏

第三三(福山)	九一式戰鬥機	福山
第三四(濱田)	九一式戰鬥機	島根縣濱田町
第三五(防長)	八八式輕爆擊機	山口縣
第三六(香川)	同	香川縣
第三七(小布施)	九一式戰鬥機	小布施新三郎氏
第三八(京都)	同	京都府
第三九(信濃)	同	長野縣
第四〇(防長)	フオツカー式輸送機	山口縣
第四一(愛媛)	九一式戰鬥機	愛媛縣
第四二(朝鮮)	九一式戰鬥機	飛行機朝鮮號獻納會
第四三(福島)	同	福島縣
第四四(鹿兒島)	八八式輕爆擊機	鹿兒島縣
第四五(大分)	九一式戰鬥機	大分縣
第四六(佐賀)	同	佐賀縣
第四七(熊本)	九一式偵察機	熊本縣
第四八(新潟)	九一式戰鬥機	新潟縣
第四九(同右)	同	同
第五〇(大和)	同	同
第五一(同右)	同	同
第五二(同右)	同	同
第五三(同右)	同	同
第五四(同右)	同	同

第五五(秋田)	同	秋田縣
第五六(新潟縣消防)	九二式偵察機	新潟縣消防組
第五七(新潟縣學生)	同	新潟縣學生
第五八(小倉)	九一式戰鬥機	在鄉軍人小倉支部
第五九(土佐)	同	高知縣
第六〇(金鷄)	同	金鷄勳章拜受者
六一(和歌山)	同	和歌山縣
六二(滿洲)	同	滿洲在住同胞
六三(同右)	同	同
六四(同右)	同	同
六五(同右)	同	同
六六(富國)	九一式戰鬥機	富國徵兵保險相互會社
六七(栃木)	八八式輕爆擊機	栃木縣
七八(埼玉)	同	埼玉縣
七九(茨城)	同	茨城縣
八〇(東京)	九一式戰鬥機	東京瓦斯電氣工業株式會社
八一(山梨)	九一式戰鬥機	山梨縣
八二(日向)	九二式偵察機	宮崎縣
八三(山形)	八八式輕爆擊機	山形縣

航空及防空—陸海軍獻納飛行機

第七七(三越)	九一式戰鬥機	株式會社三越重役社員一同
第七八(日清紡績)	同	日清紡績株式會社從業員一同
第七九(勞働)	九二式戰鬥機	國防金勞働協會
第八〇(生命證券)	九二式偵察機	生命證券株式會社
八一(同右)	オ一トヂ口	陸軍學藝技術獎勵寄附金
八二(同右)	同	同
八三(東電)	九一式戰鬥機	東京電燈株式會社
八四(田村)	同	田村駒治郎氏
八五(全國民)	同	全國愛國飛行機獻納會
八六(產業勞働)	同	大阪府立產業關係者 其他有志
八七(佛立)	同	本門佛立教會
八八(通運)	九一式戰鬥機	國際通信及從業員
八九(同右)	同	同
九〇(第二千葉)	九一式戰鬥機	千葉縣
九一(川村)	九二式偵察機	川村德太郎氏
九二(橫濱)	九二式戰鬥機	橫濱市
九三(福岡市)	九一式戰鬥機	福岡市

航空及防空—陸海軍獻納飛行機

第九四(大阪藥種製藥)	患者輸送機	大阪藥種卸買組合
九五(〃)	フォックス・モス 小型患者輸送機	大阪製藥同業組合
九六(〃)	同	〃
九七(〃)	國產小型輸送機	〃
九八(九州理髮)	九二式偵察機	九州理髮獻納會
九九(川崎)	同	川崎市
一〇〇(三重)	九三式輕爆擊機	三重縣
一〇一(製糖)	同	臺灣製糖外十四社
一〇二(同)	同	〃
一〇三(同)	同	〃
一〇四(同)	同	〃
一〇五(同)	同	〃
一〇六(陸軍々醫)	フォックス・モス	陸軍々醫團
一〇七(滋賀)	九三式輕爆擊機	滋賀縣民
一〇八(國民)	フェアチャイルド單葉機	國民新聞社購讀者一
一〇九(日特)	九三式輕爆機	日本特殊鋼合資會社
一一〇(明治生命)	同	明治生命保險株式會社
一一一(大學高專)	九一式戰鬥機	大學高專號獻納者
一二(不動貯金)	九三式輕爆機	不動貯金銀行

二三(產業勞働第二)	九一式戰鬥機	大阪府市產業關係其他有志
二四(蜂須賀)	ブスモス輕飛行機	蜂須賀侯爵
二五(通照)	九三式輕爆機	大阪密教護國團
二六(臺灣學校)	九三式輕爆機	臺灣學校職員學生生徒兒童
二七(新潟縣)	九三式輕爆機	新潟縣
二八(安川勤勞)	九三式輕爆機	九州明治鑛業會社員及從業員一同
二九(臺中青果)	九三式輕爆機	臺中青果同業組合
三〇(文明琦)	九四式偵察機	朝鮮文明琦
三一(東京)	同	東京市聯合防護團
三二(臺灣保甲)	九三式輕爆擊機	臺灣保甲及壯丁團
三三(臺灣壯丁團)	同	〃
三四(酒井)	患者輸送機小型	故酒井キヨ子遺言施行者 安藤德太郎
三五(同)	同	東京片倉同族
三六(片倉)	輸送連絡機	東京片倉同族
三七(カトリック)	患者輸送機	長崎カトリック兵器獻納會

(昭和十一年九月現在)

日本毛織株式會社及同役員並に従業員

二(兵庫)	同	兵庫縣
三(第一吳鎮)	艦上攻撃機	吳鎮守府管下
四(第二吳鎮)	同	同
五(石川)	同	石川縣
六	水上偵察機	愛知縣
七(實業學生)	艦上戰鬥機	全國實業學校職員生徒
八(鹿兒島)	水上偵察機	鹿兒島縣
九(第三吳鎮)	艦上戰鬥機	吳鎮守府管下
一〇(佐佐)	同	佐賀縣
一一(北洋)	水上偵察機	日魯漁業、日本合同工船、太平洋漁業、沖取合同漁業各株式會社、露領水産組合、工船、露領水産組合、船隻漁業水産組合
一二(橫須賀)	艦上戰鬥機	橫須賀市
自第一三(三谷)	同	三谷てい子
至第一八(新湯)	同	新湯縣
一九(富國)	水上偵察機	富國徵兵保險相互會社
二〇(埼玉)	艦上戰鬥機	埼玉縣

航空及防空—陸海軍獻納飛行機

二二(橫廠工友)	水上偵察機	橫須賀海軍工廠從業員一同
二三(未定)	艦上攻撃機	吳、廣各海軍工廠及海軍燃料廠從業員
二四(未定)	同	同
二五(佐廠)	艦上戰鬥機	佐世保海軍工廠從業員
二六(橫濱)	水上偵察機	橫濱市
二七(日向)	同	宮崎縣
二八(沖繩)	艦上戰鬥機	沖繩縣
二九(中學生)	同	全國中學校職員生徒
三〇(生保)	同	生保證券株式會社
三一(未定)	未	佐世保市
三二(湘南)	艦上戰鬥機	神奈川湘南地方國防金勞働協會及其他工場從業員
三三(勞働)	同	團體又個人篤志者
三四	陸上偵察機	同
三五	同	同
三六(茨城)	水上偵察機	茨城縣
三七	未	現役海軍々人
三八	未	川村德太郎

航空及防空—陸海軍獻納飛行機

第三九(千葉)	艦上戦闘機	千葉縣々民
第四〇(川崎)	偵察機	川崎市
第四一(川崎)	偵察機	川崎市
第四二(缺)	偵察機	川崎市
第四三(第一南洋)	偵察機	南洋廳サイパン支廳管内住民
第四四(缺)	偵察機	南洋廳サイパン支廳管内住民
第四五(第一製糖)	戦闘機	臺灣製糖外十四製糖會社
第四六(第二製糖)	戦闘機	臺灣製糖外十四製糖會社
第四七(第三製糖)	戦闘機	臺灣製糖外十四製糖會社
第四八(第二労働)	同	全國各地工場従業員篤志者
第四九(缺)	偵察機	個人又は團體篤志者
第五〇(第二國民)	偵察機	個人又は團體篤志者
第五一(第四製糖)	同	臺灣製糖外十一製糖會社
第五二(第五製糖)	同	臺灣製糖外十一製糖會社
第五三(青森)	同	青森縣民
第五四(神谷)	同	神谷正治
第五五(第一日本鋼管)	同	日本鋼管株式會社
第五六(第二日本鋼管)	同	日本鋼管株式會社
第五七(北海道)	偵察機	北海道民
第五八(渡邊)	攻撃機	渡邊鐵工所
第五九(福岡教員)	偵察機	福岡縣教員會

六六六

第六〇(戸畑鑄物)	戦闘機	戸畑鑄物會社
六一(明治生命)	攻撃機	明治生命保險株式會社
六二(不動貯金)	同	不動貯金銀行
六三(長崎市民)	偵察機	長崎市民
六四(大學高專)	戦闘機	全國大學高等專門學校學生
六五(舞要)	偵察機	舞鶴要港
六六(第一倉敷絹織)	水上偵察機	倉敷絹織物株式會社
六七(第三倉敷絹織)	同	倉敷絹織物株式會社
六八(愛知時計電機)	艦上攻撃機	愛知時計電機株式會社
六九(共同漁業)	偵察機	共同漁業株式會社
七〇(第一セメント)	艦上戦闘機	日本ポルトランドセメント同業組合
七一(第二セメント)	同	セメント同業組合
七二(福島)	同	福島縣民
七三(文明瑠)	同	朝鮮文明瑠
七四(第三國民)	同	全國有志
七五(第四國民)	艦上戦闘機	全國有志
七六(第二南洋)	同	南洋群島官民有志

各國飛行場一覽

(一九三六年十月現在)

伊太利	三八五	七〇八	六八
露西亞	一、〇〇〇	—	—
日本	二三五	七八一	二二
種類	日英	米佛	獨伊和自瑞加
民間	本國	外國	國蘭國西陀奈
軍用	陸上	水上	水上
合計	四四三	二、三九一	一、九三九

(軍用飛行場の項日本、和蘭、自耳義は一九三四年十月現在)

航空及防空—列國民間航空概見、各國飛行場一覽

第七(第一南洋興發)	艦上攻撃機	南洋興發株式會社
第八(第二南洋興發)	艦上攻撃機	南洋興發株式會社
第九(第三南洋興發)	艦上攻撃機	南洋興發株式會社
第十(第四南洋興發)	艦上攻撃機	南洋興發株式會社
第十一(三越)	艦上輕爆機	三越從業員
第十二(東日本洋服)	艦上戦闘機	東日本洋服商工業組合聯合會
第十三(青島)	水上偵察機	青島方面在留邦人有志
第十四(第一兒童)	艦上戦闘機	大日本飛行少年團
第十五(教育)	艦上輕爆機	全國聯合小學校教員會
第十六(女學生)	艦上戦闘機	全國高等女學校女子職業專門學校
第十七(西蒲原)	水上偵察機	新潟縣西蒲原郡帝國在郷軍人分會並郡民

列國民間航空概見 (昭和十一年度調)

國名	飛行機數	操縱士數	飛行場數
英吉利	一、七五八	三、四七七	三九七
米國	九、〇三七	一四、七六三	二、三九八
佛蘭西	二、一八七	一、四七五	一二二
獨逸	一、八〇九	二、五〇〇	一九六

六六七

防空法

(昭二、四、二法四七)

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難及救護並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同シ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防空委員會ノ意見ヲ徴シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空

上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲サシメ又防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施

ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者、又ハ之ニ準ズベキ者ハ他法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ物件ヲ收用若ハ使用シ又防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又一部ニ基キ防空

ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ訓練ニ從事セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ訓練區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ設置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ

其旨ヲ其場所ノ管理者ニ通知スベシ當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其證票ヲ携帯スベシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者之方爲傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ地方長官市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其損失ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其金額ノ決定ノ

通知ヲ受ケタル日ヨリ供用、收用又ハ使用後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其期間經過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者第六條第二項ノ規定ニ依リ其從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其實費ヲ辨償スベシ前條第二項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備、第十條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練又ハ第十二條ノ規定ニ依リ給與ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、三條第

航空及防空—防空法施行令

一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其者ノ負擔トス
特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其者ノ負擔トス
第十六條 防空委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス
一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用
二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用
三 防空委員會ニ關シ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル費用

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第六條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ命
令ニ從ハザルトキハ三月以下ノ懲役又百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス
故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ
第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス
第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又樺太ニ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又ハ電氣、瓦斯、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、診療所ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
二 水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山ノ類ニ付テハ消防ニ關シ必要ナルモノ
三 劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 高層建築物ノ類ニ付テハ監視ニ關

航空及防空—防空法施行令

令ニ從ハザルトキハ三月以下ノ懲役又百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス
故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ
第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス
第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又樺太ニ

シ必要ナルモノ
二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ
三 學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有効ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ
第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス
一、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及看護婦
二 防空ニ關スル技能ニ付特殊ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムルモノ
防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ
防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得
(本法ハ昭和十二年十月一日ヨリ施行)
防空法施行令
(昭二、九、二八)
(勅令五、四九)

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ
防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣之ヲ命ズ
前項ノ命令ハ關係アル地方長官及防空法第三條第一項ノ防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣、關係アル市町村長ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス
内務大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ
第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ防空計畫ノ設定者ハ監視及之ニ伴フ通信ニ關シテハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ニ關シテハ其ノ準備ヲ爲シ適宜之ヲ實施スベシ
監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ
第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空

航空及防空—防空法施行令

機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス
一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危険アル場合
四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危険ナキニ至リタル場合
當該區域ノ防衛ヲ擔任スル防衛司令官師團長、要塞司令官、鎮守府司令官長官若ハ要港部司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス
第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル(様式略)
第九條 防空法第十二條ノ規定ニ依ル療養又ハ葬祭ニ要スル費用ハ防空ノ實施ニ從事セシメタル者ニ於テ之ヲ給スベシ
前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ在リテハ內務大臣、市町村長ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ
第十條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル
第十一條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者內務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム
第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス

但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス
前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得
一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ
二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ內務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ內務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス
第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付及陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ
前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シ

テ防空計畫ヲ設定スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ內務大臣ハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ
第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ內務大臣ハ關係各大臣ニ、地方長官ハ關係地方官廳ニ協議スベシ
一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項
二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項
三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定

航空及防空—官廳防空令

定ニ依ル命令

五 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令
第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス
附則
本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(昭二一、一〇、一施行)

官廳防空令

(昭二一、九、二八) 勅令五五〇

第一條 本令ニ於テ官廳防空計畫ト稱スルハ國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ

資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 內閣總理大臣又ハ各省大臣(陸軍大臣及海軍大臣ヲ除ク、以下之ニ同ジ)ハ自ら官廳防空計畫ヲ設定シ又ハ其ノ監督ニ屬スル行政官廳ニシテ必要アリト認ムルモノヲ指定シ官廳防空計畫ヲ設定セシムベシ
內閣總理大臣又ハ各省大臣ノ設定スル官廳防空計畫ハ內務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ、其ノ他ノ行政官廳ノ設定スル官廳防空計畫ハ地方長官及防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官ニ協議スベシ
第三條 官廳防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ
第四條 內務大臣ハ防空法施行令第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始又ハ終止ヲ命ズルトキハ同時ニ內閣總理大臣及各省大臣ニ其ノ旨通知スベシ

航空及防空—防空委員會令

內務大臣前項ノ通知ヲ爲シタルトキ又ハ內閣總理大臣及各省大臣前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ監督ニ屬スル關係アル官廳防空計畫ノ設定者ニ其ノ旨通知スベシ

前二項ノ通知アリタル場合ニ於テ防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シテハ防空法施行令第六條ノ規定ヲ準用ス

第五條 國ニ於テ管理スル施設(陸海軍ノ官衙學校ヲ除ク)ニ關スル燈火管制ノ實施及訓練ニ關シテハ防空法第八條及第十條第三項ノ規定並ニ之ニ基キテ設スル命令ノ規定ヲ準用ス但シ之ニ依リ難キ事項ニ關シテハ內閣總理大臣又ハ各省大臣ハ內務大臣陸軍大臣及海軍大臣ニ協議シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六條 內閣總理大臣及各省大臣ハ其ノ監督ニ屬スル官廳防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 中央防空委員會ノ委員及臨時委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

道府縣防空委員會ノ委員及臨時委員ハ內務大臣之ヲ命ズ
市町村防空委員會ノ委員及臨時委員ハ地方長官之ヲ命ズ

第七條 委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ中央防空委員會ニ在リテハ內務大臣ノ指名スル委員、道府縣防空委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員、市町村防空委員會ニ在リテハ市町村長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者會長ノ職務ヲ代理ス

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク中央防空委員會ノ幹事ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內

航空及防空—防空委員會令、航空法

ヲ得

附則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭二二・一〇・一施行)

防空委員會令

(昭二二・一〇・三)
(勅令五九八)

第一條 防空委員會ハ中央防空委員會、道府縣防空委員會及市町村防空委員會トス

中央防空委員會及道府縣防空委員會ハ內務大臣、市町村防空委員會ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ監督ニ屬ス

道府縣防空委員會及市町村防空委員會ハ防空法第二條及防空法施行令第一條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ防空ニ關スル重要事項ヲ調査審議

關ニ於テ之ヲ命ジ道府縣防空委員會ノ幹事ハ內務大臣、市、町村防空委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス
第十條 委員會ニ書記ヲ置ク中央防空委員會ノ書記ハ內務大臣、道府縣防空委員會ノ書記ハ地方長官、市町村防空委員會ノ書記ハ市町村長之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第十一條 中央防空委員會ニ關スル費用ハ國庫、道府縣防空委員會ニ關スル費用ハ道府縣、市町村防空委員會ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十二條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ

六七四

ス

委員會ハ防空ニ關スル重要事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央防空委員會ハ內務省ニ之ヲ置ク

道府縣防空委員會ハ道府縣毎ニ、市町村防空委員會ハ防空法第二條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定スル市町村長ノ統轄スル市町村毎ニ之ヲ置キ道府縣又ハ市町村ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 中央防空委員會ノ會長ハ內務大臣、道府縣防空委員會ノ會長ハ地方長官、市町村防空委員會ノ會長ハ市町村長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 中央防空委員會ノ委員ハ四十人以內トス

道府縣防空委員會ノ委員ノ定數ハ內務大臣、市町村防空委員會ノ委員ノ定數ハ地方長官之ヲ定ム

准ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空法

(大一一〇、法律五四)
(昭二一、法律三四)

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乘シ得ル飛行機航空艇氣球滑空機其他航空ノ用ニ供スル機器ヲ謂フ

本法ニ於テ航空ニハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、離陸又ハ著陸ニハ離水又ハ著水ヲ包含ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ所有スル航空機ハ之ヲ日本航空機トス

一 日本國又ハ日本ノ公共團體

二 日本臣民
三 日本法令ニ依リ設立シタル會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員合資會社及株式合資會社ニ在リテハ

六七五

無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員ガ日本臣民タルモノ

四 前號ニ掲グル法人以外ノ法人ニシテ日本法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本臣民タルモノ

第三條 本法ハ本章及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ヲ除クノ外軍用航空機ニ之ヲ適用セズ

國ノ使用ニ供スル航空機ニ付テハ第二十一條、第二十八條乃至第三十條、第三十三條、第三十四條及第四十條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

勅令ヲ以テ指定スル航空機ニ付テハ第二章乃至第四章ニ規定スル事項ニ關シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得
第四條 航空ニ關シ條約又ハ之ニ準ズベキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 航空機ノ検査及登録

三 其ノ堪航證明書ガ其ノ効力ヲ失ヒタルトキ

登録シタル航空機ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ登録證明書ヲ返付スベシ

- 一 滅失又ハ破壊シタルトキ
- 二 解散セラレタルトキ
- 三 日本國籍ヲ喪失シタルトキ
- 四 其ノ堪航證明書ガ其ノ効力ヲ失ヒタルトキ

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ同時ニ抹消登録ヲ申請スベシ
前項ノ場合ニ於テ抹消登録ノ申請ナキトキ又ハ第二項第四號ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ得

第九條 登録シタル航空機ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ國籍、記號、登録記號並所有者ノ氏名名稱及住所ヲ表示スベシ

第五條 航空機ヲ製造スル者ハ其ノ設計材料、部分品、技巧及製品ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クベシ

堪航證明書ナキ航空機ノ所有者ハ其航空機ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クベシ
前二項ノ検査ニ合格シタル航空機ニ對シテハ堪航證明書ヲ交付ス

第一項及第二項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル航空機ニ之ヲ適用セズ

第六條 堪航證明書ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ効力ヲ失フ

- 一 堪航證明書ニ記載シタル有効期間ヲ經過シタルトキ
 - 二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ航空機ノ使用ノ禁止ヲ命ジタルトキ
- 前項第一號ノ有効期間ハ前條ノ検査ニ合格シタル日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム
- 有効期間ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ検査ノ日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ

第十條 航空機ハ前條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲シ且堪航證明書及登録證明書ヲ備附クルニ非ザレハ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第十一條 行政官廳ハ定期又ハ臨時ニ航空機ノ検査ヲ爲スコトヲ得
第十二條 第五條第一項第二項及第十條ノ規定ハ航空機ノ試験ノ爲飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空スル航空機ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十三條 第五條、第七條、第八條及第十一條ニ規定スルモノノ外航空機ノ検査又ハ登録ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 行政官廳ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ基キ其他航空機ノ現狀ニ因リ必要アルトキハ航空機ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命ズルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命ジタルトキハ堪航證明書ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命ジタルトキハ停止中堪

行政官廳之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 第五條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者ハ行政官廳ニ其ノ航空機ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

航空機ノ登録事項ハ航空機ノ所有者ノ氏名、名稱、登録記號其他命令ヲ以テ定ムル事項トス

登録シタル事項ニ變更アリタルトキハ航空機ノ所有者ハ其日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ變更ノ登録ヲ申請スベシ

登録シタル航空機ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空機ノ所有者ノ氏名稱、登録記號其他ノ登録事項ヲ記載シタル登録證明書ヲ交付ス

第八條 航空機ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其際ノ航空機ノ所有者ハ其日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ堪航證明書ヲ返付スベシ

- 一 滅失又ハ破壊シタルトキ
- 二 解散セラレタルトキ

航空證明書ヲ領置ス

第三章 乘員

第十五條 航空機ノ乘員ニ非ザレバ航空機ニ搭乘シテ其ノ運航ニ從事スルコトヲ得ズ

乘員ハ技術證明書及航空免狀ヲ有スルコトヲ要ス
第十六條 技術證明書ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ行フ考查ニ合格シタル者ニ之ヲ交付ス技術證明書ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空免狀ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第十七條 乘員ハ航空免狀ヲ携帯スルニ非ザレバ運航ニ從事スルコトヲ得ズ
第十八條 行政官廳ハ乘員ニ對シ定期又ハ臨時ニ検査ヲ爲スコトヲ得

第十九條 第十五條第一項ノ規定ハ飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空機ニ搭乘シテ運航練習ヲ爲ス者及運航練習ノ爲乘員ト同乘シ共同シテ運航ニ從事スル者ニ之ヲ適用セズ

第二十條 行政官廳ハ乗員引續キ六月以上運航ニ從事セザルトキ、第十八條ノ検査ノ結果ニ基キ必要アルトキ、又ハ保安上必要アルトキハ就業ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命ズルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命ジタルトキハ航空免狀ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命ジタルトキハ停止中航空免狀ヲ領置ス

第四章 飛行場及其ノ經營者

第二十一條 飛行場ヲ設置セムトスル者其ノ區域ヲ變更セムトスル者又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ廢止セムトスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ公共ノ用ニ供セザル飛行場へ變更シ又ハ公共ノ用ニ供セザル飛行場ヲ公共ノ用ニ供スル飛行場ニ變更セントスル者亦同ジ

第二十二條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第二十三條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ飛行場ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ズ

第二十四條 行政官廳ハ航空標識ノ設置又ハ維持ノ爲必要アルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ日後日没前ニ限リ他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルベキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ豫メ其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ其ノ旨通知スベシ

飛行場ノ經營者ハ第一項ノ航空標識ノ維持ノ爲緊急ノ必要アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ他人ノ土地ニ立入り若ハ

トルノ區域内ニ在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點トノ水平距離ノ三十分ノ一ノ高さ

第二十三條ノ二 行政官廳ハ航空ノ安全保持ノ爲公共ノ用ニ供スル飛行場又ハ公示セラレタル豫定地ノ境界ヨリ外方千「メートル」ノ區域内ニ於テ特別地域ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ特別地域内ニ於テ工作物、船舶、竹木其ノ他ノ物件ヲ設置定製又ハ植栽セントスル者ハ該物件ガ其ノ存スル地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點ヲ基準トスル水平面上左ノ各號ノ高さヲ超ユル場合ニ於テハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ「メートル」ヲ超エザル農作為ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點トノ水平距離ノ三十分ノ一ノ高さ

第二十五條 第二十三條ノ三第二項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ基テ措置又ハ前條ノ規定ニ依リ立入、除去若ハ使用ニ因リ生ジタル損害ハ飛行場ノ經營者之ヲ補償スベシ第二十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ特別地域ノ指定アリタルガ爲既ニ著手シタル工作物其ノ他ノ設備ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損害ニ付亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ補償ノ金額ニ關シ協議調ハサルトキハ行政官廳ノ決定ヲ求ムルコトヲ得、前項ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條 第二十三條ノ二、三、前條及第五十九條第一號ノ規定ハ軍用ニ供スル飛行場又ハ公示セラレタル飛行場豫定地ニ付特別地域ヲ指定スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ他人ノ運航スル航空船又ハ飛行機ニ對シ其ノ飛行場ニ於テ著陸、離陸スルコトヲ拒ムコトヲ得ズ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ經營者其ノ飛行場ノ使用ニ對シ使用料ヲ請求セムトスルトキハ豫メ其額ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第二十八條 公共ノ用ニ供セザル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレバ他人ノ運航スル他人ニ屬スル航空機ヲシテ其ノ飛行場ニ於テ著陸離陸セシムルコトヲ得ズ

第五章 航空及運送

第二十九條 航空船及飛行機ハ陸上ニ在リテハ飛行場ニ非ザル場所、水上ニ在リテハ命令ヲ以テ禁止スル場所ニ於テ離陸、著陸スルコトヲ得ズ但シ故障若ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アルトキ又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラズ

第三十條 故ナク皇居、禁苑、離宮、行在所若ハ神宮ノ上空ニ於テ又ハ皇陵ノ上空「メートル」以下ニ於テ航空機ノ運航ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ掲グル場所ノ外航空ニ關スル制限又ハ禁止ヲ必要トスル場所ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 戰時又ハ事變ニ際シ必要アル航空標識類似ノ燈火ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第三十九條 關稅法中船舶、船長、船用品及海路運送並之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付テノ規定ハ航空機、航空機ノ長、航空機ノ機用品及航空機ニ依ル外國貨物ノ運送並之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付テノ規定ニ準用ス但シ關稅法中開港トアルハ第三十四條ノ飛行場トス

第四十條 第三十三條ノ航空機ガ故障又ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第三十四條ニ規定スル著陸ノ場所以外ニ著陸シタルトキハ稅關官吏ニ稅關官吏其ノ地ニ在ラザル場合ニ於テハ警察官吏ニ運送ナク届出ツベシ前項ニ規定スル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ離陸スルコトヲ得ズ

第四十一條 日本國外ヨリ發航シテ日本

航空及防空—航空法

貨物ノ運送ヲ爲スコトヲ得ズ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 行政官廳ノ許可ヲ受クルリ非ザレバ日本航空機ニ依リ運送業ヲ營ムコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十七條 航空標識ノ用地又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地トスル爲必要ナル土地及水ノ使用ニ關スル權利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第三十八條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ一時ノ使用ニ供スルモノ又ハ有料借地ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條ノ二 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空ノ安全ヲ害スルノ虞レ

國內ニ至ル航空機ニ關シテハ傳染病豫防ノ爲檢疫ヲ施行ス

前項ノ檢疫ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 前條ノ規定ハ内地、朝鮮、臺灣相互間ニ付テノ準用ス

前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第四十三條 航空機ノ救難及之ニ關スル處罰ニ付テハ水難救護法ヲ準用ス

第四十四條 左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一 航空機ニ備付クベキ日誌其ノ他ノ帳簿書類及附屬品其ノ他ノ物件ニ關スル事項

二 保安上又ハ軍事上ノ必要ノ爲航空機ニ搭載スルコトヲ制限又ハ禁止スル火藥類寫眞機其ノ他ノ物件ニ關スル事項

三 航空機ニ關スル燈火及信號ニ關スル事項

四 航空ニ關スル保安上必要ナル制限

及航空機ト航空機又ハ船舶トノ衝突豫防ニ關スル事項

五 航空標識及其ノ設置ニ關スル事項

六 飛行場ノ設備ニ關スル事項

第四十五條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機ノ離陸差止又ハ著陸ヲ命ズルコトヲ得

第四十六條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機、飛行場又ハ格納庫ニ臨檢シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ備付ラ要スル帳簿書類及物件ニ關シ檢査ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第三十七條第二項、第三十八條及第四十三條ノ規定ニ關シ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第七章 罰則

第四十八條 航空標識ヲ損壞シタル者又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効タラシメタル者ハ三年以下ノ懲役又三千圓以

航空及防空—航空法

下ノ罰金ニ處ス
 第四十九條 詐偽ノ信號ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ航空ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
 第五十條 現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ヲ墜落願覆若ハ覆没セシメ又ハ破壊シタル者ハ無期又三年以上ノ懲役ニ處ス前條ノ罪ヲ犯シ因テ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落願覆覆没又ハ破壊ヲ致シタル者亦前項ノ例ニ同ジ
 第五十一條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
 第五十二條 過失ニ因リ航空ノ危険ヲ生ゼシメ又ハ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落願覆覆没又ハ破壊ヲ致シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第五十三條 詐術ヲ用キ第五條若ハ第十

一條ノ検査ヲ受ケ又ハ不實ノ事項ヲ登録セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第五十四條 第四十九條、第五十條第一項及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第五條又第十一條ノ検査ニ合格セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 又第三十二條ノ規定ニ違反シタル者
 二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル命令ニ違反シタル者
 三 第九條ノ規定ニ違反シテ國籍記號若ハ登録記號ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虚偽ノ國籍記號若ハ登録記號ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 第五十六條 第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル行政官廳ノ命令ニ違反

シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第五十七條 第三十條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス
 第三十條 第二項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止ニ違反シタル者、第三十一條ノ規定ニ依ル禁止ニ違反シタル者又ハ第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第五十八條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第五十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第二十三條ノ三又ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタル者
 二 故ナク當該官吏ノ臨檢若ハ検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ對シ

答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
 第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第九條ノ規定ニ違反シテ航空機所有者ノ氏名名稱若ハ住所ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虚偽ノ氏名名稱若ハ住所ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 二 第十條ノ規定ニ違反シテ堪航證明書又ハ登録證明書ヲ備附ケザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 三 第十七條ノ規定ニ違反シタル者
 第六十一條 第二十一條、第二十二條、第二十七條第一項、第二十八條、第三十四條乃至第三十六條又ハ第四十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第二十三條ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十七條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ使用料ノ請求ヲ爲シタル者
 第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス
 一 第五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者
 二 第七條第三項又ハ第八條第三項ノ規定ニ依ル登録ノ申請ヲ怠リタル者
 三 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル堪航證明書又ハ登録證明書ノ返

付ヲ怠リタル者
 四 第二十條第三項ノ規定ニ依ル航空免狀ノ返付ヲ怠リタル者
 五 第四十條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者
 前項ニ規定スル過料ハ法人ニ在リテハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス
 第六十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

航空郵便 (表面に「航空」と朱書する)

種別	重量	内地と臺灣 朝鮮相互間	内地と樺太 南洋相互間
通常郵便	第一種 有封書狀 無封書狀	二十五又はは端數毎に 六十瓦又はは端數毎に	三十錢 五十錢
	第二種 普通葉書 往復葉書 封緘葉書	六十瓦又はは端數毎に 六十瓦又はは端數毎に	十五錢 十五錢
	第三乃至五種	六十瓦又はは端數毎に	三十錢 五十錢
小包郵便	重量一疋迄 同一疋を越ゆる五百瓦又はは端數毎に	六十瓦又はは端數毎に	一圓 五十錢



我が陸空軍の精銳
上爆彈投下 下九三式重爆撃機



主ナル製品

銃砲部	五連發銃	單發銃
	擲彈筒	少年銃
縫工部	背囊	携帶天幕
	雜囊	服裝

軍人會館出版部圖書大賣捌所
昭和化工株式會社特約店
軍用品製造販賣元

兵 林 館

本 店

東京市麴町區麴町一丁目十番地

電話 九段二五一五番
九段二五八一番

工 場

東京市王子區稻付二丁目百九十八番地

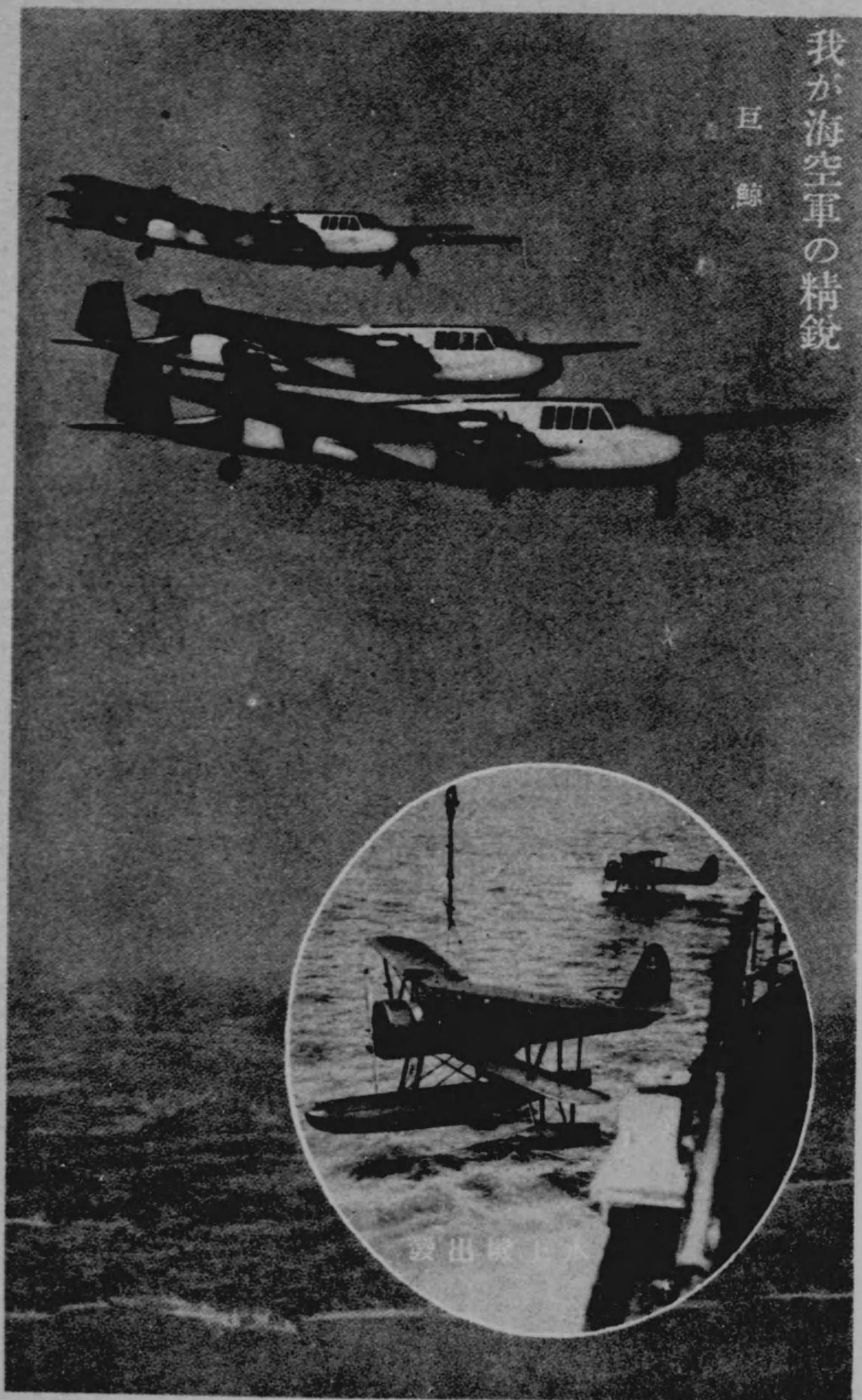
電話 赤羽二六三八番

廣 告

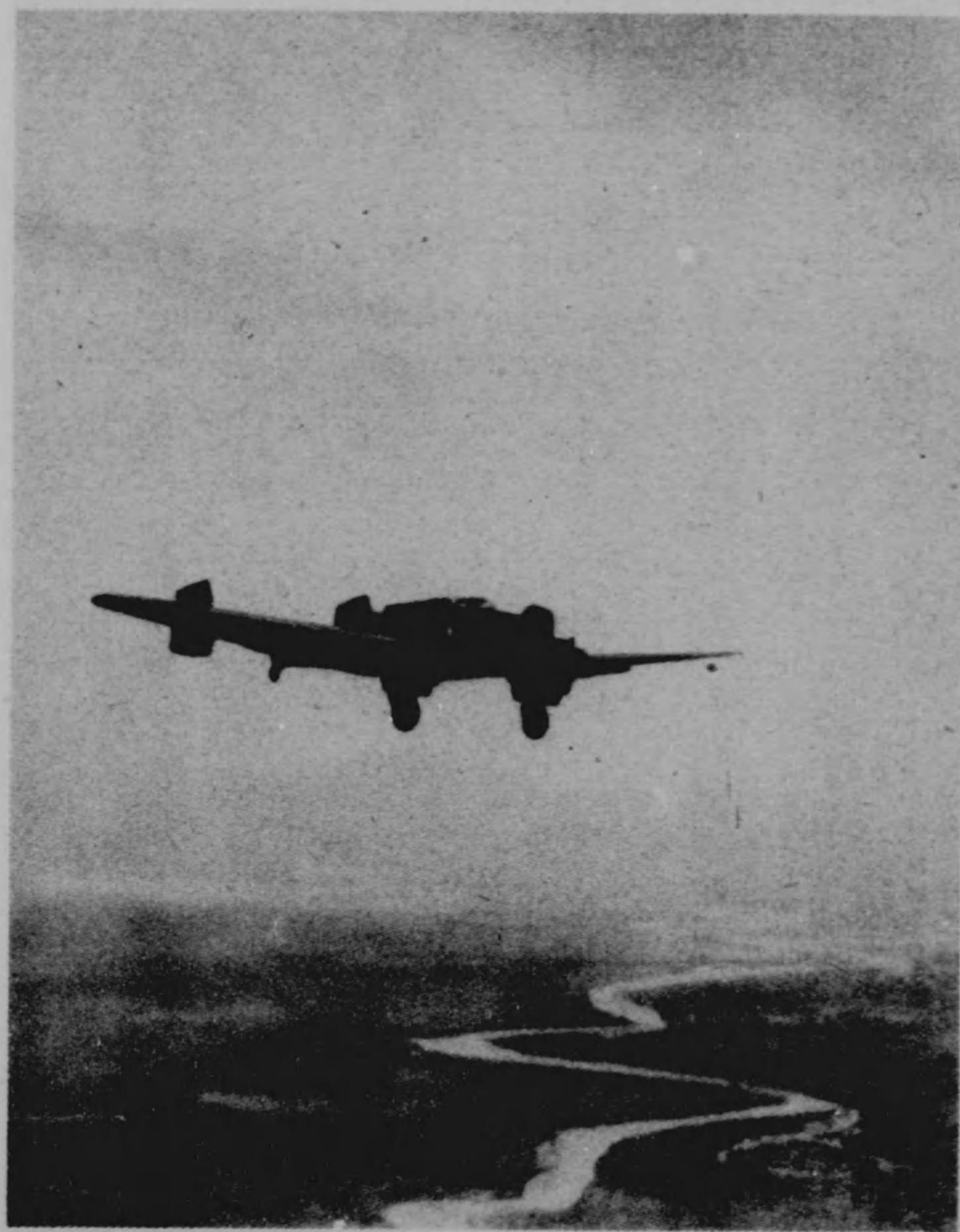
六八四

我が海空軍の精銳

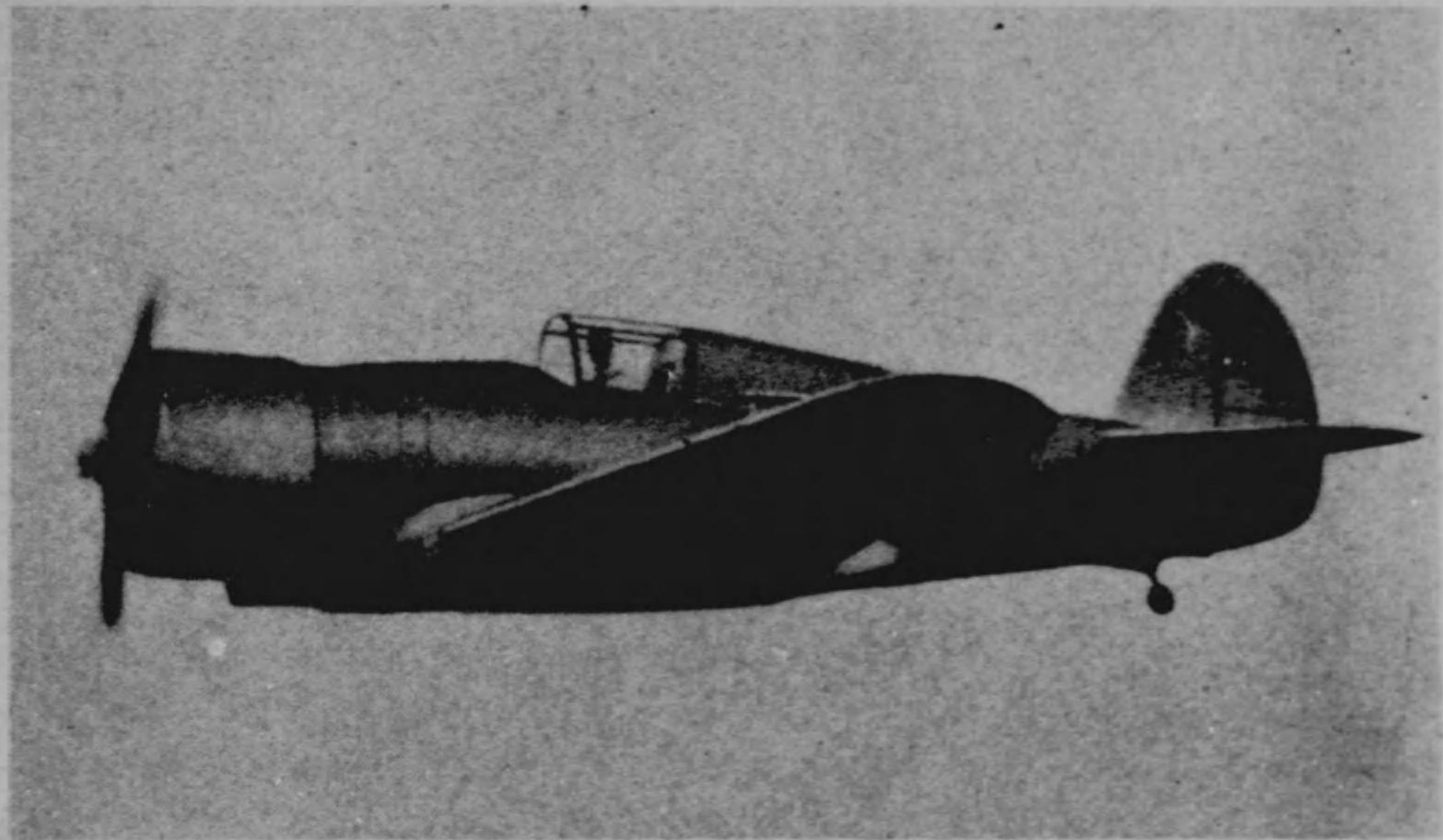
巨鯨



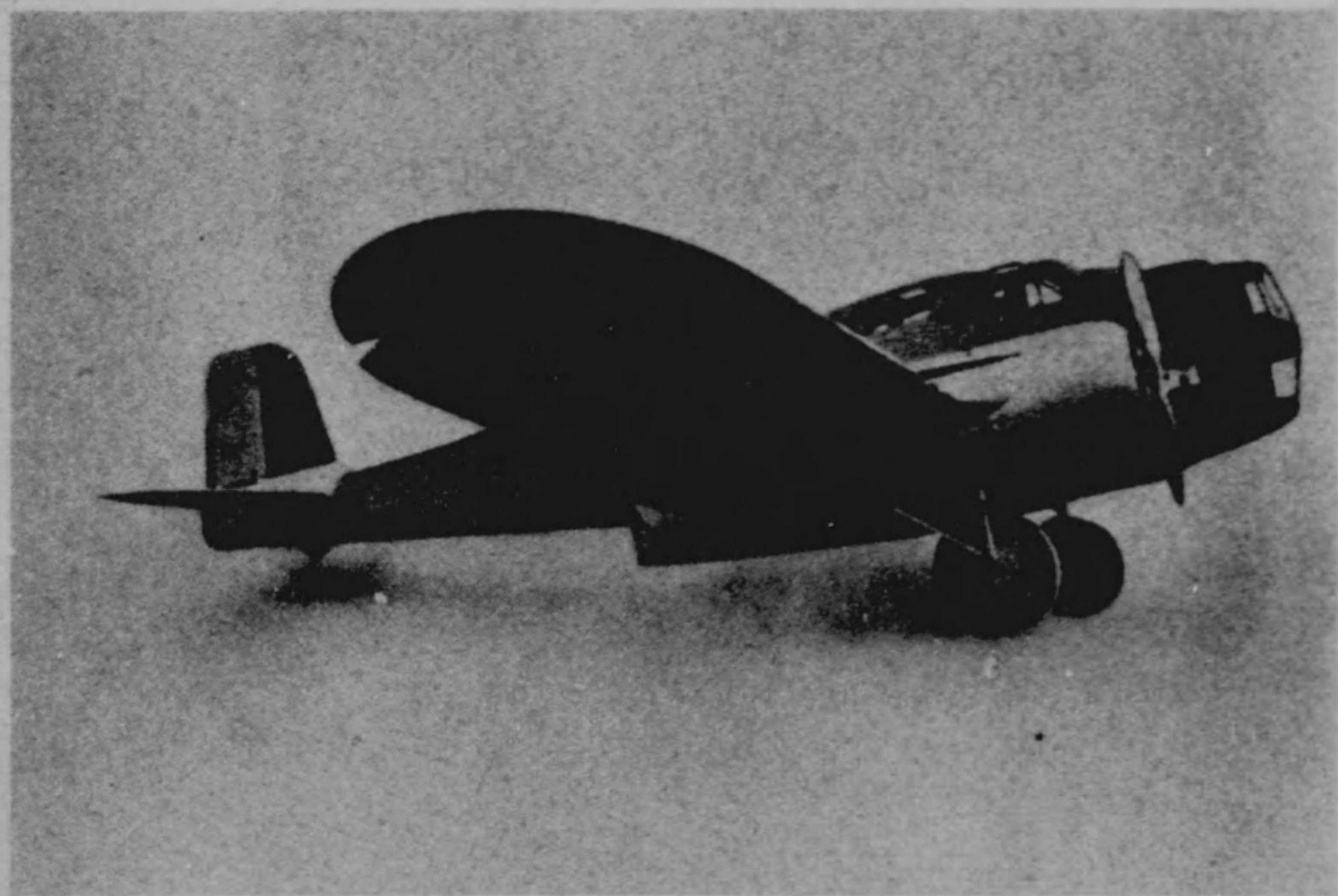
水上機出陣



上陸の隼九二式戦闘機 下いざ敵陣へ



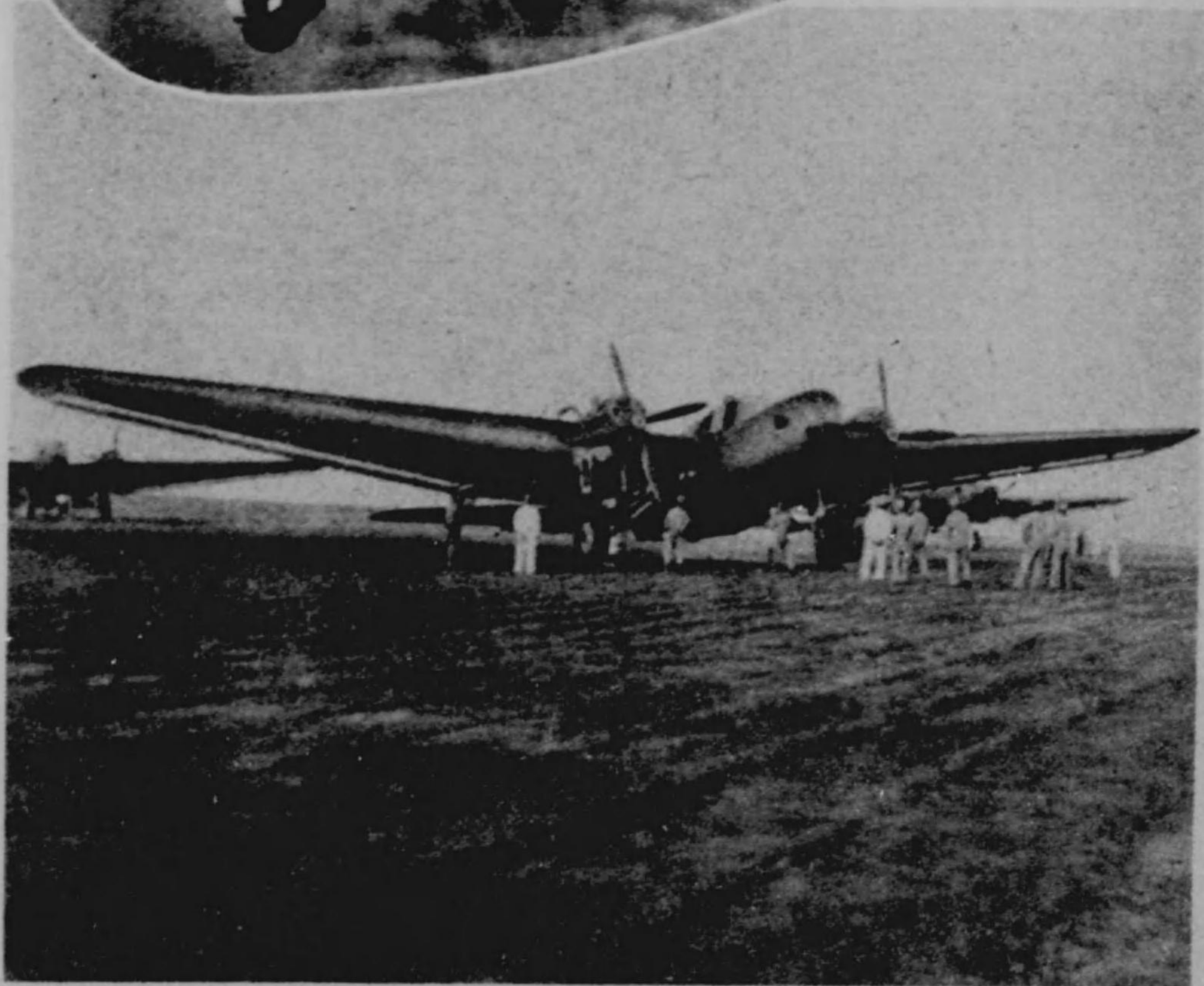
機闘戦スチーカ國米

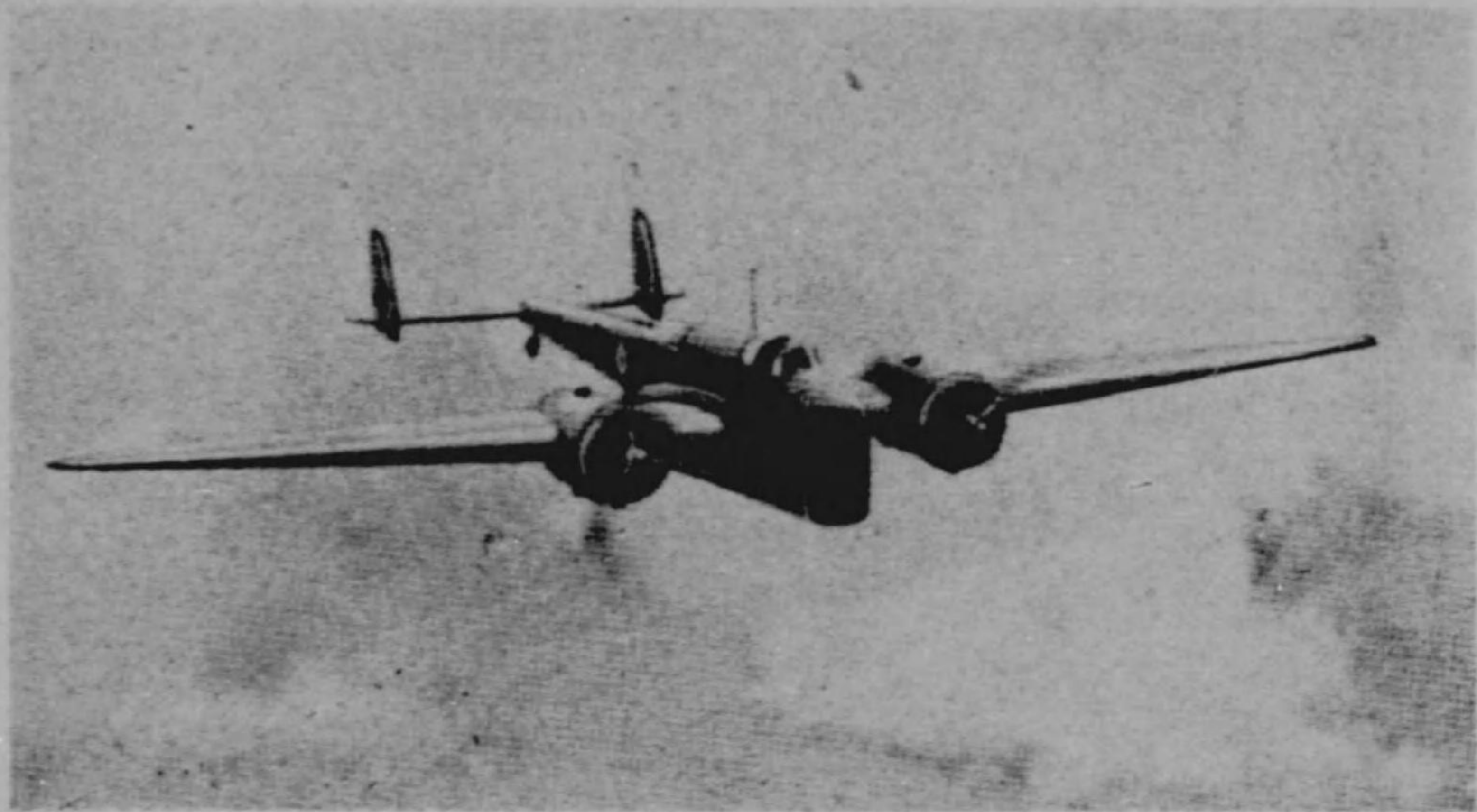


機闘戦ーゲレブ國佛

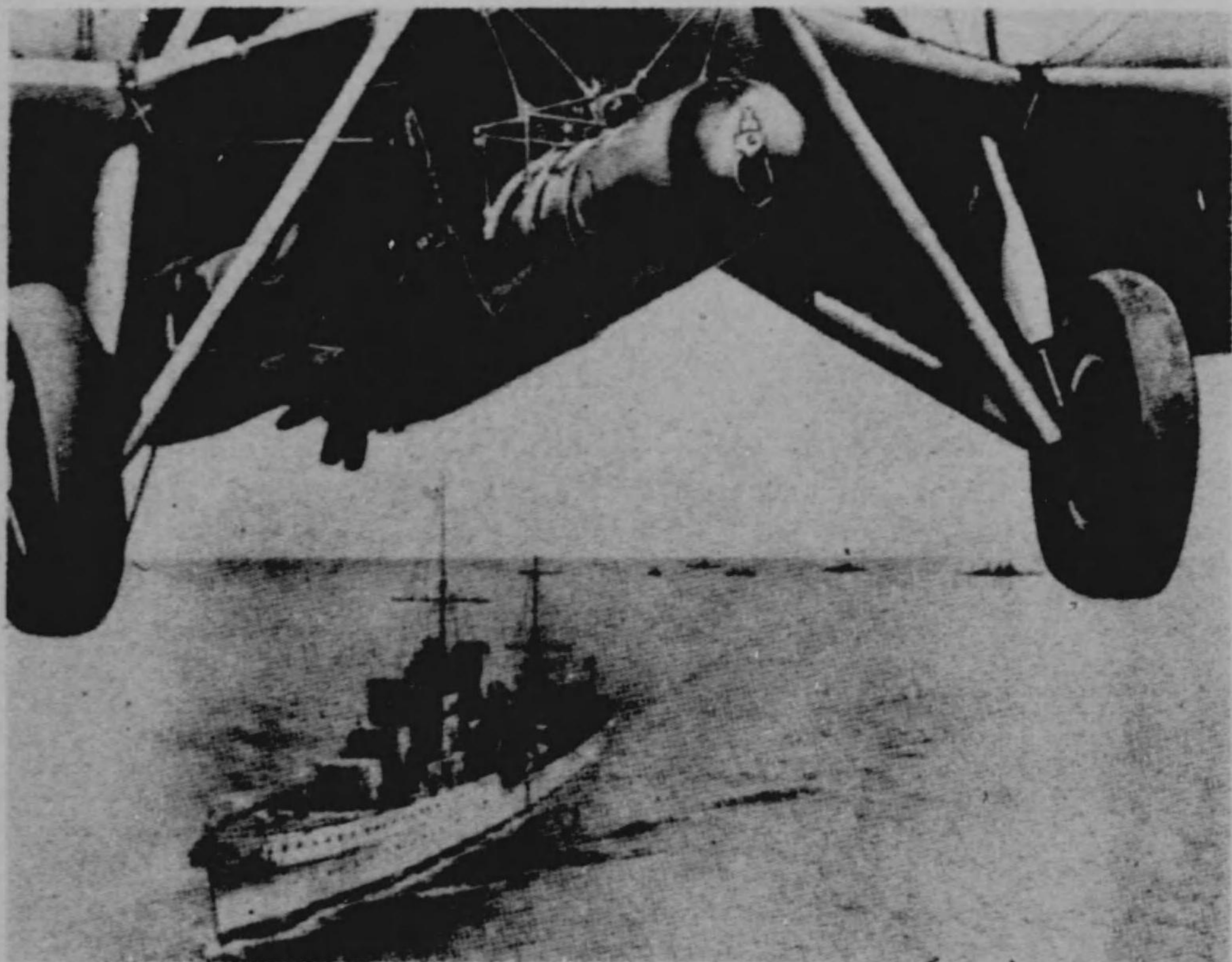


上最新艦上戦闘機
 中最新艦上爆撃機
 下壯途に就かんとする
 海の荒鷲

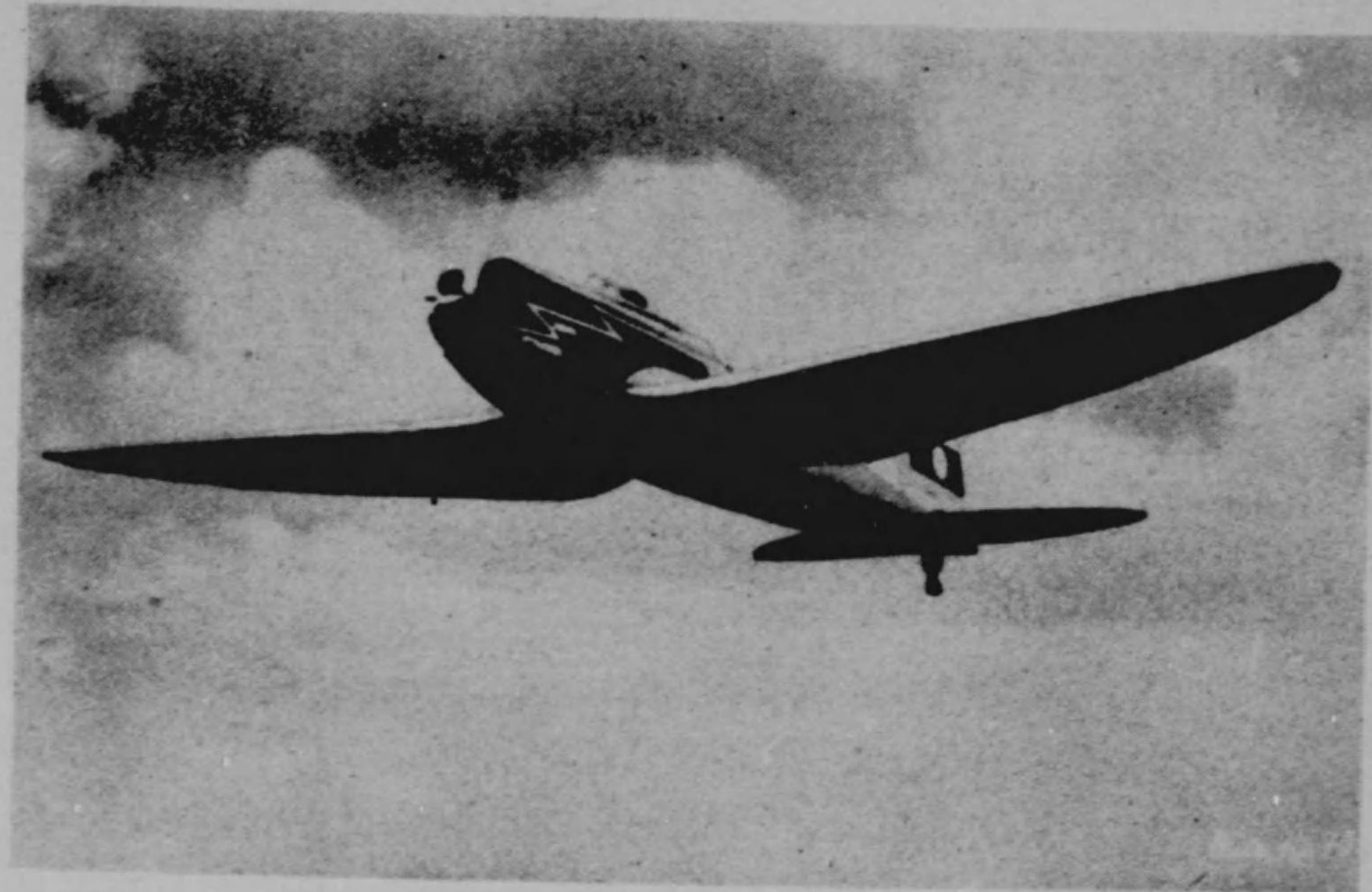




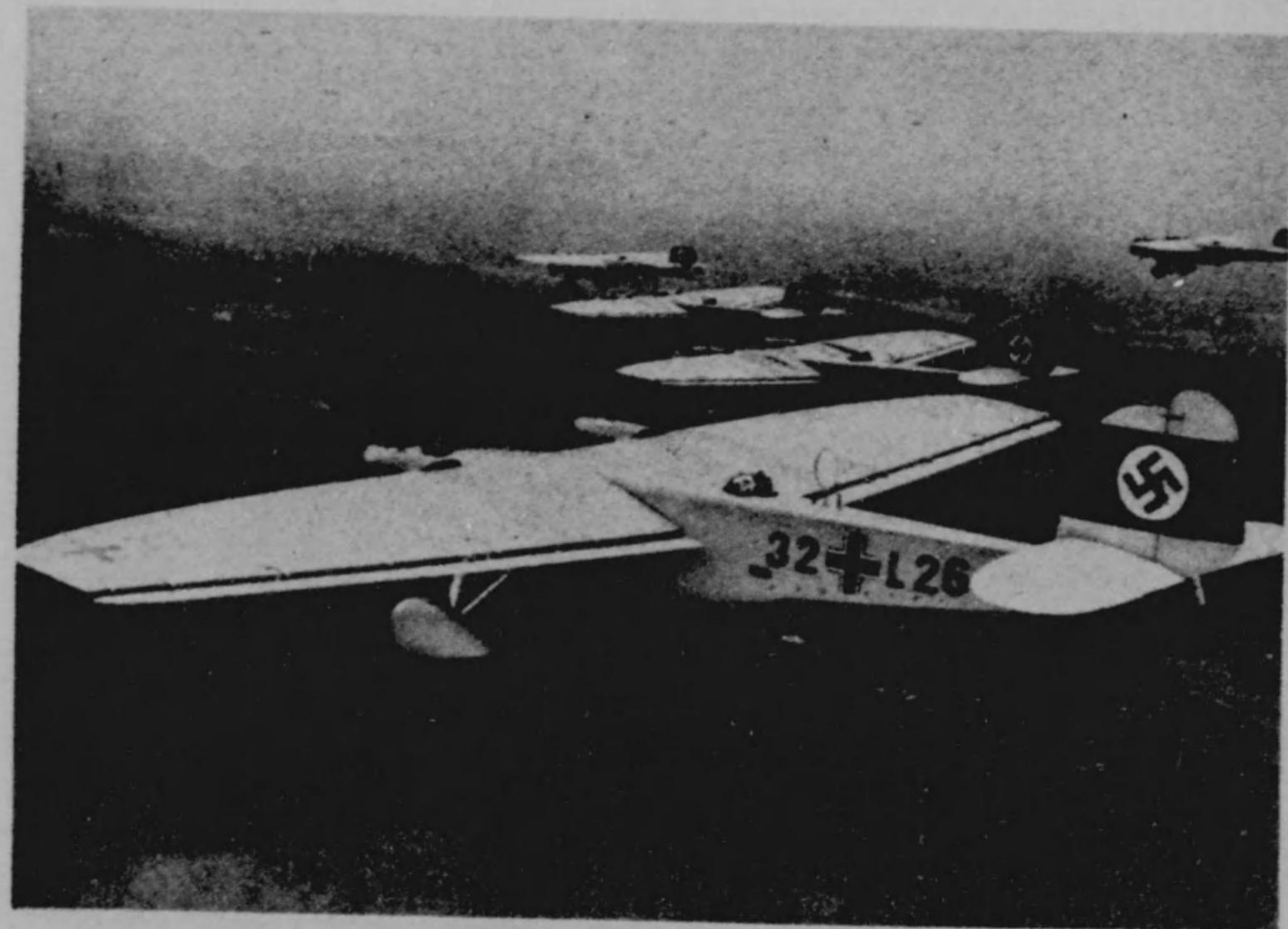
機撃爆チーペーレドソハ



ソボリンーボクツラフ機撃雷國英



機型〇七ルケンイハ逸獨



隊編爆重型三ニ一エニルド

(呈進ノ口タカ) 野平は旗



生地染色の堅牢は
勿論各附屬品に到
るまで熟練の技術
と細心の注意によ
つて製作致して居
りますから御安心
の上御注文が出来
ます

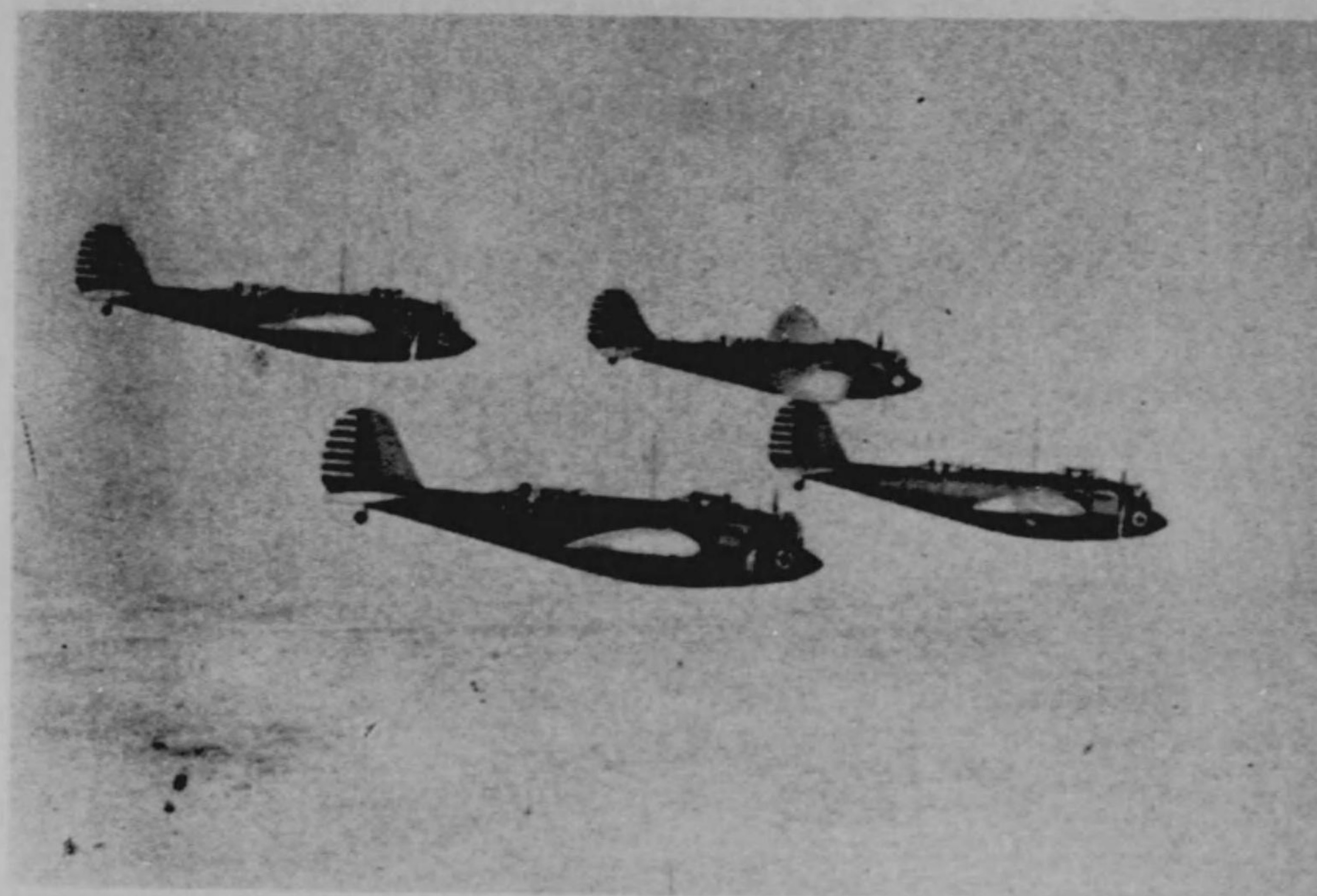
目丁二町島小・草淺・京東

店 旗 野 平

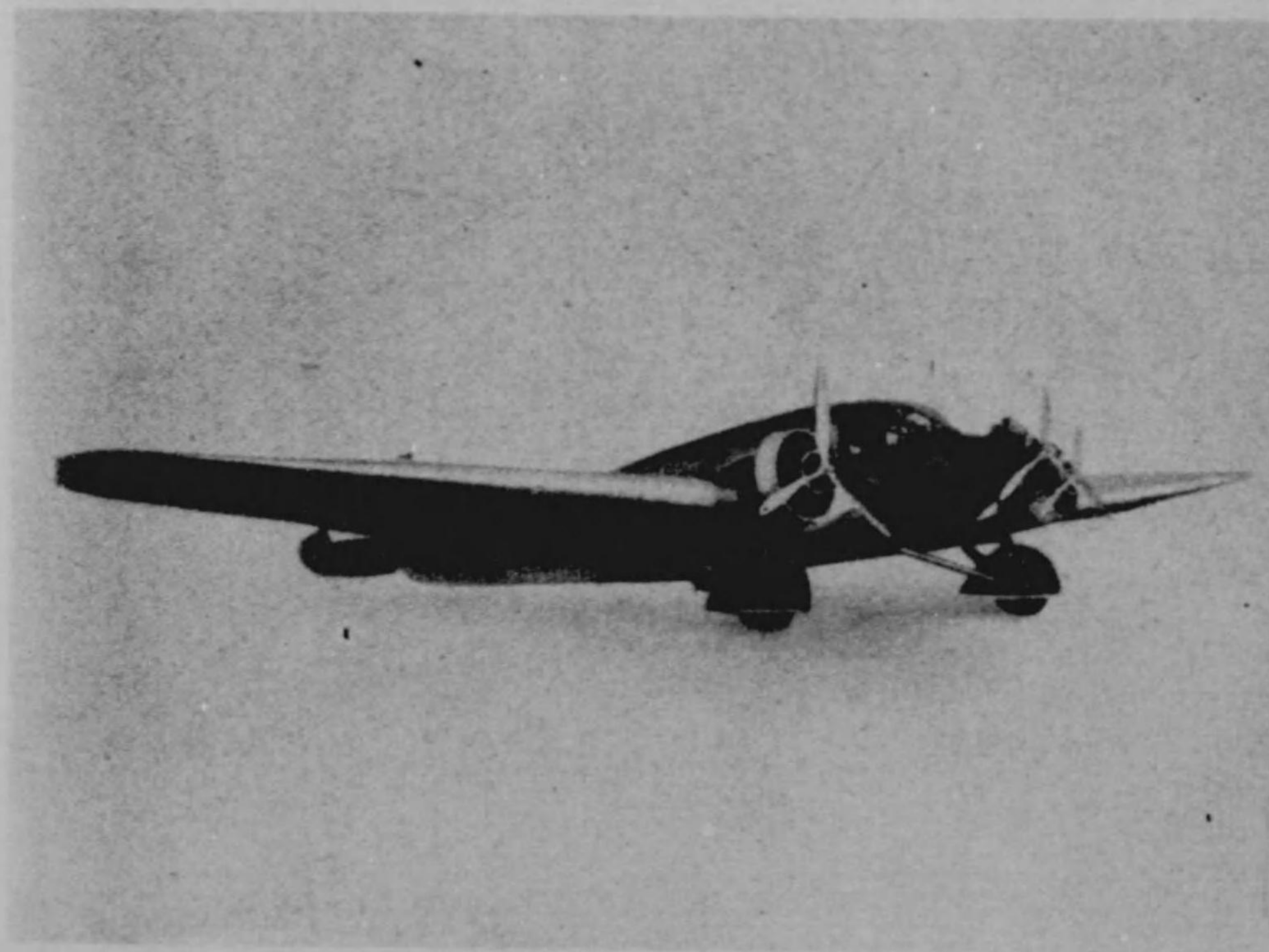
電 話 淺 草 五 三 七 五 番
振 替 東 京 一 七 四 〇 〇 番
(市 電 小 島 町 停 留 所 前)

廣 告

六八五



隊編爆輕ンチーマ國米



機撃爆ダレブ利太伊

機械諸船艦 各種用車軸
各種用自動車 並に兵器用スプリング製作



優
良
國
産

工部省指定工場
海軍省指定工場

株式會社大同電氣製鋼所
帝國發條製作所
東京市向島区寺島町四ノ三
電話墨田 695.696.2190.3057.

列國軍備の概観

滿洲國 (昭和十一年末調)

滿洲國軍は皇帝の親率に依り、中央機關として軍政部を置き、大臣は軍政及軍政を統轄し、且統帥に關しては帷幄機關を兼任す。

陸軍 總兵力約十萬 歩、騎、砲の三種

戰略單位として混成旅及騎兵旅。皇軍指導の下に面目を一新し訓練に精進しつつあり。
全國を若干軍管區に分ち、軍管區司令部を設けて、管内の軍令軍政を統轄せ

海軍 建國の際籌政權より河用砲艦六隻

を引續きたるも何れも、舊式艦なれば昭和八年以降日本政府援助の下に海軍建設に乗出した。今日までに建造せられた艦艇は左の通りである。

艦名	進水年	排水量	速力	武裝	製造所
親定	昭一〇	二九〇噸	一五節	十二糧砲	播摩造船所
養順	昭九	二七〇	一二	十二糧砲	川崎造船所
海海	昭八	二二三	一三	八糧砲	同 右

列國軍備の概観 滿洲國

列國軍備の概観—蘇聯邦

の三社によつて支配されてゐる。

- 1 中國航空公司(米支合辦なるも實權は米人にあり)
第一線 上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都
第二線 南京—徐州—濟南—天津—北京
第三線 上海—寧波—温州—福州—廈門—汕頭—廣州
其他重慶—貴陽—雲南線(完成)、成都—巴安—康定—拉薩線(計畫)があり、猶昭和十一年十月より香港に於て太平洋橋斷定期航空路と完全に連結したことは注目すべきである。
- 2 歐亞航空公司(獨ハンザ會社系)
上海—蘭州—迪化線(昭和八年より)
北京—鄭州—漢口—長沙—廣東線—西安—成都—昭和十年より
雲南線
- 3 西南航空公司(西南五省合辦)
廣東—南寧—龍州線(昭和十年八月より) 使用機及操縦士は米國に仰い

である。
海軍 現有約四萬噸に達するが、一、二を除いては何れも老朽艦船である。

蘇聯邦(昭和十一年末調)

〔軍備の方針〕

赤軍野外教令中に「赤軍は、蘇聯邦の防衛に任ずると共に其存在の事實を以て全世界に於ける被壓迫民衆の自由解放に對する闘争を支援するもの」なる旨を述べて居るが、是即ち赤軍の任務であり、赤軍建設の目的は實に此處に在り、場合によつては全世界の資本主義國を對象とすべき軍備であるから、其の整備の規模の尤大無比なるは論を俟たない。而して、其軍備の方針は彼の戦争教書や要路者の言説に依れば、左の諸點にあるものゝ如くである。

- 1、少くも接壤國に對し速戰即決を期し得る兵力を保持する。

六九〇

2 近代戦の特色として無宣戰の儘戦争状態に入ることあるを以て、常備軍を強大にし、平素より戰時の編制を採るを理想とする。

3 近代戦は運用よりも裝備の良否が問題である。特に、航空、機械化及瓦斯の裝備を優越せしめねばならぬ。

4 將來戦は全國民を網羅するのみならず、武力は直接國家の産業に依り支持せられる。

〔軍備の擴張〕

一九三一年七月共產黨大會の決議に曰く、「五年計畫遂行に方り第一義的重要任務は、ソ聯邦の國防力増進に關係ある部分を發達せしむるに在り」と、以て軍備擴張と五年計畫との關係を知るべきである。かくして、第一次第二次の五年計畫を遂行し更に第三次に入らんとしてゐる。如何に眞剣に軍備の擴張と國防との充實に努力しつゝあるかは左表に依り明かであらう。

(イ) 主要部隊擴張一覽表

部隊區分	年別			
	(一九二七年(五年計畫前))	(一九三二年(第一次五年計畫末))	一九三四年	一九三五年
步兵師團	七〇	七五	八五	八五
騎兵師團	一〇	一三	一五	二〇
飛行機數	約 一、二〇〇	約 二、二〇〇	約 三、〇〇〇	約 四、〇〇〇
戰車數	約 一八〇	約 一、五〇〇	約 三、〇〇〇	約 四、〇〇〇
獨立機械化部隊	—	約 四	約 一〇	十數箇

(ロ) 在極東軍隊增強概見表

時期	區分		飛行機	戰車
	増強前	現在		
總兵員	五—六萬	約 三十萬	約 一、〇〇〇	約 一、〇〇〇
步兵師團	四箇	十數箇	約 一、〇〇〇	約 一、〇〇〇
騎兵師(旅)團	二箇旅	三一四箇師	約 一、〇〇〇	約 一、〇〇〇

備考 現在の飛行機中には航續距離二千五百軒に達する超重量機約百機が含まれて居る(浦鹽、東京間の直距離は約千二百軒である)。

【建軍の要綱】

兵役制度 徴兵制度—十九歳より四十歳迄の間左表の如く服役する義務を國民

に課して居る。又別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人をも義勇兵に服せしめることが

出来るやうになつて居る。つまり徹底的國民皆兵主義である。

勤務区分	兵役区分		現役 (五年)	第一豫備役	第二豫備役
	召集前の準備教育	在營			
正規部隊及民兵部隊基幹部	二年間に二箇月の教育を実施す	一般に二年、海軍及オ・ゲ・ベ・ウ國境海軍警備隊勤務者は三—四年	一般に三年 同上一年—二年 歸休間の召集二箇月以内	九年	六年
民兵部隊交代部	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ	(召集期間通算三箇月以内、一年一箇月以内)	
隊外現役勤務 (正規及民兵に入らざるもの全部)					
年齢	19—20	21—25	26—34	35—40	

備考 一、民兵部隊に就ては次項「軍の構成」に於て詳述する。二、徴兵は二十一歳にて入營することになつてゐたが、昭和十一年度より十九歳より入營せしむること

尙茲に特記すべきは、最近徴兵適齢期を従来の二十一歳より一擧十九歳に引下

げたことである。其方法は本年より開始し今後四年間毎年一年半分に該當する壯

丁中より服役者を入營せしめ、一九四〇年に至り始めて平時状態に復するのであ

つて、此事實は色々の影響を持つが、就中軍備強化に重大なる役割を演ずる點は見逃すべからざる所である。

軍の構成 赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、別に國家保安部に屬してゐた特別軍隊を有する。(國家保安部は先般内務省に編合せられたが、特別軍隊は依然として赤軍内に包含されてゐる。)

〔陸軍〕

正規部隊と民兵部隊との二種に區分し正規部隊は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものである。即ち民兵部隊は基幹部と交代部から成立するのであつて、基幹部は其名の如く民兵部隊の基幹を爲すもの、正規部隊と同様の基礎の下に正規部隊と殆ど同様の各級幹部並一部の基幹兵を以て編成し、交代部は其幹部の教育指導を受くる兵員であつて夫々の召集區より召集し毎年一定期間

列國軍備の概観—蘇聯邦

宛交代服務せしむるものである。

特別軍隊とは國家保安部軍隊及護送軍隊であつて、前者は國境守備、國內反革命運動の鎮壓、交通線の守護等に任ずる共産政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵科を有し一般赤軍に優るとも劣らざる最も精練の軍隊であり、後者は囚人輸送及輸送物品の護送に任ずる部隊である。

〔兵力、編制及裝備〕

平時兵力及編制 一九三六年末に於ける陸軍平時總兵力は約百六十萬にして、内正規兵約百三十萬(民兵部隊基幹人員を含む)民兵部隊交代部約三十萬に特別軍隊約二十五萬より成り、概ね左の如く編成せられて居る。

- 歩兵軍團司令部 約二〇(軍團は二—四師團を基幹とす)
- 正規歩兵師團 約七〇
- 民兵歩兵師團 約二〇
- 計約九〇

正規騎兵師團 約二〇
民兵騎兵師團 約五
其他の獨立諸隊

裝備 戰車約五千を有し、且此等の戰車、裝甲自動車、乘車歩・砲兵其他を以て常設の獨立機械化部隊十數個を設置し尙師團の大部は固有機械化部隊を有して居る。又赤軍の化學戰裝備は其徹底せること列國中隨一であり、火力裝備に於ても列國陸軍中の最優位を占めて居る。

〔航空〕

空軍の兵力及編制 陸上部隊約五百中隊、約五千機別に氣球中隊若干を有す。尙空軍の器材を充實する爲、一九二二年以來獨・伊・英・米・佛等の諸國より飛行機を購入し、又國內に於ける航空機製造工場を整備を急ぎつゝあつたが、國民生活を犠牲として軍備充實を第一義とせる第一次五年計畫の完成と共に、航空工業及其原料資源供給の途茲に確立せられ、異常なる躍進を續けつゝある。

空中陸下(空中テサント)部隊 本部隊は蘇聯邦空軍の特色とも謂ふべく、彼等の最も力を入れてゐる一つである。

非軍事航空 非軍事航空中央統轄機關は非軍事航空本部と稱し、聯邦人民委員に直隸し、本部長は赤軍高級幹部の人である。従て、蘇聯邦に於ては、非軍事航空は總て國營にして、國防上の考慮を第一義として企業運營を實施しあり、航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を用ひて居る。

非軍用機 現在所有する非軍用機の數は明確ならざるも、少くも二千機以上に上るべく、其一九三三—三五年年度豫算二億二千萬留に及んでゐる。

定期航空 五箇年計畫を以て航空路の

大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんとしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されて居るものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては不時著陸場を完備し、且某間隔を存して完全なる飛行場を整へ、平時航空に便すると共に有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。

第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通である。

年次	區分	航空路延長(杆)
一九三四		四五、三〇〇

最近に於ける産業飛行機の業績表

年次	區分	空中寫眞量(平方杆)	農林業害蟲除(ヘクター)	マラリヤ蚊驅除(千ヘクター)	播種(千ヘクター)	森林調査(百萬ヘクター)
一九三一		一〇四、八六六	二四四、六六五	一一一	四	一

一九三三		一八〇、〇〇〇	四八六、三〇〇	一、〇〇〇	一三八	一
一九三五		五六六、〇〇〇	二、四三五	一一八	三五	

【化學戰準備施設】

一九二一年頃より、將來に於ける化學戰の必現を信じ、之が研究及施設に努力し軍部内及民間に諸種の施設を行つた。

即ち、赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設けて之が研究普及に努め、更に常設部隊としては化學戰部の下に化學聯隊及同獨立大隊を設くる外、一般軍隊に化學戰部隊を附加し、之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。尙一般民間に對し、化學戰に關する知識普及の爲國防飛行化學協會を參加せしめ、其活動亦刮目すべきものがある。

軍部内の施設 軍部内の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造並使用に關する研究より、戰國法

列國軍備の概観—蘇聯邦

の演練迄を實施して居る。

1 化學戰特別研究委員會

- 化學兵器研究所
- 化學兵器製造所
- 化學戰大學(將校教育)
- 高等化學戰學校(將校教育)
- 速成化學戰學校(下士官以下教育)
- 化學聯隊
- 化學獨立大隊

尙、士官學校のみならず一般の大學にも化學戰研究の講座又は研究室を有して居る。

3 軍隊に於ける化學戰部隊

化學戰施行の爲、小單位部隊に至るまで總て化學戰部隊を設けて居る。此等の化學戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用することも出来る

のである。

民間の施設 民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學會がある、其活動の狀況は後述の如くである。

細菌戰準備 蘇聯邦に於ても將來戰に於ける細菌戰の重要性を認識し、著々之が研究並準備施設に努めつゝある。

【國防飛行化學協會】

國防飛行化學協會は蘇聯邦に於ける第一線の國防擔任機關として極めて重大なる意義を有し看過する事の出来ない特殊の存在である。

本協會は國家及國民の軍事化を目的とする半官半民の團體であつて、目下會員千八百萬人を算し其中に「婦人を國防に近づけよ」との標語の下に六百萬人の婦人會員を擁してゐる。其經費は會員の

會金並會費及各方面よりの寄附等によるの他國庫より補助金を仰いでゐる。而して其事業は軍事訓練軍事宣傳航空事業の發達普及、對化學戰防護並防空・體育・馬事・軍用犬並傳書鳩の養成、海軍・農業等頗る廣範圍に互り直接間接國防に關係ある殆ど一切の事項を包含してゐるが、其内主要なるものを挙げれば左の如くである。

軍事教育

大衆に對する軍事訓練の機關として數萬の射擊團體並軍事技術團體等を有してゐる。

射擊團體は各々射撃場を有し射撃技術を訓練する他射撃に關する學理の普及に努め、技術優秀にして狙撃手の規定に合格したる者には「ウオロシロフ射手」の名譽を授與しつゝありて現在此名稱を有する射手は約八十萬人に達してゐる。

軍事技術團體には各種あるも自動車「トラクター」工場内には裝甲戰車團體、

化學工場内には軍事化學團體等の如く生産機構と密接な關係を有せしむるやうに努め、在郷赤軍幹部又は被後援軍隊（赤軍内各部隊は夫々某工場某地方等に一定の後援團體を有しあり）の將士に依て指導せられてゐる。

其他競技會・軍事訓練的行軍・軍隊見學・集會・短期軍事教育等を屢々催し軍事技術の普及を計つてゐるが、協會には所屬の騎兵學校・射手學校等各種軍事特業學校・海軍教育訓練所並帆船隊等を有しあり、最新軍事技術修得者は數百萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁に對する軍事豫備教育並在郷赤兵に對する復習教育等隊外者の軍事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育訓練所を有し特に在郷者の資質向上に努力してゐる。

航空事業

航空事業の發達普及は特に力を用ふる所であつて、協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機は既に六、七百機以

上に達し、更に國民の航空教育の爲現在全國に約百數十箇所の飛行俱樂部がある。此等は各々飛行場・航空學校・機關學校並飛行機等を有し、其所屬機總數五百機以上に達し、又多數の操縦士機關士を養成してゐる。尙航空要員養成に關しては「模型飛行機より「グライダー」へ」、「グライダー」より輕飛行機へ」、「輕飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ、系統的に著々其効果を收めてゐる。目下「グライダー」學校二五〇、所屬「グライダー」約二千、其操縦教育を受けたる者一四萬あり、各學校には模型飛行機團體を設け屢々競技會催して其發達を計つてゐる。其他「バラシユート」學校二〇、其修業者四七萬に達し、主要都市に於ける「バラシユート」練習塔一〇〇〇箇以上上つてゐる。尙航空發明事業に對する熱意亦旺盛で、各種研究機關並多數の工場等を有し、飛行機飛行船の研究設計製造を行ひつゝある。

化學防空事業

國民に對する對瓦斯並防空教育も亦協會の力を入れつつある所であつて、防空地區及防空團體の設定・對空監視及連絡の教育等を實施するの他、防毒衣の賣出・特殊防空團體の定期的防空演習・雜誌映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進んで瓦斯原料の研究・化學工業の擴張化學工業品製造所の設置・農業の航空化學化等を實施し、各種研究所並研究會等を設置し且多數の瓦斯避難所を管理してゐる。

【海軍の概況】

第一次五年計畫以來著々其軍備特に陸空兩軍を整備し今や之等が略ぼ完成の域に達せんとするに鑑み、當然の結果として大部分の力を海軍の方面に向けんとしてゐる。

ソ聯邦の艦隊編制は勿論審かでないが各方面の配備は左記の如くであつて、之に依て大凡の想像がつかうと思ふ。次表の艦艇配備は某外誌所載（一九三

列國軍備の概観 米國

七年一月現在）のもので、量も注目し値するのには潜水艦數の増大であつて、少くも總計に於て九十六隻を越えてゐる。
バルチック海 戰艦二、舊巡一、驅逐艦二
八、水雷艦三、潜水艦四〇、敷設艦二
掃海艦一六、高速雷擊艦六〇、
北氷洋 驅逐艦六、水雷艦一、潜水艦六
裏海 水雷艦三、砲艦四
黑海 戰艦一、巡洋艦四、驅逐艦五、水雷艦二、潜水艦二〇（最少）、敷設艦一
掃海艦一一、高速雷擊艦（最少）二〇
極東海面 潜水艦三〇以上、敷設艦二、高速雷擊艦三〇（最少）砲艦六
黑龍江 武裝モーターボート七五、河用砲艦三二

米國

米國は比隣に接壤の強國を有せざれば開戦勢頭より大陸軍を發動するの必要なく、且質源豊富、工業力發達しありて戦時必要に應じては一舉に大軍を編成し得

陸軍

るが如き國防上の好條件を有しあるが故に、優勢なる海軍だけに保有しあらば平時より大陸軍を保持するの必要無かるべしとは理論上一般に認めらるゝ所であるが、米國の軍備は近來甚だ之と背馳せる道を進みつゝあるが如くである。
即ち其海軍に於て華府、倫敦兩條約の規定せる兵力量迄銳意建艦を進むると共に、陸軍の兵力増加、陸軍自動車化並機械化裝備の近代化、航空部隊の大擴張を以て軍備改善の根本方針となし、特に國防は空軍によるを第一義とするとの方針の下に此數年間に大擴張を斷行し、獨立的攻勢空軍を完備せんとしてゐる。

す。

2 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き市民の自覺に俟つの趣旨に依て志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編制す。

〔軍の構成〕

1 正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍・編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹となる。

2 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戰時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。從て中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定數の護國軍を維持して其編制・裝備・教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戰時國防軍の第一線を形成せしむるのである。昨年以來合衆國護國軍なるものゝ編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

3 編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戰時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので爾餘の戰時兵力は總て紙上の編制とせられ、戰時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。從て精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

〔平時兵力〕

1 正規軍

團編成の企圖を有するも、護國軍と同様豫算其他の關係により未だ之を實現するに至らない。

航 空

〔航空兵力〕

空軍を獨立せしむることなく、陸海軍に夫々航空兵力を屬してゐる。陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空兵局に於て其業務を管掌してゐるが、一九三五年以來總司令部航空隊なるものを常設し參謀總長の隷下に屬せしめ、其内容を遠距離用重爆主體に改編し、「アリュエーシャン」布哇、巴奈馬を連ねる線以東の米本國沿岸防禦を擔任せしむると共に、更に獨立して空軍的に隨時各方面に積極的使用する如くしてゐる。其陸軍航空兵力は左の通りである。

1 總人員 (一九三六年末現在)

准士官以上 約 一、六四七人
下士官兵 約 一六、〇〇〇人

步兵九師團、騎兵三師團、總司令部航空隊及其他の部隊より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらるるのである。一九三五年より一九三七年迄の間に將校一四、〇〇〇人兵員一六五、〇〇〇人に増加することに決し目下募集中である。

將 校 約 一、二七、七〇〇人

准士官以下 約 一、二五、〇〇九人

計 約 一、三二、七〇〇人

(一九三七、七〇〇)人

(括弧内は國防法規定の兵力)

2 護國軍

步兵十八師團(一部未完成)・騎兵四師團(基幹部隊のみ現存す)より成る。國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此の如き大軍を維持するは經費之を許さないもので、從來より此定員に充たざること遠く、一

合計 約 一、七、三四七人

2 中隊數及機數 (一九三五年四月)

1 正規軍(括弧内は非實設中隊數)

偵察飛行中隊 一八(三)

驅逐飛行中隊 一九(三)

攻撃飛行中隊 九(一)

爆撃飛行中隊 一八(三)

航空學校本中隊 四

學校中隊 一

基地中隊 一四

本中隊(司令部中隊) 一四

(司令部中隊)

飛行機勤務中隊 四

輸送中隊 四

氣球中隊 二

飛行船中隊 二

材料中隊 二

計 其機數大約一、四〇〇

口 護國軍 偵察飛行中隊 其機數約二五〇

九三六年七月に於ける現在兵力は約十九萬五千人にして目下二十一萬人に擴張中である。

1 編成豫備軍 約十二萬

向、比律賓・布哇及巴奈馬に各々正規軍一師團、「ポルトリコ」に歩兵一聯隊「アラスカ」に歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊、(比律賓師團より派遣)がある。

〔戰時兵力〕 新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するものゝ如く、概ね左の部隊より成り、之を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

1 正規軍 歩兵九師團・騎兵三師團及軍團並軍の直屬部隊

2 護國軍 歩兵十八師團及騎兵六師團及其他若干

3 編成豫備軍 歩兵二十七師團・騎兵六師團及特種部隊九箇
國防法に依れば、平時より二十七師

列國軍備の概観—米國

七〇〇

3 總司令部航空隊 編制は現在大要左の如くにして、先づ之に一千機を充當せんと企圖しあるもの、如く、第二次擴張案の實現に伴ひ逐次充實し、更に其總機數を増加するものと豫想せらる。

第一聯隊 爆撃二大(爆撃五中、遠偵二中)、攻撃一大(攻撃三中)

第二聯隊 爆撃二大(爆撃六中、遠偵二中、偵一中)、驅逐二大(驅逐六中、攻撃一中)

第三聯隊 攻撃一大(攻撃三中)、驅逐一大(驅逐三中)

4 航空機據地 陸軍飛行場として六十有餘、民間飛行場として二千餘を有してゐるが、更に一九三五年「ウ

エルコックス」氏の空軍大根據地案を採用して「アラスカ」・太平洋西北部・「ロッキ」山脈中・太平洋東北部・西南部州及大西洋「カリブ」海方面に之を建設することに決定し、殊に太平洋岸及「アラスカ」方面を急いでゐるとのことである。

△米國航空關係算の概要 (單位千弗)

	一九三三年度	一九三六年度	一九三七年度
陸軍	三〇、九一八	五三、二八七	七〇、〇〇〇
海軍	三四、八四二	四〇、七三二	五二、〇〇〇
其他各省のものを含む計	九一、一七〇	一一九、八〇七	一四九、八七八

〔民用航空〕

1 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。

2 民用航空は頗る盛にして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも尙米國に及ぼざることが遠い。一九三五年十月に於ける飛行機約九千二百操縦士約一萬五千で、公認飛行學

校も約百二十に上り主として郵便飛行旅客輸送等を使用せられ、殊に操縦士中約七、〇〇〇人は優秀者にして戦時直に空中戦士として役立ち得ることは特に注目すべき點である。

航空路(定期)其他に關する二、三の統計を示せば次の如くである。

イ 航空路(一九三五年九月)

國內 一九、七〇哩
國外 一一、三〇〇哩
(太平洋定期横斷航空路八、一〇〇哩を含まず)

ロ 空中輸送(自一九三四年七月一日至一九三五年六月三十日)

飛行距離 國內 八、二四千里
國外 四、八七四千里
輸送旅客數 二〇七千人

郵便物 三、六八、六三三封 三三九千封
商 品 二、六三〇千封、三、八六千封

ハ 飛行場(航空港)(一九三五年十月)
陸軍飛行場 六三
海軍飛行場 二六
民用飛行場 一一、二九三

3 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目覺ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、

十二月更に成都迄の空航輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋横斷定期郵便飛行を開始してゐたが、一九三六年十月迄に該航空路を香港迄延長して在支米航空路に連絡すると共に旅客輸送を開始し、世界の注目を集めてゐる。

4 最近飛行機製作數

	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
國內民間機	一	詳	未	詳
陸軍用機	未	詳	未	詳
輸出機	一四〇	二八〇	〃	三六九
合計	二、八〇〇	未詳	〃	一、六一五

列國軍備の概観—米國

七〇一

化學戰準備施設

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有効なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、

殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。

對し瓦斯教育を行ひ、之が普及徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。尙別に豫備瓦斯聯隊二個あり、毎年一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。

評議委員會(官私の専門家より成る諮問機關) 技術委員會(技術審議機關)

陸軍省内

化學戰局

- 本部
- エツヂウツド毒瓦斯工廠(研究及製造機關)
- 瓦斯第二聯隊(三中隊) (運用研究機關)
- 瓦斯第二大隊(一中隊)
- 瓦斯大隊(一中隊) (布哇)
- 瓦斯中隊二(巴奈馬及比島に各一)
- 化學戰學校 (教育機關)

此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、「エツヂウツド」毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸施設が完備して居る。

〔化學戰教育施設〕 參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制裝

備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、步兵學校、及其他の特科學校に於ても夫々一部の教育教練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても幹部以下に

化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其製造設備並原料品・補給資源等を調査するに在る。

又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入・改良・進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害蟲驅除船舶の消毒・坑内労働者の炭酸瓦斯防護・警察消防等に著々効果を擧げて居る。

海軍の概観

米國の海軍政策は一九二八年六月公表され其成文は次の様である。

「抑々海軍政策なるものは關係各種諸原則の組成及其適用の一般的事項であつて其適用の支配を受くるものは海軍の發展、編制維持並に訓練である。而して該政策は一國の國策及國益に立脚し、此等政策支持するやうに計畫されてあるものである。故に之に包含せらるゝものは海軍

列國軍備の概観—米國

艦船及根據地の數、大さ、型及其配置の諸問題や海軍々人の素質及員數並に平戰兩時の行動作戦である。」と云ふのである。

近來米國は此政策にもある通り世界第一海軍を目途とし著々整備しつゝありて、換言すれば大西洋方面に於ては英國のものより劣らざるやう太平洋方面に於ては日本に對し二、三割の優越を欲して居ることは過去の軍縮會議其他の言動によつて明かである。而して國策としては英國と協同して事を行はんとする傾向にあり少くとも今の處何等互に争ふべき事態もなく、從て其意志もないやうである。寧ろ歐洲方面の紛争には極力捲き込まれぬやう心掛け之を避けんとして居る。反之事一旦極東即ち支那問題に關するや執拗に干渉したがる動向がある。上海事變の時の如きは其顯著なる適例で、今尙滿洲獨立問題、北支問題等に關し慷慨ならざるものがあるが如く、所謂スチムソン、

〔民間に於ける化學工業施設〕 民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥・染料・寫眞用藥品・香料・調味品・人工纖維・食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此種工業に關するあらゆる人員・工場・設備・材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めて居る。

化學工業動員準備に關しては、化學戰部に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報蒐集に任ずる一課を設けて居る。其任務は主として戰時所用の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種

ドクトリンを放棄して居らないことは周知の事實である。

〔艦隊の編制〕 (一九三六年九月)

(イ)合衆國艦隊(所在太平洋方面)

戰艦部隊	戰艦	一五隻
巡洋艦群	輕巡	八
驅逐艦群	驅逐母艦	四三
	驅逐艦	三一
航空機群	航空母艦	一四
	飛行機	一四
索敵部隊	巡洋艦群	甲 一五
	驅逐艦群	輕巡 一一
		驅逐母艦 二二
		驅逐艦 二二
潜水部隊	潜水母艦	三五
	救難船	四〇
	潜水艦	三五

根據地部隊

航空機群	水上機母艦	若千
飛行機	補助航空母艦(掃)	九
補助隊	掃海艇	一六九
潜水艦	潜水艦驅逐艦	一
艦用浮船渠	艦用浮船渠	一

在役特務艦 二
在役運送船特務艦 七

(ロ)合衆國艦隊(所在太平洋方面)

長官	特務艦隊	一
副官	驅逐艦	二二
	砲艦	二
	潜水艦	一
	救難艇	三
	潜水艦	二
	雜船	二
長官	亞細亞艦隊	一
副官		一
甲		一
乙		一
丙		一
丁		一
長江並南支警備隊		一
ヨット一、砲艦三、河砲八		

沿岸警備隊附屬艦カニューガ

英國

驅逐隊	驅逐母艦	一三一
潜水艦	潜水母艦	一六一
救難艇	救難艇	一
補給隊	母艦(油)	二
掃海艇	掃海艇	一
補助航空母艦	補助航空母艦	一
特務艦艇		二
(ニ)海外警備		
比律賓警備	特務艦艇	六
瓦無警備	特務艦	三
サモア警備	特務艦	一

歐洲艦隊の復活 スペイン内亂を繞る歐洲國際情勢の緊迫に對處するため米海軍省は豫て經費節減の理由で廢止中の歐洲艦隊を暫定的に復活する旨發表した。其編制は臨時第四十艦隊と稱しアーサー・フエア・フィールド提督が司令官に就任してゐる。

輕巡(旗艦)ローレー、驅逐艦ケーン、ハットフィールド

英國は其地理的位置上、特に國際情勢極めて混沌たる現歐洲に於ける安定勢力としての存在、廣く世界に分布せる植民地及既得權益の確保並海外通商貿易の保護等の爲に相當強大なる海陸軍を必要とするも、優勢なる海軍力に信賴し得る關係上從來小規模の陸軍を以て満足してゐたが、世界大戰の苦き教訓及最近に於ける國際情勢の變化、即ち昨年來獨逸の再軍備、伊太利の勃興、「スペイン」の内亂等引續く西歐情勢悪化、就中伊エ紛争に於て英國の嘗めたる苦杯、聯盟機構の無力化及軍縮會議の失敗等、幾多の相繼ぐ苦き經驗により從來の態度より急轉向し外交の背景を爲すべき軍備擴張に乗り出したことは、當然の歸結たると共に吾人の注目を要する點である。

〔軍備の擴張〕 英國は一九三五年來空

軍の擴張に著手して居たが、更に一九三六年近年稀な大豫算を計上して三軍全般に亘る擴大強化に乘出した。其理由として特に英國政府の擧げる處を見るに、(イ)聯盟に對する責任の分擔と(ロ)英國の利益保護を掲げ(ハ)併せて列強の軍備擴張の狀況並(ニ)伊エ紛争にて英國が著しく軍備の不足を痛感せる事實に基くもので、特に強大なる指導外交の背後には強大なる軍備の必要なるを感ずるに至つた點等のやうである。

之れが爲陸軍部隊の増設機械化の促進、海軍の新艦代艦の建造、空軍の大擴張、三軍協調の強化、工業の統制に著手した。

陸軍

〔兵役制度〕 平時志願兵制度を採用して居る。

〔軍の構成〕

1 正規軍

列國軍備の概観—英國

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯するの外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

2 地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数は左の如くである。

第一年度 四十五回 外に野營八日
乃至十五日
第二年度乃至第四年度 毎年二十四回宛、外に野營八日乃至十五日
而して其募集、維持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲地方軍の任務擴張を行ひ、從來

正規軍の負擔せし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

3 豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。

正規軍豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

〔本國軍兵力〕

1 平時兵力 一九三六年度豫算書に依る平時兵力は次の如くで、之を本國に於て五師團に、印度に於て四師

列國軍備の概観—英國

團及騎兵五旅團、地方軍に於て十四師團に編成して居る。

正 規 軍 約 一四四、三八二人
 印度英人隊 約 五八、五二九人
 地 方 軍 約 一八四、二五六人
 計 約 三八七、一六七人
 但募兵の成績良好ならざる爲右豫算定員に比し目下四、五萬を減じてゐる様である。

2 勳員部隊兵力

正規軍豫備軍 約 一二〇、〇〇〇人
 補充豫備軍 約 一九、〇〇〇人
 尙大戦中には二百數十萬を大陸に派遣せる例がある。

〔本國外の兵力〕 海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

加 奈 陀 約 一二五、〇〇〇
 濠 洲 約 二八、五〇〇
 印 度 約 一六六、六〇〇
 新 西 蘭 約 一〇、〇〇〇

南 阿 約 一、八〇〇
 愛 蘭 現 役 軍 約 五、九〇〇
 計 約 三三七、八〇〇

尙英國は各國軍備の情況と自國外交の強化の見地より軍の擴張及近代化を企圖し、本年度陸軍四大隊の増設軍機械化の促進等に著手してゐる。

空 軍

〔空軍省所屬兵力〕 總人員約五萬餘に近く飛行機数は目下急速度を以て擴張中なるを以て正確なる数を計上し得ざるも約二千機以上を保有しあるものと推定せられる。

試に一九三五年十月調の任務區分に依る部隊数は次の様である。

獨立空軍部隊 二一中隊
 連 絡 飛 行 隊 三三三中隊
 陸軍協同部隊 一中隊
 海軍協同部隊 五中隊
 海外空軍部隊 二二中隊半
 二四中隊

合 計 一〇六中隊半
 尙右表の外に補助空軍十二中隊を有す。

〔本國外の兵力〕 海外自治領及植民地に次の兵力がある。

濠 洲 約 二、〇〇〇人 約 二〇〇機
 加 奈 陀 約 一、〇〇〇以上 約 一七〇機
 南 阿 約 五〇〇 約 一〇〇機
 (五ヶ年計畫にて十二ヶ中隊に擴張の計畫あり)

新西蘭 約 一、七〇〇(?) 約 三〇機
 愛 蘭 約 二〇〇 約 二五機
 印 度 約 二、三〇〇 約 二〇〇機
 計 約 七、七〇〇 約 七二五機

航 空

英國は世界大戦の末期即ち一九一七年來陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戦場に活躍したのであるが、平和

克復と共に強大なる航空兵力の維持困難となつた爲之を整理し、他の交戦國と同様に民用航空の發達を奨励し有事の日に備ふるの方針を執つた。

然るに近時各國に於ける空軍擴張の推移、特に獨逸の再軍備と國際不安、伊エ紛争に於ける失敗等各種の原因に依り大なる刺激を受け、老なる擴張を計畫す

るに至つた。
 最近の擴張狀況を述べれば大要次の様である。

計畫發表年次	完成年次	本土防空兵力 (中隊)	海外艦隊空軍 陸軍協同(中隊)	空軍總兵力 (中隊)
一九三四年四月	一九三六年	五一	四三	九四
一九三四年七月	一九三九年	八〇	四八	一二八
一九三五年五月	一九三七年	一二三	四九	一七二
一九三六年三月	一九三九年	一二九	※六三以上	※一九二以上

※の兵力を以上とせるは一九三七、一九三八兩年度に於て更に艦隊空軍の擴張を決定する筈なるを以てである。

〔民用航空〕 空軍擴張を緊要とする一方、經費の點より平時に於ける民用航空事業を奨励發達せしめ、以て戦時總豫備たらしむ可く企圖し、之が補助には多大の注意を拂つて補助金を交付して居る次

第であるが、一九二九年四月より帝國航空會社(イムピリアル、エアウエス)を創設し、小會社を之に合體して政府の監督下に空輸業務を遂行し逐年成果を向上してゐる。而して一九三五年來商業機數五八九機、個人所有機及輕飛行機俱樂部所有機一、五三五機を有し、民間操縦者數は一萬に近い多數と謂はれてゐる。

〔防空〕 有事の日國內の防空は地方軍の任務である。内務省内に内務次官の下に空襲警備局を設け、地方官憲を指導して空襲に際し地方勤務隊を編成し市民の防護に當らしむることとし、尙各所に公設の防護團を設けて居る。

化學戰準備施設
 英國は戦後に於ける軍備革新の根本方

列國軍備の概観—英國

針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技術研究費の如きも逐年増加して、戦前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約數百萬圓を之に充當して居る。

化學戰準備機關は陸・海・空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

- 1 調査部 陸・海・空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。
- 2 化學戰研究所 本部を倫敦に置き「ポルトン」及「サットンウオーク」に實驗所を有する。本部には、陸・海・空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。
- 3 化學戰學校 「ポルトン」に在り、一九二二年より

開校し、隊附將校・下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

海軍

英國は歐洲諸列強に對しては其海軍勢力を二國標準に置き、米國とは均等、日本に對しては二、三割の優越を持したき意圖なることは想像に難くない。尤も英國は一九三〇年頃迄は何とかして各國の海軍勢力を低下せしめんと焦慮し自ら模範を示して迄も消極的軍備に浮身を窺したのであるが、各國が之に追隨し來るところか益々新鋭艦艇を充實するに至つて遂に此政策を放棄するに至つた。即其最顯著なる現れは一九三三年以來の海軍豫算に之を見ることを得、爾來引續き海軍増勢に終始し來り居るも、其躍進的大擴張に著手せるは一九三六年以降のことにして、即ち總國防費十億磅五ヶ年計畫と稱するもので、素より海軍に關するものは軍縮條約有効期限内のことでもあ

り旁々差當り從來の缺陷、補填が主であつて一九三六—三七年に於ては海軍豫算七千萬磅、前年より一千万磅の増に過ぎないが、併し將來の大海軍の基礎を成すものも含まれて居り、客觀的情勢によりては何時でも更に大々的擴張に轉換し得る準備と見ることが出来る。

〔艦隊の編制〕（一九三六年九月）

- (イ)本國艦隊
- 長官 一 司令官
 - 艦隊旗艦(戰艦) 一
 - 第二戰艦戰隊 三
 - 巡、戰、戰隊 二
 - 第二巡洋艦戰隊 三
 - 水雷戰隊 一 隻
 - 第二潜水隊 二 隻
 - 第三潜水隊 二 隻
 - 艦隊航空隊 二 隻
 - 航空(飛機) 七 隻
 - 驅逐艦 二

- 艦隊標的隊 數隻
- 附屬船 數隻
- (ロ)地中海艦隊
- 長官 一 司令官
 - 艦隊旗艦(戰艦) 四
 - 第一戰艦戰隊 一
 - 第一巡洋艦戰隊 三
 - 第三巡洋艦戰隊 六
 - 艦隊航空隊 四
 - 航空(飛機) 五 隻
 - 驅逐艦 一
 - 水雷戰隊 一
 - 巡洋艦 一
 - 巡洋艦 一
 - 母艦 二
 - 驅逐艦 四
 - 第一潜水隊 一
 - 潜水艦 八
 - 第二對潛驅逐隊 一
 - スロープ 六
 - 其他特務艦 若干隻
 - (ハ)モルタ部隊

- 母艦(旗艦) 一
- 驅逐艦 一
- 數設艦 一
- (ニ)ジブラルター部隊
- 母艦(旗艦) 一
 - 驅逐艦 一
 - 長官 一 司令官
 - 第五巡洋艦戰隊 一
 - 第八驅逐隊 一
 - 第四潜水隊 一
 - 潜水艦 四
 - 河用砲艦 一
 - スロープ 八
 - 航空母艦(飛機二中隊) 一
 - 特務艦 五
 - (ホ)東印度艦隊
 - 司令官 一
 - 第四巡洋艦戰隊 三

- スロープ 數隻
- 特務艦 數隻
- (ト)印度海軍
- スロープ 五
 - 其他 數隻
 - (チ)紅海警備
 - スロープ 二
 - (リ)濠洲海軍
 - 司令官 一
 - 巡洋艦 一
 - 驅逐艦 一
 - 水上機母艦 一
 - 其他 一
 - (ヌ)新西蘭海軍
 - 司令官 一
 - 巡洋艦 一
 - スロープ 二
 - 母艦 一
 - (ル)加察陀海軍(半數は常に太平洋岸に在り)

列國軍備の概観—英國

驅逐艦 四
 母艦 二
 掃海艇 三

(7) 米洲及西印度艦隊

長官 一
 第八巡洋艦戰隊 五
 スループ 二

母艦 一
 (7) 亞弗利加艦隊 一

長官 一
 第六巡洋艦戰隊 一
 スループ 一
 母艦 一

佛國

佛國の國防を考ふるに方つて獨逸との關係を輕視し得ざることは云ふまでもない。由來佛獨は犬猿の間に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、其國力恢復に對する疑懼は年々

共に増大し、之が爲或は小協商國との連衡、或はロカルノ條約の締結、或は佛ソ相互援助條約の締結等に依り獨逸包圍政策を強化すると共に、軍備の充實に狂奔しつゝあつた。然るにナチス獨逸の勃興は、四圍の情勢を愈々不利ならしめ、伊獨の接近、白耳義の中立宣言、小協商の離反空氣の温醸等あり、對獨包圍龜裂の危機は、四五年の定員不足と相俟つて軍備強化に邁進すべき必需を更に切實ならしめてゐる。

建軍の要領

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、國民皆兵を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。

〔在籍年限〕 世界大戰前は三年制であつたが、大戰終熄後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、且は

空軍

一九三三年四月空軍編成に關する大統領令の發布に依り、艦載航空隊並常時海軍協同部隊を除く全航空部隊を含む空軍が編成せられ、尙ほ一九三四、三五年に互り空軍編制法が發布せられた。佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、昭和六年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の權能を與ふる等、航空防空に就いては陸軍と相並んで重要視して居る。

〔空軍陸上部隊の兵力及編制〕

1 現有兵力

イ 部隊數

本國約一	偵察	二七
二六中隊	戰術	三二
	氣球	一五
	球探	二〇
北アフリカ及ル		
ヴァン		
約		二六中隊
約		九中隊
約		一六一中隊
約		約四、五〇〇機

ロ 飛行機數

獨軍々備の制限(十萬)、「ライン」地方軍備の撤廢、聯盟機構の強固等を基礎として、一九二三年春一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見、一九二八年四月更に一年在營制を採用するの止むなきに至らしめた。然るに一九三六年乃至四〇年所謂四三三年の間、徵兵適齡壯丁の著しき不足に悩む佛國としては獨逸の再軍備に多大の脅威を感じ、或は再服役の獎勵、或は同年次の適齡壯丁中生月日に基く一部の入營時期變更、或は又内地駐屯「アフリカ」土人兵の増加等各種の彌縫策を講じつつありしも、此等姑息手段を以て到底半數に近き壯丁の不足を充足し得るに足らず、一九三五年三月十五日に至り一年現役兵役法第四十條の臨時適用に依り二年在營制を採用するに至つた。

〔軍の構成〕

1、本國軍

原則として佛人より成り本國領土に常置せらる。

(内第一線機數約二、〇〇〇)

別に海軍に屬するもの

約	二五〇機
ハ 氣球數	約 二四
ハ 人員	
將校	約 二、二〇〇
下士官兵	約 三七、七〇〇

2 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行機製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

2 海外軍

佛人、土人及外人より成り海外屬領の占領防禦に任じ、該所に常置せらる。

3 遊動部隊

海外常置兵力の豫備にして佛人及土人より成り、本國領土及北部亞弗利加に駐屯するを原則とす。

兵力及編制

〔平時兵力〕

本國軍(豫備平均三〇、〇〇〇を含む)

三六八、〇〇〇
海外軍
二一三、〇〇〇
遊動部隊
七三、〇〇〇
計
六五四、〇〇〇
〔常備兵團〕
步兵師團
二〇
騎兵師團
五
總豫備
遊動部隊約五師團其他

列國軍備の概観—佛國

航空

〔民用航空〕

佛國民用航空營業成績は一九三三年度に於ては航空路長三萬八千軒、輸送距離一千萬軒、輸送人員四萬人に達した。而して當初は自由競争に委せる爲五社鼎立して營業してゐたが、一九三三年六月以降之を「エリヤ・ユニオン」一社に統一し、其監督は航空官民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題には空軍のものと合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。又近時戰時の要求を顧慮し軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

化學戰準備施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。

甲 巡	六
航 母	一
水上機母	一
第三輕快部隊	一
第一水雷戰隊	一
驅逐艦	七
第三潜水戰隊	一
砲 艦	一
潜水艦	一
附屬部隊	一
敷設網艦	四
特務艦	四
教育部隊	四
戰艦	一
甲 巡	一
乙 巡	二
工 作 艦	一
漁 艦	三

列國軍備の概観—佛國

砲 艦	一
驅逐艦	四
(ロ)太西洋艦隊	一
長官	一
司令官	三
第二戰艦戰隊	三
戰艦	一
第二輕快部隊	一
乙 巡	一
驅逐艦	一
第二水雷戰隊	一
砲 艦	一
驅逐艦	一
第二潜水戰隊	一
母 艦	一
潜水艦	一
附屬部隊	一
驅逐艦	四
(ハ)極東艦隊	一
長官	一
巡洋艦	一

砲 艦	一
河用砲艦	四
(ニ)ニューファウンドランド方面警備	一
砲 艦	一
(ホ)印度支那海軍部	一
司令官(大佐)	一
砲 艦	一
河用砲艦	一
測量艦	三
(ヘ)近東艦隊	一
司令官	一
砲 艦	一
(ト)モロッコ海軍部	一
砲 艦	一
(チ)太平洋諸島警備	一
砲 艦	一
特務艦	一
(リ)英佛海峽北海方面警備	一
砲 艦	一
漁業監視船	若干

- 1 陸軍省軍用化學課(研究部) 製造部 習習部 研究所 試験所 瓦斯教導部
- 2 瓦斯防護材料監査部 防毒具の整備、檢査並關係將校、下士官の教育に任ず。
- 3 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

海軍

佛國海軍の方針は、對英守勢實力を維持し、且獨伊兩海軍に對應する兵力を把するにあり、歐洲の均衡的平和を國策と持する英國が遙かに優勢なる海軍を擁し大陸を威壓するは、歐洲に國際的優位を保たんとする佛國として最も苦痛とする處である。而して英國と親和し獨伊に備

へんとするは其現國策であるが、尙は英國の攻勢に對抗するに足る實力を維持するは、英國が其大政治家ピット以來の國是を改めざる限り佛國として亦不可缺の緊要事として居る。爾來其尅大なる空軍に加へ各種輕快艦艇の充實に精進し、常に想定敵國海軍の建艦情況に應じて之に一步を進めんとしてゐる、又頻りに潜水艦を充實して英國に備ふる等、本政策遂行の跡見るべきものがある。

而して一九二九年以降殖民地と屬領との防備力を増加し、殖民地保護新政策を實現せんとし、或は遠隔地警備用砲艦を新造増派し、軍需品補給施設及根據地を増設する等、其海軍政策は漸次世界政策的色彩を加へて來た。

〔艦隊の編制〕(一九三六年九月)

- (イ)地中海艦隊 長官 一 司令官 三 第一輕快部隊

(ヌ) 大西洋警備

砲艦

(ル) 印度洋警備

砲艦

獨逸

獨逸は大戦以來臥薪十數年、此間有ゆる努力を以て國力の恢復に専念し、潛行的手段に依つて逐年進備を進めつゝあつたが、遂に一九三五年再軍備を宣言し、不平等待遇の脱逸に第一歩を印し、爾來著々として軍備を充實し、所謂「力の外交」を以て國力の恢復に邁進しつゝある。而して多年平和條約の羅網によつて兵力の蓄積と重要兵器の保有を禁止せられて概ね左記の如き諸點に著意しつゝ、先づ如何なる國の侵入をも許さざる軍備を再建し、次で攻勢作戰に堪ゆる大陸軍の完成を期して居ると察せられる。

1、舊國防軍を基幹として兵力の量的

- 大増加を策す。
- 2、自ら必要とする空軍を完備し陸海軍の建設を保障す。
 - 3、列強の粹を集め嶄新なる編制裝備を採用す。
 - 4、三軍の運用を齊整適確たらしむる爲統帥を統一す。
 - 5、義務青年訓練、補助團體の整備等に依り國防力を擴充す。

右の外最近に至り一九三七年以降に於て、既定計畫の外に陸空軍を更に擴大し歐洲最強の國軍建設を企圖し、又ライン地帯には「ロカルノ」條約破棄以來築城を實施中にして、一九三六年中には全線に互り其骨幹を築造せらるゝ様である。

建軍の要領

〔兵役制度〕 一八一四年九月一般兵役義務法が「フリードリヒ三世」によつて發布されて以來百有餘年、獨逸は徵兵制を

以て兵役制度の根本として來たが、「ヴェルサイユ」條約に依つて十二年在營の志願兵制度を強要されたのである。然るに再軍備宣言に基き昭和十年五月二十一日新兵役法公布せられ、本來の舊態に復した。本法に依れば、兵役は獨逸國民の名譽義務であつて、男子は總て兵役義務に服し戰時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人的訓練所とし、且空軍を創設して陸・海・空の三軍より成ることゝなつた。

兵役年限左の如し。

現 役 滿二十歳にて徵集

豫備役 現役終了後滿三十五歳迄

補充兵役 徵集せられざる者滿三十五歳迄

後備役 豫備役、補充兵役終了後滿四十五歳迄

現在の兵役年限左の如し。

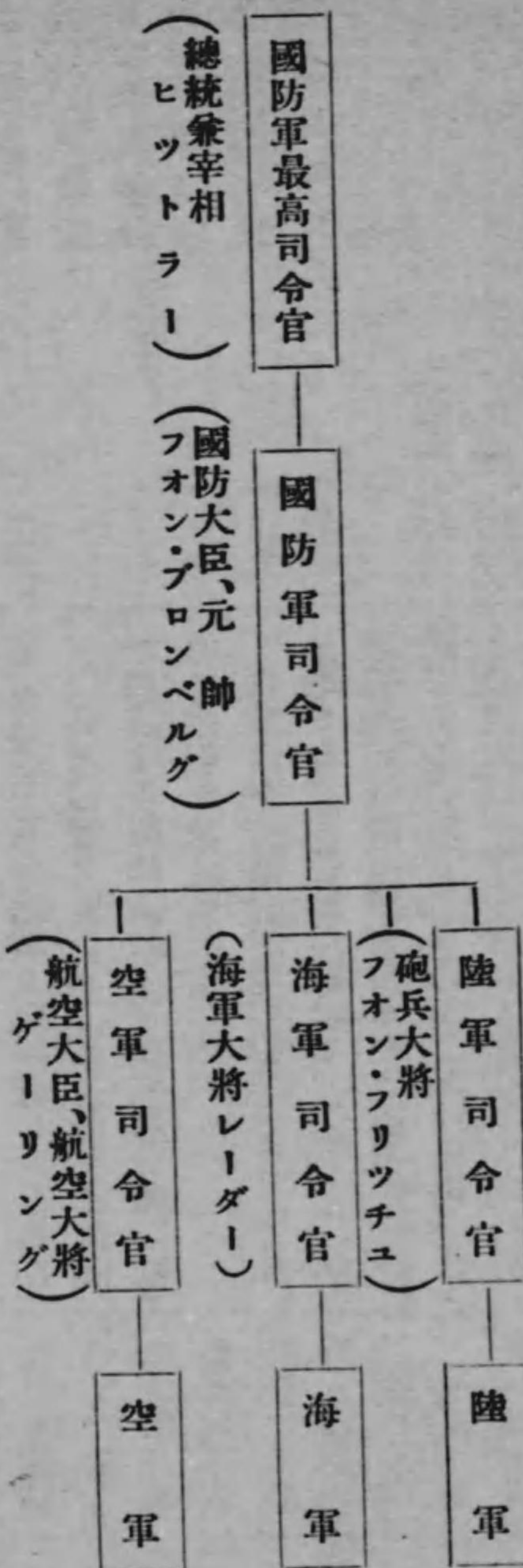
陸 軍 (一般徵兵 二年服役し得 志願兵 二年服役し得)

空 軍 (地上勤務兵、通信及高射砲隊兵、空軍兵(志願兵) 二年 四年)

〔軍の構成〕

1 國防軍

國防軍は既述の如く陸・海・空の三軍より成り、中央集權を確立し、總統



「ヒットラー」統帥權を總攬する。今其の統帥關係を圖示すれば左の通りである。

陸軍の兵力及編制

一九三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて獨逸國平時陸軍は警察隊を包含し、之を十二箇軍團、三十六箇師團に編成し、其兵力は五十五萬とする計畫に着手したが、既に一九三六

年其編制は完結した様である。編制・裝備上にも新機軸を出すに腐心した跡が窺はれるが、機械化に依る機動力増大と砲兵力擴充に依る火力増大とは注目に値するものがある。

又從來の國防省軍務局を改編し「陸軍參謀本部」を設置し、陸軍大學校も開校

された。

尙優秀な陸海空軍大學校卒業者を收容する國防軍大學が創設せられ、總戰爭指導を研究することになつたのは陸・海・空軍統帥の三位一體認識の具體化として著目を要する。

編制の要は次の通りである。
軍團(十二)

- 歩兵師團 三六
- 機械化師團 三
- 獨立騎兵旅團 一
- 山地狙撃旅團 一
- 獨立機關銃大隊 九
- 高射砲聯隊 二〇以上
- 其他 九

右正規軍の外に突撃隊、親衛隊の兵力十一萬六千を有してゐることは前に述べた所であつて總兵力六十六萬六千に及ぶ

航空

〔空軍〕 再軍備工作の先陣を承つたも

のは、高度に發達せる民用航空を基礎とする空軍建設で、軍事條項廢棄宣言の際既に概ね整備を了して居た。空軍司令官たる「ゲーリング」の「獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る」旨の聲明に依るも其充實振を察することが出来る。保有機數の發表は無いが約二千五百機を有すと稱せられ、少くも現在千九百機以上を保有してゐることは略々確實である。「ヒットラー」政權の發表する所に依れば、將來六千機を目標に擴張を續けると謂ふ。

空軍は飛行隊、航空通信隊等より成り、全國を六空軍管區に區分し、「キール」空軍管區司令部に屬するものは海軍協同部隊である。猶「ゲーリング」が空軍司令官と航空大臣とを兼任して居るのは統制及運用上注目し値する。

〔民用航空の一般施設〕 航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象等の業務を統

制し、一九三四年には航空大臣の隸下に六個の軍航空管區司令部を設置し、民用航空をも管轄し、更に其下に十五航空事務局を設置し、夫々の地方の航空事務管理に任せしめて居る。

航空諮問機關には航空諮問會及獨逸航空機委員會の二者があり、航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し、航空省の指導下に此等を統制し、且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任ずる獨逸交通飛行學校及「スポーツ」飛行學校を創立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及「グライダー」操縦士の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素晴らしいものがある。

操縦士數約七千五百(一九三四年五月現在)、機數約一千五百(一九三四年五月

現在)、各種飛行場合計約二百五十八であるが、何れも其後著しく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き英國筋の發表に従へば一九七八機(内空輸機二二五機)に増加して居る。尙防空に力を注ぎ、防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し、防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

化學戰準備設施

獨逸は一九一九年一月以來「ヴェルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても秘密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衛生に關聯し「アウエル」「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有

し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、職用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

海軍

獨逸海軍の一九三五年六月英獨海軍協定に基く對英三五%(約四二萬噸)海軍の建設工作は目下著々進行中で、恐らく一九四〇年か四一年頃には完成するものと豫想される。

右兵力量は之を佛の現勢力に對比すると三割近くの劣勢に相當するが、獨逸は質の新鋭と艦隊の均勢とに依り右兵力量に對しては充分の成算を有するもの、如くである。

艦隊司令長官	一
直率	一
戰艦	一
潛水艇	一
母艦	一
戰艦戰隊司令官	一
戰艦	一
偵察部隊	一
司令官	一
巡洋艦群	一
巡洋艦(新式)	一
母艦	一
第一高速艇隊(他母艇一附屬)	一

水雷艇隊

驅逐艦	
第一水雷隊(一)	水雷艇
第二水雷隊(一)	同右
第三水雷隊	同右
第四水雷隊	同右
母艇	
掃海艇隊	
驅逐艦	
第一掃雷掃海隊	
第一護衛隊	
第二護衛隊	
第一掃海隊	

一四四四四一 六四六六一

伊太利

伊太利の兵役制度は、國民皆兵、義務の平等を原則とし、徴兵制度を施行してゐる。而して其新徴兵令は一九二三年、「ムツソリーニ」内閣によつて發布せられ在營年限一年六ヶ月制となつた。

陸軍

陸軍は本國軍及び植民地軍より成り、其他に武裝的團體として其性質上殆ど軍隊と見るべきものに税關兵團、警察隊及護國義勇軍がある。殊に護國義勇軍は陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は、當初「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられた謂はゞ「ムツソリーニ」の政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を與へられ、次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成することとなり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔となつた。而して今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育及青少年訓練に任ずるの外、作戦軍にも直接参加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じて居る。

〔兵力及裝備〕

○本國軍

將校	約 一五、〇〇〇人
准士官以下	約 二三五、〇〇〇人
憲兵	約 五〇、〇〇〇人
計	約 三〇〇、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力(豫算定員)であつて、軍團十二、歩兵師團三十一、輕快師團二、アルプス旅團四に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。

○植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

トリポリタニア、キレナイカ	伊國人約 四〇、〇〇〇人
エリトリア	同右 約 四、〇〇〇
ソマリア	同右 約 四、〇〇〇
其他	約 二、〇〇〇
計	約 五〇、〇〇〇

尙ほ伊國政府は「エチオピア」征服後肅正工作の進捗に伴ひ最近植民地軍の編成を決定した。同軍は將校三、五〇〇、兵六〇、〇〇〇より成る大部隊で、内エ民軍を十七旅團に分ち、他に機械化機關銃隊騎兵隊等の特科隊を置く方針と傳へらる。

○武裝團體として陸軍的色彩を帯びるもの

税關兵團	約 二五、〇〇〇
警察隊	約 一五、〇〇〇
護國義勇軍	約 四〇〇、〇〇〇

(此内三七萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)

航空

現首相「ムツソリーニ」は、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝ、あつたが、一度政權を得るに及び一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置し

列國軍備の概観—伊太利

て空軍を獨立せしめた。

〔空軍兵力〕 伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊九を整備すべき計畫にて著々之を實行したが、豫算上の關係上、計畫を完成するに至らざりしも、英・獨空軍の擴張に刺戟せられて空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億の豫算を以て空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することに變更し、特に超重爆撃機の製作に力を注ぎつゝある。

一九三四年初迄に完成の分は

イ部隊	
空軍直轄部隊	約 七〇中隊
陸軍協同隊	約 二五中隊
海軍協同隊	約 一五中隊
植民地軍協同隊	約 一〇中隊
計	約 一二〇中隊
ロ 飛行機	

第一線	約 一、二〇〇機
豫備	約 三〇〇機
計	約 一、五〇〇機
ハ 人員	
將校	約 二、〇〇〇人
下士官	約 二二、〇〇〇人
兵	約 二四、〇〇〇人
計	約 二四、〇〇〇人

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國を凌駕せんとするの形勢に在りて、過般の伊「エ」紛争に際し、地中海にある英艦隊にとり、大なる脅威となつたことは吾人の大に参考とすべき所である。

〔民用航空〕 伊國に於ける民用航空は他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其面目を一新、飛行機數四四三(一九三五年六月)操縦士數七〇八(一九

列國軍備の概観—伊太利

三三年初) 民間飛行場數六七〇に達するに至つた。
 定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一軒に達し、輸送旅客數は一九三三年度に於て約四〇、九三〇人、輸送荷物量は同年度約八八六、一七〇噸である。而して政府の定期航空事業に對する補助金は、初年度施設のものを除き、一九三三六年度は七千八十萬利である。

化學戰準備施設

伊國に於ては將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りとの議論熾裂にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隷する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

海軍

地勢並に人口の稠密及生存必需品たる鐵、石炭、石油等の大部分を海外に仰ぐの弱點あるに鑑み、歐洲大陸諸國中の最大海軍國即佛國と均等なる海軍兵力を保有するに努め、以て空軍の威力と相俟つて少くも地中海の制海權を保有せんとし

て居る。而して此事と英國の地中海制覇とは又必ずや衝突の機あることを考へ、共に之に對しても準備しつゝある様である。

- 〔艦隊の編制〕(一九三六年九月)
 (イ) 第一艦隊
 長官 一 司令官
 獨立旗艦
 大 巡
 第一戰隊
 大 巡
 第三戰隊
 大 巡
 水雷戰隊
 驅逐艦
 豫備(驅)
 附屬艦艇
 (ロ) 第二艦隊
 長官 一 司令官
 第二戰隊

- 輕 巡
 第一偵察隊(獨驅)
 第四戰隊
 輕 巡
 第二偵察隊(獨驅)
 第七戰隊
 輕 巡
 補助航空母艦
 附屬艦艇
 豫備(驅)
 第五戰隊(大臣直屬豫備隊)
 司令官(戰隊少將)
 輕 巡
 驅逐艦
 驅逐艦

- 水雷隊 四二
 水雷艇 四二
 豫備 四二
 附屬艦隊
 潜水艦部隊(大臣直屬) 四二
 檢閱官(戰隊少將)
 驅逐艦 一
 潜水母艦 四
 潜水艦 一
 潜水艦隊(三) 六
 潜水艦 一
 練習艦隊(夏季臨時編成) 一
 司令官(兵學校長兼務) 一
 練習艦(裝帆) 二
 尙此外に各鎮守府附屬艦艇あり。
 (八) 極東警備
- 砲艦 一
 河 砲 一
 (ニ) 多島海警備
 雜 船 六
 トルボリタニア警備
 雜 船 三
 チレナイカ警備
 雜 船 四
 驅逐艦 一
 砲艦 一
 給水船 一
 紅海警備
 敷設艦 一
 砲艦 一

列國陸軍軍備一覽(昭和十一年末調)

區分	兵 員		主要團隊數	摘 要
	平 時	戰 時		
本日	約二十五萬	約二十五萬	十七師團	

列國軍備の概観—列國陸軍軍備一覽

國	米	邦 聯 蘇	國民華中
約 三十三萬	約 百六十萬 外に内務省軍隊及其他約二十五萬	約 二百十萬 外に支那共產軍約十萬	
護 國 軍	正 規 兵	正 規 軍 及 民 兵 軍 基 幹 部 (正 規 兵)	
法 定 數 四十二萬五千 (臨時規定額最 小限二十五萬) 現在數 約十九萬	法 定 數 約二十九萬八千 現在數 約十三萬七千	約 三十萬 約 二十五萬	
步 兵 十八師團 (二部未完成)	步 兵 九師團 三師團	步 兵 正 規 約 七十師團 民 兵 約 二十師團	二 百 十 一 師 團 三 十 九 旅 團 騎 兵 十 三 師 團 騎 兵 八 旅 團 砲 兵 八 旅 團
一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に増加せらるは比中各約一師團に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時規定額最小額に規定せられ、現期したる未迄に其實現を期したが、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。	一、一九三六年軍備の擴張を企圖し陸軍に於ては四箇の大隊を新設し其他の部隊の裝備を近代化し且地方軍の改善に著手した。 二、別空軍兵力五萬を有す。 三、九三九年には現役操縱者九千三百餘人を突破す。 四、七千七百餘人を擁する。 五、海軍自衛力及植民地に於ける兵力十二萬五千。	本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊空軍三師團と獨立一旅團(人員約三萬) 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬五千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	本表の外多數の土匪團ありて軍と略同様の實力を有し、軍隊に改編せらるることより算定するを得ない。

國 佛	國 英
約 六十五萬	約 三十九萬 右は法定數に於ては實數は募兵の現況により増減するも現存は約四萬五千の缺員あり如くである。
在 本 國 軍 約 四十四萬	正 規 軍 約 十四萬五千 外に在印度駐屯 正 規 兵 約 五萬九千
在 海 外 軍 約 二十一萬	地 方 軍 約 十八萬五千
步 兵 二十師團 別動隊五師團 五師團及騎兵隊 並に總豫備隊 兵植民地軍隊 (軍團十二)	英 本 國 五 師 團 各師團は約半數宛海外に交代派遣す 印 度 四 師 團 正 規 將 兵 五 旅 團 騎 兵 五 旅 團 人 幹 部 加 入 印 度 基
本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊空軍三師團と獨立一旅團(人員約三萬) 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬五千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	一、一九三六年軍備の擴張を企圖し陸軍に於ては四箇の大隊を新設し其他の部隊の裝備を近代化し且地方軍の改善に著手した。 二、別空軍兵力五萬を有す。 三、九三九年には現役操縱者九千三百餘人を突破す。 四、七千七百餘人を擁する。 五、海軍自衛力及植民地に於ける兵力十二萬五千。 六、新西蘭約十二萬五千 七、南阿蘭約一萬七千 八、南阿蘭約一萬七千 九、南阿蘭約一萬七千 十、南阿蘭約一萬七千 十一、南阿蘭約一萬七千 十二、南阿蘭約一萬七千

列國軍備の概観―列國陸軍軍備一覽

獨	伊	波
約六十七萬	約三十五萬	約二十七萬
正規軍約五十五萬 軍隊類似團體約十一萬六千	本國軍約三十萬 植民地軍約五萬 內憲兵約五萬	
步兵三十六師團 機械化師團三師團 獨立騎兵一旅團 山地狙擊一旅團 獨立機關銃九大隊	步兵三十一師團 輕快師團 アルプス旅團四二	步兵三十師團 騎兵一師團 獨立騎兵旅團十二
歐洲最強の國軍建設を企圖しあるが如くである。	本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他の兵力を左の如くである。 護國義勇軍約四十萬 但非常勤務部隊約三十七萬を含む 稅關兵團約二萬五千 警察隊約一萬五千	本表の外 國境警備隊約三萬三千 國境監視隊約三萬二千 稅關監視隊約五千六百

列國新兵器整備一覽（昭和十一年末調）

名國	本日	蘇聯	米
陸軍所屬 飛行機數	約一千機	約五千機	約六千五百機
航空部	飛行機 約五十〇中隊	飛行機 約五十〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	飛行機 約五十〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干 （內非實中隊十中隊） 又別に護國軍一九がある。
豫算	未詳	未詳	未詳 本文一二九頁参照
高射砲 兵力及砲數	二聯隊と一隊	獨立砲旅團・同 獨立砲隊・高射機 關銃隊等各多あり。	八聯隊 砲數約二〇〇門 外に高射機關銃約五、〇〇〇 （本數字は豫備兵器を含む）
戰車及機械化部隊 兵力及戰車數	戰車聯隊二	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊約十數箇 右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。 右戰車數約五、〇〇〇輛	中戰車聯隊（八中隊） 輕戰車中隊一七中隊 獨立輕戰車中隊約五〇〇輛 右戰車數（豫備戰車を含む）約五〇〇輛 裝甲自動車中隊（騎兵師團配屬）二 其他を合し裝甲自動車數約二〇〇輛

列國軍備の概観―列國新兵器整備一覽

國 英	國 佛
<p>目下擴張中なるを以て現在の狀況は判明せざるも、一九三五年末既に一一八中隊に達し、又一九三九年迄に左の如く擴張の計畫である。</p> <p>本土防空 一二九中隊 海外艦隊空軍 六三中隊以上 陸軍協同 一九二中隊以上 計 一二九中隊以上 別々氣球隊あり 尙海外自治領及植民地に 七二五機</p>	<p>約 飛行機 一二六中隊 偵察 偵察球 二三五 戰闘 戰闘球 一七〇 擊 擊 七七〇</p> <p>尙北亞弗利加及「ルヴァン」其他の植民地の分を合すれば約一六〇中隊となる。</p>
<p>正規軍高射砲隊 (海外のものを含む) 二三個中隊 (機械化) 砲數二〇〇 一部は旅團に編成せらる 戦時防空師團を合成す 地方軍高射砲隊 二三個中隊 砲數未詳</p>	<p>約 飛行機 一二六中隊 偵察 偵察球 二三五 戰闘 戰闘球 一七〇 擊 擊 七七〇</p>
<p>戰車 約 三五〇輛</p> <p>右の外軍の機械化に伴ひ歩、騎兵用輕戰車相當數を有す。 裝甲自動車 約 一二〇〇輛(推定) 印度には外に戰車三中隊裝甲自動車五中隊を有す。</p>	<p>輕戰車聯隊(六中隊) 一〇 獨立戰車大隊 四 獨立戰車中隊 約 一、五〇〇輛 右戰車數 約 一、五〇〇輛 其他豫備戰車多數 二〇 裝甲自動車中隊 約 二〇〇輛 右車輛數 約 二〇〇輛</p>
<p>約 二〇〇門</p>	<p>五 聯 隊</p> <p>砲 數 約 二〇〇門</p>
<p>約 二〇〇門</p>	<p>約 二〇〇門</p>
<p>約 二〇〇門</p>	<p>約 二〇〇門</p>

國 獨	國 伊	國 波
<p>一九三五年六月迄に整備せられたりと稱せらるるもの</p> <p>爆 擊 六 大隊 驅 逐 二 大隊 偵 察 十 中 隊 六千機保有を目標として擴張中なる如くである。</p>	<p>約 飛行機 一二〇中 陸軍直轄部隊 七 海軍協同部隊 二 植民地軍協同部隊 一 〇</p>	<p>約 飛行機 一二〇中 陸軍直轄部隊 七 海軍協同部隊 二 植民地軍協同部隊 一 〇</p>
<p>約 九億一千七百萬 (一九三一年度) (航空軍豫算)</p>	<p>約 九億一千七百萬 (一九三一年度) (航空軍豫算)</p>	<p>約 九億一千七百萬 (一九三一年度) (航空軍豫算)</p>
<p>野戰高射砲聯隊 五(十二大隊)</p> <p>義勇軍に屬する 砲司令 二五</p> <p>陣地高射砲 二五</p> <p>砲 數 約 一四〇門</p>	<p>野戰高射砲聯隊 五(十二大隊)</p> <p>義勇軍に屬する 砲司令 二五</p> <p>陣地高射砲 二五</p> <p>砲 數 約 一四〇門</p>	<p>野戰高射砲聯隊 五(十二大隊)</p> <p>義勇軍に屬する 砲司令 二五</p> <p>陣地高射砲 二五</p> <p>砲 數 約 一四〇門</p>
<p>未詳</p>	<p>未詳</p>	<p>未詳</p>
<p>未詳</p>	<p>未詳</p>	<p>未詳</p>
<p>未詳</p>	<p>未詳</p>	<p>未詳</p>
<p>未詳</p>	<p>未詳</p>	<p>未詳</p>

列國軍備の概観―列強優秀軍用機性能概見表

種別	機										
	英	蘇	伊	佛	米	英	機	察	偵	米	
機名	ホーカー・オーダクス	イ	イ	ファイアットCR33	ファイアットCR30	デポアチンD500	モラーヌ・ソルニエ1	カーチスP6E	ボーイングP26	ゲロスター・グラチエーター	ホーカー・フュリー
主要材料	鋼・布	金	金	金	布	ジュラルミン	ジュラルミン	鋼	鋼	鋼	鋼
式型	複葉	低單	複葉	複葉	複葉	低單	高單	複葉	低單	複葉	複葉
發動機	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル
航續時間 或ハ爆彈 (最大速度 時)											
實用上昇 限度(米)	7,000	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
上昇力	三、〇〇〇米迄七分一八秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒

種別	機													
	佛	米	英	獨	蘇	伊	佛	偵	米	佛				
機名	アミオ	ボーイングB9	マーチンB10	アルトストランド	ボーラー・ハート	ハイケンケル	エ	エ	ロ	ファイアットCR22	ポ	ブレ	カーチスO1	カーチスO1
主要材料	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
式型	高單	低單	中單	複葉	複葉	單葉	單葉	複葉	複葉	複葉	複葉	高單	高單	高單
發動機	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル	ケストレル
航續時間 或ハ爆彈 (最大速度 時)														
實用上昇 限度(米)	8,500	5,800	7,600	9,000	6,300	7,000	6,500	7,000	6,600	6,600	7,500	7,500	7,500	7,500
上昇力	三、〇〇〇米迄七分一八秒	三、〇〇〇米迄一分一六秒	三、〇〇〇米迄七分〇〇秒	四、〇〇〇米迄一分〇〇秒	三、〇〇〇米迄八分三秒	三、〇〇〇米迄一分一〇秒	四、〇〇〇米迄一分二五秒	四、〇〇〇米迄一分二五秒	四、〇〇〇米迄一分二五秒	四、〇〇〇米迄一分二五秒	五、〇〇〇米迄一分二七秒	五、〇〇〇米迄一分二七秒	五、〇〇〇米迄一分二七秒	五、〇〇〇米迄一分二七秒

列國軍備の概観―列強優秀軍用機性能概見表

列國軍備の概観—列強優秀軍用機性能概見表

機		機		機		機		機		機		機	
蘇	伊	佛	米	英	獨	蘇	伊	獨	蘇	伊	獨	蘇	伊
テ ー ベ ー 3	サ ボ イ ア S 81	カ ブ ロ ニ ー 133	フ ア ル マ ン 221	マ ル セ ル ・ ブ ロ ッ シ ユ 200	ポ ー イ ン グ 299	カ ー チ ス B T 32	フ エ ア リ ー ・ ヘ ン ド ン	ヘ ン ド レ ー ベ ー ド チ	ユ ン カ ー ス J U 52	エ ス ・ ベ ー 1	ブ レ ダ 六	フ イ ア ツ ト B R 3	ポ テ ー 五
金	金	金	金	金	金	鋼	鋼	鋼	金	金	金	鋼	木
屬 低 單	屬 低 單	單 葉	屬 高 單	屬 高 單	屬 低 單	布 複 葉	屬 低 單	布 複 葉	屬 低 單	金 中 單	屬 低 單	布 複 葉	金 高 單
M-34 34基	メ オ フ ア ・ ロ 三 基	ビ ア チ オ 三 基	グ ノ ー ム ・ ロ 二 基	グ ノ ー ム ・ ロ 二 基	ホ ー ネ ッ ト 四 基	セ イ ク ロ ン 二 基	ケ ス ト レ ル 二 基	ケ ス ト レ ル 二 基	B M W 二 基	サ イ ク ロ ン 二 基	テ ラ チ オ ・ ス 六 基	フ イ ア ツ ト 九 七 〇	イ ス バ ノ 六 九 〇 二 基
二,〇〇〇	一,五〇〇		四,七五〇	一,二〇〇	四,五〇〇	一,八〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	六〇〇		六〇〇	五〇〇
二四〇	三三〇	二八〇	二四五	三〇〇	三七〇	二九〇	二八〇	二五〇	三〇〇	三六〇	三三〇	二四一	三三〇
六,〇〇〇		五,七〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	七,五〇〇	六,一〇〇	八,〇〇〇	八,一〇〇	五,八〇〇		六,八〇〇	六,六〇〇	八,〇〇〇
二,〇〇〇米迄 一分五秒		三,〇〇〇米迄 一分二七秒	四,〇〇〇米迄 一分〇〇秒	四,〇〇〇米迄 八分三秒	七,五〇〇	四,〇〇〇米迄 一分四〇秒	四,〇〇〇米迄 一分三秒	二,〇〇〇米迄 八分〇秒		五,〇〇〇米迄 一分八秒	四,〇〇〇米迄 二分三秒	四,〇〇〇米迄 一分三秒	四,〇〇〇米迄 一分三秒

五大國海軍勢力比較表 (昭和十一年九月三十日調)

獨	テ
ドル ニ エ D 〇 23	ー ベ ー 5
金	金
屬 高 單	屬 低 單
M-34 34基	M-34 34基
二六〇	二四〇
五,八〇〇	六,〇〇〇

母空航				艦力主				種艦		
佛	英	米	日	伊	佛	英	米	日	國名	區別
一	六	三	四	四	九	一五	一五	九	隻數	艦齡内既成艦
									噸數	噸數
									隻數	艦齡超過既成艦
									噸數	噸數
									隻數	既成艦計
									噸數	噸數
									隻數	建造中
									噸數	噸數
									隻數	未起工
									噸數	噸數

列國軍備の概観—五大國海軍勢力比較表

列國軍備の概観—五大國海軍勢力比較表

艦	計(潜・驅・巡)艦助補					總計				
	伊	佛	英	米	日	伊	佛	英	米	日
伊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 各種艦齡次ノ如シ

主力艦二十六年、航空母艦及甲級巡洋艦各二十年、乙級巡洋艦十六年、驅逐艦十二年、潜水艦十三年



日本製鐵株式會社

營業品目

飛行機用車輪、制動機、操作装置
 飛行機用脚綫衝装置
 飛行機々體及發動機部品
 側車附自動二輪車
 自動車
 ノーリツ號自轉車



岡本工業株式會社

本社及工場

名古屋市昭和區東郊通七丁目十五番地

電話瑞穂 (73)

垂井工場

垂井 三三三三

笠寺工場

名古屋

電市

一三三三

電話下谷 (83)

二區區一垂三三三三
五二三三末笠一井四四四四
三三七廣寺三 四四四四
九五番番町町番町四三二一

近代陸海軍裝備の趨勢

世界大戰に依る裝備の發達

戰闘の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下的部分を形成するものであるが、裝備劣れる軍隊は假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐることに困難なるに立到つた。

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戰に於ては參加列國各々其の國運を賭して戦つた關係上、必然的に裝備の長足なる進歩を齎した。即ち戰費として投ぜられた莫大の國費に依て、新戰用資材、特に新兵器の考案・研究・製造に全力を盡さ

近代陸海軍裝備の趨勢

れたる結果、航空機・戰車・化學戰に伴ふ各種資材や長射程砲等の現出を見、又在來の火炮・銃器・通信器材其他、あらゆる戰用資材が劃期的進歩發達を遂げたのである。此間平時狀態に在つた國軍の裝備が自然列國に取殘さるゝ結果となつたことは亦止むを得なかつた所である。

加ふるに列國陸軍は戰後益々競うて新兵器の研究と裝備の改善とに努力せる結果其の編制裝備は更に改善せられ、今や劣等裝備の軍隊は戰場の優勝者たるを得ざるになつた。

近代的裝備の内容と其趨勢

近代的裝備の内容は大體、火力裝備、機械化裝備、航空及防空裝備、化學戰裝備の四種に分類することが出来る。

火力裝備

火力裝備とは輕・重機關銃・各種歩兵砲・各種機關砲・擲彈筒・火炮特に重砲等、各種の威力大なる火器を増加して、小は分・小隊より、大は師團・軍團に至る迄、夫々火力を最大に發揮し得る如くするを目的とするものであつて、列強は前述の如く世界大戰に於て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果何れも優秀なる裝備を有し、而も戰後引續いて之が充實改善に努力してゐる。

今參考の爲、各國野戰師團火力裝備の概況を比較すれば左表の如くである。我が軍は輕機關銃に於ては列國に近きも、其他に於ては多大の遜色がある。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

考 備	野 野		曲 射	平 射	銃 關 機 重		銃 關 機 輕		區 分
	野 戰	野 砲			步 兵	師 團	步 兵	師 團	
一、師團内歩兵大隊数は蘇佛九、米英一二である。 二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、其等の數の師團に對する比率は不詳である。	約	約	約	約	約	約	約	約	蘇聯邦軍師團
	二七	三〇	五〇	二〇	二〇〇	三三	三〇〇	三二四	佛軍師團
	一六	三六	一八	九	一四〇	三六	三二四	約一、三〇〇	米軍師團
	二四	四八	三二	四二	高射約	約一〇八	約一、三〇〇	約二七〇	英軍師團
	一八	一四	未詳	未詳	對戰車機關銃約五〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	

機械化裝備
大戦間火力裝備の發達並陸地の鞏強化に伴ひ、各國は裝甲に依る火力の損害軽減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つた。即ち機械化裝備は、戰

列國機械化裝備比較表

國 別	戰 車	裝 甲 自 動 車	機 械 化 部 隊 に 關 する 傾 向
英 國	約 三五〇	約 一、二〇〇	軍全般に亘り一部を機械化しあり、近く機械化せる騎兵師團・戰車師團の出現を見るべし。
米 國	約 五〇〇	約 二〇〇	騎兵一旅團・野戰砲兵一聯隊を機械化しあるの外、近く五箇年計畫を以て更に軍の機械化の促進を企圖しあるもの、如し。
蘇 聯 邦	約 五、〇〇〇	詳細不明なるも相當多數を有す	機械化師團・獨立機械化旅團・同聯隊等十數箇あり、其他軍全般に亘り機械化せられ師團の大部は固有機械化部隊を有す。
佛 國	約 一、五〇〇	約 二〇〇	

機械化裝備

車・裝甲自動車・自動車砲兵・牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、耐火力性と機動性を増加し、更に進んで、右兩目的を具備せる裝甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團を創設し、以て近代戰闘の要求に應ぜんとするものである。

列國中特に本裝備に力を注いで居るのは英・米・佛及蘇聯邦であつて、其の現況は概ね左表の如くである。我が軍に於ては銳意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情に在る。

航空及防空裝備 (別述)

化學戰裝備

化學戰裝備とは、毒瓦斯・燒夷劑・發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威

近代陸海軍裝備の趨勢

力を増加せんとする裝備を謂ふのであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。

毒瓦斯禁止の諸條約と各國の見解

瓦斯の兵器的使用は西曆一八九九年の海牙條約に依つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戦間、對手國が使用せりとの口實の下に、參戰各國悉く之を使

用したるのみならず、航空機、戦車と共に戦場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。

戦後一九二一—二三年の華府會議に於て、日英米佛伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしむ、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戦闘手段より遙に人道的にして危険少く且經濟的なりと稱し、爾來其施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦、華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の參戰の場合には效果なきを以て敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英・米・中米國に在りては、催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戦用に供することを禁止するは却て非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せ

が必要である。

列國陸軍兵器界の概観

列國陸軍兵器の主要なる傾向を概説すれば、

- 1 科學技術を最高度に兵器に應用して陸軍兵器の新式化に努め、歐洲大戰時代の所謂大戦型舊式兵器を逐次新式兵器と更新すること。
- 2 戦法の進歩改變に伴ひ、火力兵器即ち自動火器たる各種機關銃及各種火炮を増加し、且新式化すること。
- 3 機械化兵器殊に装甲兵器たる戦車、装甲車等を増加すること。
- 4 飛行機を極度に新鋭ならしむると共に其の量を増加し、空中威力を強大ならしめたること。
- 5 對空兵器を充實し防空設備を完備しつゝあること。
- 6 指揮、連絡、情報蒐集、通信等に必要なる各種兵器を充實すること。

近代陸海軍裝備の趨勢

んとする意圖を有し、國際會議專門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其他佛・獨・伊は固より、波蘭・西班牙・チエツコスロバキヤ・羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する觀念は自ら窺はれる次第である。

殊に、露邦蘇聯邦が華府會議に於ける協定に參加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、化學戰に任ずる専門部隊を有するのみならず、一般部隊も小單位部隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

各國化學戰準備の施設 各國は、敍上の如く毒瓦斯が戦時に於て必ずや用ひらるべきことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其の性質上表面的に

- 7 化學戰裝備を充實すること。
- 8 兵器整備に當りては之と併行して戦時に於ける補給の方途を講ずること。
- 9 戰團は勿論其他に必要な各種器材を準備すること。

等で、其の範圍は直接戰團に必要な兵器から、行軍、宿營は勿論、國內防備自衛に必要なものに至る迄實に多種多様である。而して師團の編組の如きも從來あつた師團の外機械化師團、快速師團、空中投下部隊等が編成されてゐる國がある。

自動火器の激増

近來輕、重機關銃の發達に伴ひ歩騎兵火力の主體は之に移るやうになつたが、小銃も亦其狙撃威力を増すため鏡照準具を附し、或は自動小銃の研究を進め、米國の如きは既に之を採用してゐる。現在列國銃器類を大別すると次の通りである。

手動小銃(從來使用のもの) 各國共小銃

は多く喧傳せられぬが、實際の研究は眞に眞劍深刻なるものがある。

其の施設は各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの一方、他面に於て毒瓦斯の平時用途を奨勵助長し、盛に化學工業の發達を促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其の關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我が國民の想像も及ばざる處である。

細論 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より條約に於て禁止されて居る處であり、又人道上よりも黙視し難い處であるが、世界大戰の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり、又近來露邦中に特に此方面の研究準備に力を用ひある國もあるから、吾人は之に對しても無防禦であつてはならず、十分なる研究準備を整へて萬一の日に悔を貽さぬの用意

として發達完了し、口径、構造等に若干の差異はあるが性能は略々同一である。

自動小銃 近來各國共研究を進め逐次採用しつゝあるが、自動機構は彈丸發射の瓦斯の一部を利用するものと發射の反撞を利用するものとに大別される。輕機關銃 構造機能が進歩し、近來完成せる各國輕機關銃は重量も軽く操用の便利のものが多く、一般に空氣冷却式で銃身交換式のものが多い。

重機關銃 各國共概ね完全に近く、構造上空氣冷却式、水冷却式に大別せられ我國、佛國の空氣冷却式に對し蘇、米、英、獨は水冷却式を採用して居る。高射機關銃 高射を主任務とする機關銃で、銃身は重銃身、時としては輕機關銃々身を用ひ、高射照準具を附し、高射照準具を付し、高射を便ならしめたものである。威力を増大する爲銃身を二乃至四箇並列したるものも米、蘇兩軍

に使用せられて居る。

航空用機關銃

固定式 飛行機に固定的に裝備して使用するものである。

旋回式 飛行機と同乗席に裝備し、廣き射界を有し、又發射速度を増加する爲に銃身としたものもある。

車載用機關銃 重、輕機關銃を戰車、裝甲自動車等機械化兵器に裝備する爲、狹隘なる所に於ても操用を便ならしめたものである。

拳銃 近接戦闘又は護身用として列國に於て廣く使用せられてゐる携帯兵器で、現今専ら自動拳銃が賞用せられて居る。

機關短銃 近戰戰鬥自衛用、警務用として拳銃彈を機關銃の如く自動式に發射するもので、各國に種々使用せられ、米國では警官も之を採用してゐる。而して今列國新銳機關銃の特徴と認むべきものを述べれば、照準眼鏡を採用し

射撃精度の増進を圖り、銃口焰(發射の際の銃口に於ける火花)を除去し敵に發見せられざる如く消焰器を附し、對空射撃を便ならしむる如く補助具を設け、徹甲彈(裝甲板を貫徹する力を有するもの)、曳光彈(彈道を示す爲に彈丸飛行中光を發しつゝ進むもの)等特殊實包を採用せる事等を擧げる事が出来る。

各種火炮の威力増進

現代陸軍の火炮は一般に砲種、數量が著しく増加し、且新式化した、即ち戰術上の要求に基く威力及運動性の増進、彈藥類の改良、照準具の改善、製造技術の進歩等は其の主要なる事項で、砲種の如きも從來あるもの、外、對戰車砲、戰車砲、飛行機搭載砲、各種機關砲等新しき砲種を必要とし、又砲兵に裝備する火炮の外歩騎兵に於ても直接必要なる歩兵砲、騎兵砲對戰車砲等を裝備せらるゝに至つた。既往戰役の教訓に基き、近代火炮に要

求せられつゝある要件を列擧すれば次の通りである。

- イ、射程を増大すること
- ロ、火力の運用並對戰車射撃の爲に構造を改良し方向射界を増加して火力の集中を容易ならしめ、且發射速度を増加すること。
- ハ、自動車に依り運動性を著しく増大すること。
- ニ、彈丸の改良火藥の進歩に伴ひ威力を増進すること。

等、今現代火炮の種類を大別すれば次の通りである。

火炮

小口徑機關銃 口径十三耗、二十耗、二十五耗、三十七耗級を主とし對戰車、對空及搭載用に區分せられ、殊に二十耗級が最も多い。

對戰車砲 對戰車専用の火炮にして列國共三十七耗、四十七耗等の對戰車砲を裝備す、自動砲と稱するものも

ある。
歩兵砲、騎兵砲 平射、曲射、平射曲射兩用、二砲身等種々あり曲射砲として輕迫撃砲を採用せる所多く、又隨伴砲は聯隊砲として七・五耗級の火炮を裝備せる所がある。騎兵砲は騎兵に裝備する外歩兵に概ね同じ。

野戰砲

野砲、山砲、騎砲 概ね口径七・五耗級の加農(彈道底伸するもの)を使用す。

輕榴彈砲 十耗乃至十二耗級の榴彈砲(彈道彎曲するもの)を採用し近時其の數を増加すると共に獨軍の如きは野砲を廢し全部本砲を採用せんとしてゐる。

野戰重砲

加農、榴彈砲 十耗半級の加農及十五耗級の榴彈砲を採用せる所が多い。
高射砲 小口徑機關砲を高射に使用する外、七耗五級高射砲を採用せる所

近代陸海軍裝備の趨勢

多く、一部に十耗級のものを使用せる所がある。

攻守城重砲 攻守城及陣地戰に使用する十五耗以上四十耗五十耗に達する加農又は榴彈砲

海岸要塞用各種口径加農、榴彈砲

列車砲 十五耗級以上の各種列車砲

迫撃砲 各種迫撃砲
戰車砲、飛行機用小口径砲

特種砲 長距離砲等の如きもの

近來戰車、裝甲車類の著しい發達は、これ等の裝甲兵器専門の對戰車兵器を必要とし、列國共對戰車に專任すべき對戰車砲を多數歩騎兵各部隊に裝備し、逐次其の充實を圖つてゐる。即ち佛國は二十五耗、及四十七耗級、英國及獨國は三十七耗、蘇國は三十七耗及四十五耗級を採用して居る。又近迫せる對戰車用として十三耗の對戰車銃を歐洲大戰當時より使用したが、近時二十耗級を使用する所もあ

る。又飛行機の顯著なる進歩に伴ひ、從來使用せる機關銃又は高射砲の外二十耗級の機關砲を對空用として裝備せる國があり、獨、伊等之である。
尙飛行機に搭載する機關銃は各國共次第に口径を大きくする傾向がある。

機械化兵器の發達

近代陸軍兵器界に於ける注目すべき問題の一つは、軍の機械化である。即ち現今發動機の顯著なる發達と自動車の進歩に伴ひ快速なる運動性と偉大なる攻撃力及強固なる防護力とを有する裝甲戰闘車輛、即ち戰車及裝甲車等を戰闘に使用し、又各種自動車を軍用に供することは各國共皆同様で、現在各國共之が整備に餘念なく、戰闘が行はるゝ所、戰車及飛行機は必ず出現すると謂ふ迄に至つた。

現に西班牙の内亂に於ても兩軍共戰車が活躍し、各國の有する數も蘇軍の六千を始めとし佛、獨等皆數千輛を有し、尙

新性の能と救急處置一覽表

性	爛	糜	性ミヤシク	性 涙 催
ルイサイト	イベリット		アダムサイト 青化砒素 チフエニール 鹽化砒素 チフエニール	鹽化アセトフ エノン 鹽化ビクリン 臭化ベンジル 臭化ベンジル 青臭化ベンジル
葉ニムラ	臭芥子		無臭 同 臭殆無	同 同 同
體は液氣	體は液氣		固體	固體
腎等に侵す	急激に皮膚を侵す	皮膚を發癩せしめ	を發せしむ	眼の粘膜炎を刺戟し、催涙せしむ
カリ液	苛性ソーダ液	晒粉・晒粉泥	苛性ソーダ液 過マンガン酸 カリ液 晒粉	炭酸ソーダ液 苛性ソーダ液 (熱溶液なれば効果大)
水溶性	1 皮膚に附着する場合	2 石油又はアルコール等にて洗滌	初期に於て重曹水の合嗽又は吸入	硼酸水或は重曹水にて洗眼す
浴剤	3 過マンガン酸カリ・假性マグネシウム混合泥又は晒粉を泥狀とし	4 石鹼水にて洗滌す		
酸化	5 皮膚に附着せる場合	6 皮膚に附着せる場合		
鐵泥	7 皮膚に附着せる場合	8 皮膚に附着せる場合		
塗布	9 皮膚に附着せる場合	10 皮膚に附着せる場合		
布	11 皮膚に附着せる場合	12 皮膚に附着せる場合		
	性 久 持	性久持半は又性時一		
	(外性布油は又布ムゴ)及面毒防	(及ブルバ)防毒面		(一ソソ炭性活)防毒面

理學兵器と電氣兵器

銃砲火力が益々威力を發揮する様になつたのは、火力の運用殊に射撃術の進歩に負ふ所頗る多く、適時適當なる地點に有效なる火力を集散離合し、最も有効に威力を發揮することが、今日進歩せる射撃術の眞髓であつて、之が爲には各種光學的電氣的測測、射撃指揮及照準用具を必要とする。即ち戰場に於て敵の未だ視えざるに我は十分敵情を偵知し、敵の距離測定等の精度不良なる際、我は速かに精密なる諸元を決定し敵に先んじて、有效火力を發揚することは精密なる理學兵器の力に俟たなければならぬ、又火光、砲聲に依り敵の位置を決定する。

火光測定機、音源測定機や、高所又は上空より實測又は測量に依り、地理的位置を決定する光學的兵器等、理學兵器の進歩は誠に著しいものがある。

電氣兵器は之を分類すると電氣應用兵

近代陸海軍裝備の趨勢

器と電氣的威力兵器とに區分することが出来る。電氣應用兵器は通信器材、警戒及照準器材、照準器材、照準器材、各種動力器材等其の種類が多く、今や世界は電氣の世界と稱せらるゝが如く兵器に於ても益々其の使用範圍擴大せられつゝあるが、これ等は寧ろ補助兵器である。戰鬥の主目的たる殺傷、破壊等の威力兵器として歐洲大戰後半期より列國に於て研究せられつゝあるものに殺人光線、無線操縱、電氣砲等があると傳へられる。

要するに科學の不斷の進歩發達に伴ひ各國共將來科學的新兵器の研究創造に多大の努力を拂ふものと推察せられる。

飛行機に依る投下部隊と兵力の輸送

各種飛行機の驚異的進歩に對しては今更述べる迄もないが、最近飛行機に依る投下部隊がソ軍に於て大々的に養成訓練

せられ、時には千數百名を降下せしめた事もある。即ち多數の爆撃機にて輕機又は小銃に依り武装せる部隊を所望の地點に運搬し、落下傘に依り降下せしめ、地上に到着するや直ちに戰鬥行動に著手し、要點を占領し、次いで後續部隊として戦車、装甲車、火炮等を携行する部隊を運搬し、適當なる地點に著陸して、先遣せる投下部隊と協力し戰鬥行動を進捗せしめんとするのである。

又單に飛行機を利用し軍隊及軍需品を輸送することは各國にて試験済で、先年米國に於てパナマ運河に於ける演習に於て、爆撃機十機を使用し、七十六耗山地榴彈砲一個大隊を空中輸送した事がある。即ち將來空軍の發達に伴ひ單に空中戰鬥、對地攻撃のみならず、有力なる兵力を投下又は空輸して地上戰鬥に多大の影響を與ふるに至るであらう。

兵器の進歩と研究及製造能力の向上

今や兵器は科學工藝技術の進歩と時代の要求とに伴ひ、劃期的に進歩したが、其の進歩の程度は將來益々進展を來たすべく、又來たさなければならぬ。故に列國は國家の全智全能を擧げて新銳兵器の研究に日夜努力しつゝあると共に、軍需工業能力の擴充に努め優良なる兵器の製造補給上寸毫の遺憾無きを期し、以て國家總動員準備の完成に邁進しつゝあるものを見るにつけても、我國に於ても一層官兵協力一致益々新式精銳なる兵器を完成すると同時に其の製造能力を擴充し、之が實用に際しては其の取扱及用法の周密的確を期し、以て益々皇軍獨特の兵器威力を發揚し、國防上の完璧を期することが急務であると信ずる。

海軍現代兵器

【砲】

戰艦主砲 一九一〇年頃迄は各國共戰艦の主砲に十二吋砲を採用したが、砲身の長さ、彈量、初速孰れも其限度に達し之れ以上威力を増大することは頗る困難とせられた。然るに船體防禦の進歩に伴ひ穿徹後に於ける砲彈の炸裂力を高むるにあらざれば破壊力を逞しうすることは出來ないと謂ふことが問題となつた。此の問題を解決するには砲の口径を大にさへすれば初速を減しても所要の力を得ることとは可能なるのみならず、砲の浸蝕を減じ、其命數を大ならしめ得、尙其上に大距離の彈著觀測も容易であるとの理由の下に十三吋半を計畫製出し、續て一九一三年には十五吋砲を採用し、更に現代最新、戰艦には十六吋砲を裝備し、口径は

益々増大するの趨勢にあつた。然るに一九二一年華府に於ける軍備制限條約に依り主力艦は口径十六吋砲以上を製備すること能はざる狀況の儘今日に及んだ。

中小口径砲 水雷艇の出現により之が防禦として一八七〇年代にガットリング、ノルデンフェルト、ホッチキス等各種の機砲が案出せられ、何れも小銃口径より漸次發達して口径一時乃至一時半のものも造られるやうになつた。爾來更に水雷艇の發達と魚雷射程の延伸とにより必然的に水雷艇防禦砲の威力増大に當面し、遂に一八八三年にホッキス及ノルデンフェルトの五七耗速射砲が現出同時に一吋及三吋速射砲も製造され、間もなくクルップ社口径一二吋半の速射砲を製作し、次で一八八七年アームストロング速射砲の出現を見た。一八九〇年頃無煙火藥採用、高脚砲架の出現によつて名實共に速射砲となり、十二吋砲、十五吋砲の如きは戰艦の副砲、巡洋艦の主砲として

各國海軍殆んど同時に採用した。一方華府條約に依り新に出現する一萬噸巡洋艦の主砲としては八吋砲に制限せられ、次で一九三〇年ロンドン海軍條約に依り巡洋艦にして六・二吋砲、驅逐艦五・一吋砲の備砲を搭載するものも出現し得るやうになつて現在に至つた。高角砲は歐洲大戰時代に於ける航空機の發達に刺戟せられ、漸次艦船にも裝備さるゝに至り、其口径三吋乃至五吋位である。

【彈丸】

徹甲彈 彈帽を有し、此彈丸の主目的は重裝甲板を貫徹し且重要部を破壊するにある。従て大口徑砲用彈丸に主用される。

通常彈 概ね第二流以下の裝甲を貫徹し、且つ其内部機關に大損害を與へんとするもので、徹甲彈に比較すれば炸藥量を多くしてあり中口径砲用彈丸に主用される。

高機砲 爆發威力により非裝甲部を破壊し人員を殺傷せんとするにあるので、多量の炸藥を有し小口径砲に使用される。

機銃彈丸 之は對航空機用として使用され、非襲撃し來る敵機を打落す爲めには高角砲と機銃とを併用する必要を生じ、列國軍艦は兩者を併せ搭載す。彈丸の大きさは昆式四十耗から留式七耗七に至る迄種々雜多であり、又同じ口径の機銃彈でも用途により彈丸の種類が分る。

【水雷兵器】

魚雷水雷 世界各國共魚雷兵器に關しては之を嚴秘にするも從來各國共水上艦艇用魚雷の直徑は二十一吋(五十三釐)が最大のものであつたが、最近英國ヘルソン級戰艦に二十四吋魚雷を使用すること公表し、米國では二十五吋魚雷を實驗中とのことである。又獨逸は歐洲大戰の終期に二十五吋魚雷を用ひたと傳へら

れ、漸次雷徑増加に努めてゐることは明かである。又炸藥量も増加し、米國二十五吋魚雷は三一七耗、獨逸の二十五吋魚雷は其量實に四〇〇耗と稱せられる。

推進機關並原動力も從來は空氣式多氣筒機關が主用されたが、米國に於て電氣推進機關實現し無線操縱魚雷に成功せりと傳へ、又獨逸は潜水艦に使用せる内火式機關を魚雷に採用すれば魚雷として極めて重要な利點であると稱し、此等より推察するに將來は空氣式多氣筒に代り、電氣推進機關、内火式機關等幾多一層兵術上の要求に副ふものが實現するものと思惟される。

主力艦に於ける雷裝

最近主力艦に於ける魚雷の價値を疑はれ、主力艦より魚雷發射管を撤去せんとする傾向にあり、最近伊太利海軍は戰艦は勿論巡洋艦に對しても發射管を半減又全廢するに至つたと傳へられる。然るに獨逸の新巡洋艦には四聯裝水上發射機二

臺を裝備する計畫の由推知し得た。尙ほ一萬噸以下の小艦艇に對する魚雷兵裝に關しては各國共相當の考慮を拂つて居る現狀である。

魚雷空襲

伊太利海軍に於ては飛行機を以てする新雷撃法が試みられた。其の方法は高度約一萬呎魚雷にパラシュートが裝着され機軸は魚雷が射入後弧圓を畫く如く固定され、魚雷は水面を打つと同時にパラシュートから離脱して機軸が發動し、五十節の速力で圓を畫いて馳走し、敵艦隊の集合する港内若は碇泊地に對し使用するので、今日の實驗は不成功であつたが、攻撃法に就ては更に研究中の由である。

雷艇モーターボート

世界大戰の産んだもので主として潜水艦の驅逐に使用された。従つて主兵裝が爆雷である。現時は魚雷を主兵器とするモーター・トービド・ボートと改稱され、目標は戰艦襲撃にある。

佛海軍採用のエスコルツールと稱するものは一種の對潜水艦用で驅逐艦類似の小艇ではあるが、船體の構造を強固にし凌波性を加へて大洋上の行動に適せしめ商船隊保護に任せしめんとする由である。

機械水雷

機雷種別には管制式、非管制式、無繫維式あり、管制式には感知發火式、電氣觸發式あり、非管制式には繫維式、無繫維式あり、無繫維式には自動式、他動式あり、今各名稱に就き作働の大要を述べらる。

電氣管制機雷 信號浮標、水中聽音機又スモーク、ブイ等を使用して敵艦位置を探知し、陸上にて發火。

視發兼觸發機雷 陸上にて敵艦を視認發火するか、或は敵艦の觸雷により發火する。

普通機雷(角式機雷) 一般に使用されてゐる標準機雷で、罐の外部に突出せる

數本の角が艦船に觸れると内部のガラス罐が破壊し、其藥液が電池の基版に作用し電流を起し信管に通ずる。

特種機雷(アンテナ機雷) 機雷罐の上一定の長さのアンテナを附し、其の何れの部分が艦船に觸れても爆發する、即ちシーセルを應用したものである。

二重機雷 一個が爆發するか又敵に掃海されると、他の一個が海底から上昇して有効な位置をとるもの。

潮流機雷 強潮流の海面では機雷が傾くので、流壓の少ない流線型にしたもの。潜水艦用機雷 潜航中敷設するもので筒の中より送り出すものと艦外搭載のものを離脱せしむるものがある。

連繫機雷 機雷二個を繫いで沈置するもので、形式ではなく使ひ方による名稱である。

網機雷 防潜網に附けるもの。

時限機雷 敷設後暫らく海底にとどまり調定時限經過後適當な深度に浮上する

もの。

浮沈機雷 浮沈水雷の一種で潮上から敵艦へ流しかけるもの、又上下に浮沈して一定の調整深度を保つもの二種がある。

曳航爆雷 爆雷を曳航して之を潜水艦に衝突させ、爆破の目的を達する爲に用ゐられる。

對潜兵器 對潜水艦兵器としては爆雷水中聽音機、防潜網等がある。

火雷

軍用火薬は性能用途等により次の如く分類する。

(一)性能(爆發の程度)による分類

イ、緩性火薬類(火薬)爆發の速度が比較的小(一秒間二〇

〇―三〇〇米程度)なるもの、黒色火薬、無烟火薬。

ロ、猛勢火薬類(爆發)爆發速度極めて大(一秒間二、〇〇

〇―八、〇〇〇米程度)なるもの、爆薬、起爆薬。

(二)用途による分類

イ、發射藥(裝藥)

ロ、破壊藥(炸藥、爆破藥)

ハ、點火點爆藥(起爆藥、點火藥)

諸官廳納入

防水布

綿帆布

製造

日本加工織布株式會社

東京市神田區元岩井町三十九番地

電話浪花(67) 二二〇二六番
二二〇二七番
二二〇二八番
二二〇二九番
二二〇三〇番

資本金 壹千萬圓



大倉商事株式會社

本店 東京 銀座
 支店 大阪、大連、倫敦、紐育、シドニー
 出張所 橫濱、橫須賀、名古屋、舞鶴、神戸、
 吳、佐世保、門司、京城、臺北、奉天、
 新京、ハルビン、天津、青島、上海、
 漢口、新嘉坡、メルボルン、伯林、巴里

外交

國際聯盟脫退 二關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
 今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
 然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ

外交

日獨防共協定

(共產インターナショナル)
 (ナルニ對スル協定)
 (昭和一一、一一、二八)
 (條約第八號)

大日本帝國政府及獨逸國政府ハ
 共產「インターナショナル」(所謂「コミンテルン」)ノ目的ガ其ノ執リ得ル凡ラユル手段ニ依ル現存國家ノ破壊及暴壓ニ在ルコトヲ認メ
 共產「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干涉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナラシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確信シ
 共產主義的破壊ニ對スル防衛ノ爲協力セシムコトヲ欲シ左ノ通協定セリ
 第一條 締約國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

第二條 締約國ハ共產「インタナショナル」ノ破壞工作ニ依リテ國內ノ安寧ヲ脅サルル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ共同ニ勸誘スベシ

第三條 本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年期間効力ヲ有ス締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル兩國協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベシ

附屬議定書

本日共產「インタナショナル」ニ對スル協定ニ署名スルニ當リ下名ノ全權委員ハ左ノ通協定セリ

(イ) 兩締約國ノ當該官憲ハ共產「インタナショナル」ノ活動ニ關スル情報ノ交換並ニ共產「インタナショナル」ニ對スル啓發及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ

(ロ) 兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國

外ニ於テ直接又ハ間接ニ共產「インタナショナル」ノ勤務ニ服シ又ハ其ノ破壞工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ嚴格ナル措置ヲ執ルベシ

(ハ) 前記(イ)ニ定メラレタル兩締約國ノ當該官憲ノ協力ヲ容易ナラシムル爲ニ當該委員會設置セラルベシ共產「インタナショナル」ノ破壞工作防遏ノ爲ニ必要ナル爾餘ノ防衛措置ハ右委員會ニ於テ考究且協議セラルベシ

日・獨・伊防共協定

(昭和一二、一一、九) 條約第一六號

大日本帝國政府伊太利國政府及獨逸國政府ハ

共產「インタナショナル」ガ絶エズ東西兩岸ニ於ケル文明世界ヲ危險ニ陥レ、其ノ平和及秩序ヲ攪亂シ且破壞シツツアルニ鑑ミ

議定書

平和及秩序ノ維持ヲ念トスル一切ノ國家間ニ於ケル密接ナル協力ノミガ右危險ヲ減殺シ且除去シ得ルコトヲ確信シ

「フアシスト」政治ノ創始以來不撓ノ決意ヲ以テ右危險ト闘ヒ共產「インタナショナル」ヲ其ノ領土ヨリ驅逐シタル伊太利國ハ共產「インタナショナル」ニ對シ同様ノ防衛ノ意思ヲ堅持スル日本國及獨逸國ト共ニ右共同ノ敵ニ當ルコトニ決シタルニ鑑ミ

千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日本國及獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インタナショナル」ニ對スル協定第二條ノ規定ニ從ヒ左ノ通協定セリ

第一條 伊太利國ハ千九百三十六年十一月二十五日日本國及獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インタナショナル」ニ對スル協定及附屬議定書ニ參加ス右協定及附屬議定書ノ本文ハ本議定書ノ附録トシテ添附セラル

第二條 本議定書ノ三署名國ハ伊太利國ガ前條ニ掲ゲラルル協定及附屬議定書ノ原署名國ト看做サルコトニ同意ス本議定書ノ署名ハ右協定及附屬議定書ノ原本ノ署名ニ相當スルモノトス

第三條 本議定書ハ前記協定及附屬議定書ト一體ヲ爲スモノトス

第四條 本議定書ハ日本語、伊太利語及獨逸語ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

國際聯盟規約 (委任統治條項)

(大正九、一、一〇)

第二十二條 (委任統治)

一、今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争狀態ノ下ニ未ダ自立シ得ザル人民ノ居住スルモノニ對シテハ、該人民ノ福祉及發達ヲ

計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト、及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

二、此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最モ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ、之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

三、委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

四、從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ、尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クベキモノトス、前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

五、他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責任ズベキ程度ニ在リ、尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セザル限り良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ買賣又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スベキコトヲ保障シ、且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

六、西南阿弗利加及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成分子トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス、但シ受任國ハ土着人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

七、各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提

出スベシ
 八、受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ、豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スベシ
 九、受任國ノ年報ヲ受理審理セシメ且委員ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スベシ

九國條約

太平洋方面ニオケル島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル
 四國條約並同條約追加協定
 (大正一一、八、一七)

第一條 締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スベキコトヲ約ス
 締約國ノ何レカノ間ニ太平洋問題ニ起

因シ、且前記ノ權利ニ關スル爭議ヲ生ジ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハズ、且其ノ間ニ幸ニ現存スル圓滿ナル協議ニ影響ヲ及ボスノ虞アル場合ニ於テハ右締約國ハ共同會議ノ爲他ノ締約國ヲ招請シ當該事件全部ヲ考量調整ノ目的ヲ以テ其ノ議ニ付スベシ

第二條 前記ノ權利ガ別國ノ侵略的行爲ニ依リ脅威セラル、ニ於テハ締約國ハ右特殊事態ノ急ニ應ズル爲共同ニ又ハ各別ニ執ルベキ最有利ナル措置ニ關シ了解ヲ遂ゲムガ爲充分ニ且隔意ナク互ニ交渉スベシ

第三條 本條約ハ實施ノ時ヨリ十年間効力ヲ有シ、且右期間滿了後ハ十二月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ終了セシムル各締約國ノ權利ノ留保ノ下ニ引續キ其ノ効力ヲ有ス

第四條 本條約ハ締約國ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ成ルベク速ニ批准セラルベク且

華盛頓ニ於テ行ハルベキ批准書寄託ノ時ヨリ實施セラルベシ、千九百十一年七月十三日倫敦ニ於テ締結セラレタル大不列顛國及日本國間ノ協約ハ之ト同時ニ終了スルモノトス、合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證原本ヲ各署名國ニ送付スベシ

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ヲ以テ本文トシ、合衆國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルベタ、其ノ認證原本ハ同政府之ヲ各署名國ニ送付スベシ

追加

前記條約ニ使用セラレタル「島嶼タル屬地及島嶼タル領地」ナル語ハ之ヲ日本國ニ適用スルニ付テハ單ニ樺太(即チ薩哈噠島ノ南部)臺灣及澎湖列島並日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル諸島ノミヲ包含スルモノトス

本協定ハ前記條約ニ追加トシテ之ト同一ノ効力ヲ有ス

四國條約

支那ニ關スル九國條約

(大正一四、八、六)

第一條 支那國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス

- (一) 支那ノ主權、獨立並其ノ領土及行政的保全ヲ尊重スルコト
- (二) 支那ガ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル最完全ニシテ且障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト
- (三) 支那ノ領土ヲ通ジテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有効ニ樹立維持スル爲各盡力スルコト
- (四) 友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ減殺スベキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用スルコトヲ、及右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ、及右友好國ノ

安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト

第二條 締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シマタハ害スベキイカナル條約協定、取極マタハ了解ヲモ相互ノ間ニマタハ各別ニモシクハ協同シテ他ノ一國マタハ數國トノ間ニ締結セザルベキコトヲ約定ス

第三條 一切ノ國民ノ商業オヨビ工業ニ對シ支那ニオケル門戶開放マタハ機會均等ノ主義ヲ一層有効ニ適用スルノ目的ヲモツテ支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セザルベクマタ各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セザルベキコトヲ約定ス

(イ) 支那ノイヅレカノ特定地域ニオイテ商業上マタハ經濟上ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノタメ一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルベキ取極
 (ロ) 支那ニオイテ適法ナル商業モシクハ工業ヲ營ムノ權利、又ハ公共企業

ヲソノ種類ノイカンヲ問ハズ支那國政府モシクハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フガ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍期間又ハ地理的界限ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラルルガ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規程ハ特定ノ商業上工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルベキ財產又ハ權利ノ取得ヲ禁ズルモノト解釋スベカラザルモノトス
 支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハズ、一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スベキコトヲ約ス

第四條 締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニオイテ勢力範圍ヲ創設セントシ、又ハ相互間ノ

獨占的機會ヲ享有スルコトヲ定メント
スルモノヲ支持セザルコトヲ約定ス

第五條 支那國ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ
通シ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲ
モ行ヒ又ハ許容セザルベキコトヲ約定
ス、殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ
到達國貨物ノ原產地若ハ所有者、其ノ
積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ
貨物ガ支那鐵道ニ依リ輸送セラルル前
若ハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他
ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ
依リ料金又ハ便宜ニ付直接間接ノ差別
ヲ設ケザルベシ

支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國
又ハ自國民ガ特許條件、特殊協定其ノ
他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモ
ノニ關シ前記旨ノ義務ヲ負擔スベシ
第六條 支那國以外ノ締約國ハ支那國ノ
參加セザル戰爭ニオイテ支那國ノ中立
國トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコト
ヲ約定シ、支那國ハ中立國タル場合ニ

中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス
第七條 締約國ハ其ノ何レカノ一國ガ本
條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ、且右
適用問題ノ討論ヲ爲スヲ望マント認ム
ル事應發生シタルトキハ何時ニテモ關
係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交
渉ヲ爲スベキコトヲ約定ス

第八條 本條約ニ署名セザル諸國ニシテ
署名國ノ承認シタル政府ヲ有シ、且支
那國ト條約關係ヲ有スルモノハ本條約
ニ加入スベキコトヲ招請セラルベシ、
右目的ノ爲合衆國政府ハ非署名國ニ必
要ナル通牒ヲ爲シ且其ノ受領シタル回
答ヲ締約國ニ通告スベシ、別國ノ加入
ハ合衆國政府ガ其ノ通告ヲ受領シタル
時ヨリ効力ヲ生ズベシ

第九條 本條約ハ締約國ニヨリ各自ノ憲
法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルベク且批
准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルベ
シ、右ノ寄託ハ成ルベク速ニ華盛頓ニ
於テ之ヲ行フベシ、合衆國政府ハ批准

書寄託ノ調書ノ調書本ヲ他ノ締約國
ニ送付スベシ
本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ
以テ共ニ正文トシ、合衆國政府ノ記錄
ニ寄託保存セラルベク、其ノ調書本
ハ同政府ヨリ他ノ各締約國ニ之ヲ送付
スベシ

不戰條約

(戰爭拋棄ニ關スル條約)
(昭和四、七、二五)

第一條 締約國ハ國際紛爭解決ノ爲戰爭
ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係
ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭
ヲ拋棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名
ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

第二條 締約國ハ相互間ニ起ルコトアル
ベキ一切ノ紛爭又ハ紛議ハ其ノ性質又
ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依
ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコ
トヲ約ス

第三條 本條約ハ前文ニ掲ゲラルル締約

國ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從
ヒ批准セラルベク且各國ノ批准書ガ總
テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタ
ル後直ニ締約國間ニ實施セラルベシ
本條約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ實施セ
ラレタルトキハ世界ノ他ノ一切ノ國ノ
加入ノ爲必要ナル間開キ置カルベシ一
國ノ加入ヲ證スル各文書ハ「ワシント
ン」ニ於テ寄託セラルベク本條約ハ右
寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本條約ノ
他ノ當事國トノ間ニ實施セラルベシ
(以下略)

宣言

帝國政府ハ千九百二十八年八月二十七
日巴里ニ於テ署名セラレタル戰爭拋棄ニ
關スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民
ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章
ヨリ觀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了
解スルコトヲ宣言ス

昭和四年六月二十七日

日滿議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基
キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ
至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ
滿洲國ニ適用シ得ベキ限り之ヲ尊重スベ
キコトヲ宣言セルニ因リ日本國政府及滿
洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永
遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東
洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セ
リ

一 滿洲ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定
ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ
日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間
ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約
ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊
重スベシ
二 日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領

土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ
締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅
威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國
家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス
之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐
屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生ズベシ
本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ
作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解
釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモ
ノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當
ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ
昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十
五日新京ニ於テ之ヲ作成ス
日本帝國特命全權大使 武藤信義
滿洲國國務總理 鄭孝胥